

指定都市基本施策比較検討調

〈令和元年度 決算編〉

福岡市議会事務局

令和2年度 指定都市基本施策比較検討調

〈決算編〉

目次

I 総記

1	人口	1
2	世帯数	1
3	従業地・通学地による人口	1
4	人口構成	1
5	合計特殊出生率	2
6	面積	2
7	土地利用	2
8	産業構造	3
9	経済活動別市内総生産額	4
10	商業機能	4
11	製造品出荷額等	4
12	市民所得	4
13	雇用	4
14	国際化	5
15	家計	5
16	消費者物価指数	6
17	平均消費者物価地域差指数	6
18	職員総数	6
19	行政区	6

II 令和元年度決算

1	令和元年度普通会計決算及び各種指標	7
2	普通会計歳入内訳	9
3	普通会計性質別歳出の内訳	13
4	普通会計目的別歳出の内訳	17
5	資金不足比率	19
6	公営事業の経営状況	21

Ⅲ 主要施策の現況

1 長期計画	31
2 姉妹友好都市提携（海外）	33
3 市税収納状況	35
4 法人市民税超過課税	35
5 交通事故件数	37
6 清掃施設等	37
7 保育所・認定こども園	39
8 高齢者保健福祉	45
9 介護保険事業	47
10 国民健康保険事業	49
11 生活保護	50
12 医療施設	51
13 公害関係	52
14 金融関係	53
15 中央卸売市場の実績	53
16 都市公園	55
17 道 路	57
18 河 川	58
19 住 宅	59
20 教育関係	61
(1) 幼稚園	61
(2) 市立小学校	62
(3) 市立中学校	63
(4) 義務教育学校	64
(5) 高等学校	65
(6) 中等教育学校	67
(7) 私立学校への助成状況	68
(8) 市立短期大学	69
(9) 市立大学	69
(10) 市立図書館	71
21 港 湾	72
22 上 水 道	73
23 工業用水道	74
24 下 水 道	75
25 交 通	77
(1) バ ス	77
(2) 高速鉄道（地下鉄）	79

26 消 防	81
IV 公共料金、助成・融資制度等	
1 保育所徴収金	83
2 住宅融資制度	129

凡 例

- 1 調査事項は、特に指定のない限り、令和2年4月1日現在である。
(期日を異にするものは、その旨記入してある。)
- 2 資料中の符号の用法は、次のとおりである。

「0」	単位未満
「△」	減少
「-」	皆無または該当数字なし
「…」	不詳
- 3 数字の単位未満は、小数点第2位以下四捨五入した数値である。

I 総記

区分	1		2			3		4								
	人口	前年度伸び率	世帯数	前年度伸び率	世帯数当たり人員	従業地・通学地による人口(昼間人口)	昼夜間人口比率(夜間人口=100)	人口構成	15歳未満(年少人口)	5年間の増減	15歳～64歳(生産年齢人口)	5年間の増減	65歳以上(老年人口)	5年間の増減	65～74歳	5年間の増減
単位	人	%	世帯	%	人	人		%	%		%	%	%			
札幌市	1,969,686	0.2	967,464	1.1	2.0	1,959,740	100.4	100.0	11.4	△ 0.3	63.7	△ 4.0	24.9	4.4	13.3	2.5
仙台市	1,087,723	0.2	522,151	1.4	2.1	1,148,389	106.1	100.1	12.5	△ 0.8	65.0	△ 3.2	22.6	4.0	11.9	2.0
さいたま市	1,314,102	1.0	581,050	1.0	2.3	1,175,579	93.0	100.0	13.2	△ 0.6	64.0	△ 3.0	22.8	3.5	12.6	1.4
千葉市	980,824	0.3	444,359	1.6	2.2	951,528	97.9	100.0	12.7	△ 0.6	62.4	△ 2.9	24.9	3.5	14.1	1.0
川崎市	1,535,415	0.9	746,752	1.7	2.1	1,302,487	88.3	100.0	12.8	△ 0.3	67.7	△ 2.3	19.5	2.7	10.5	1.1
横浜市	3,753,771	0.3	1,723,409	1.4	2.2	3,416,060	91.7	100.1	12.7	△ 0.6	64.0	△ 2.6	23.4	3.3	12.5	1.2
相模原市	722,252	0.00	329,168	1.3	2.19	636,218	88.3	99.9	12.4	△ 0.8	63.6	△ 3.9	23.9	4.5	13.8	2.0
新潟市	793,138	△ 0.5	341,240	0.7	2.3	822,469	101.5	100.0	12.2	△ 0.6	60.8	△ 3.2	27.0	3.8	13.6	2.1
静岡市	688,615	△ 0.5	295,827	0.9	2.3	726,136	103.0	100.1	12.2	△ 0.7	59.3	△ 3.1	28.6	3.9	14.7	1.7
浜松市	789,785	△ 0.2	324,313	△ 1.3	2.4	792,639	99.3	100.0	13.6	△ 0.5	60.0	△ 3.0	26.4	3.5	13.4	1.8
名古屋市	2,324,877	0.3	1,122,648	1.3	2.1	2,589,799	112.8	100.0	12.5	△ 0.5	63.3	△ 2.5	24.2	3.0	12.7	1.2
京都市	1,461,218	△ 0.2	726,834	1.0	2.0	1,608,216	109.0	100.0	11.3	△ 0.6	62.0	△ 3.1	26.7	3.7	14.0	2.3
大阪市	2,746,983	0.7%	1,449,327	1.8	1.9	3,543,449	131.7	100.0	11.2	△ 0.5	63.6	△ 2.1	25.3	2.6	13.3	0.9
堺市	826,481	△ 0.3	360,779	0.8	2.3	785,324	93.6	100.0	13.6	△ 0.4	59.5	△ 3.9	26.9	4.3	15.0	1.4
神戸市	1,518,870	△ 0.2	723,911	0.6	2.1	1,571,625	102.2	100.0	12.2	△ 0.5	60.7	△ 3.4	27.1	4.0	14.3	2.0
岡山市	720,385	0.1	※6 331,652	1.2	※7 2.1	745,199	103.6	100.0	13.7	△ 0.6	61.5	△ 2.6	24.7	3.2	12.9	2.0
広島市	1,197,735	△ 0.0	553,528	0.9	2.2	1,211,020	101.4	100.0	14.2	△ 0.4	62.1	△ 3.4	23.7	3.7	13.1	2.2
北九州市	935,432	△ 0.4	432,063	0.6	2.2	983,517	102.3	100.0	12.6	△ 0.4	58.1	△ 3.6	29.3	4.1	14.9	2.0
福岡市	1,596,953	0.9	825,834	1.8	1.9	1,704,218	110.8	100.0	13.3	△ 0.0	66.0	△ 3.1	20.7	3.1	11.2	1.8
熊本市	737,598	△ 0.1	328,290	1.1	2.2	756,852	102.2	100.0	14.1	△ 0.4	61.7	△ 2.8	24.2	3.2	12.0	1.9

(注)

- ・ 1の人口は、令和2年4月1日現在の推計人口。
- ・ 2の世帯数は、令和2年4月1日現在の推計世帯数。
- ・ 3の従業地・通学地による人口(昼間人口)及び昼夜間人口比率は、平成27年国勢調査結果の数値。
- ・ 4の人口構成は、平成27年国勢調査結果の数値(年齢不詳を除く)。四捨五入のため、合計は100%になるとは限らない。また、5年間の増減は、平成22年国勢調査結果の数値からの増減値。
- ・ 5の合計特殊出生率(各都市独自算出)は、平成30年の数値を小数点第2位まで記載。
- ・ 6の面積の市街化区域及び市街化調整区域の(%)は市域面積に対する比率(市域と都市計画区域の面積が同一でない場合は、両比率の合計は、100%にならない)。
- ・ 7の土地利用の数値は、令和2年1月1日現在の地目別有租地面積の数値を小数点第1位以下四捨五入して記載。国及び地方公共団体の所有する公有地、公衆用道路、社寺境内地等の課税対象外の土地は含まない。

				5	6						7								
75歳以上	5年間の増減	平均年齢		合計特殊出生率	面積 km ²	市街化区域		市街化調整区域		人口密度 (1km ² 当たり) 人	土地利用 ha	宅地					田畑 ha	雑種地 その他 ha	免税点 未済 ha
		5年間の増減	歳			km ²	%	km ²	%			商業 ha	工業 ha	住宅 ha	その他 ha	小計 ha			
11.6	1.9	46.2	1.8	1.14	1121.3	250.2	22.3	317.8	28.3	1,757	33,301	780	754	11,790	488	13,812	2,185	12,691	4,613
10.6	1.9	44.3	2.0	1.25	786.3	※1 180.1	22.9	※1 262.8	33.4	1,383	31,848	754	1,255	7,307	968	10,284	6,158	14,353	1,053
10.2	2.1	44.3	1.5	1.34	217.4	117.0	53.8	100.5	46.2	6,063	14,278	316	307	6,675	714	8,012	3,874	1,797	595
10.8	2.4	45.4	1.4	1.28	271.8	128.8	47.3	143.3	52.7	3,609	17,783	278	1,491	5,341	1,031	8,141	3,914	4,784	944
8.9	1.5	42.8	1.3	1.35	144.4	127.3	88.2	17.1	11.8	10,636	8,960	245	2,091	5,098	2	7,436	506	970	48
10.9	2.0	44.9	1.5	1.32	435.5	337.4	77.3	99.1	22.7	8,619	27,324	936	2,959	16,465	7	20,367	2,621	3,880	456
10.2	2.6	44.8	2.0	1.25	328.9	68.3	20.8	42.0	12.8	2,196	14,742	149	564	4,055	9	4,777	1,719	7,301	945
13.4	1.7	46.8	1.5	1.33	726.5	129.0	17.8	597.4	82.2	1,092	51,064	866	1,506	6,051	3,470	11,893	32,984	4,829	1,358
13.9	2.2	47.5	1.6	※2 1.33	1411.8	※3 104.7	※3 7.4	※3 130.1	※3 9.2	488	77,393	180	1,045	5,044	547	6,816	9,074	56,623	4,880
13.0	1.8	46.2	1.5	※4 1.51	1558.1	98.7	6.3	415.8	26.7	507	64,428	206	876	9,132	166	10,380	13,926	34,582	5,540
11.4	1.7	45.0	1.2	1.42	326.5	302.6	92.7	23.9	7.3	7,121	18,389	1,080	1,981	11,810	289	15,160	1,052	2,066	111
12.6	2.0	45.9	1.3	1.25	827.9	149.8	18.1	330.7	39.9	1,765	32,760	279	817	6,587	540	8,223	2,192	20,204	2,141
12.0	1.7	45.8	1.0	1.16	225.3	211.5	93.9	13.8	6.1	12,193	11,219	1,448	2,381	6,721	—	10,550	75	499	95
11.9	2.5	45.8	1.5	1.46	149.8	107.3	71.6	42.6	28.4	5,516	8,899	472	1,752	4,183	3	6,410	1,084	1,066	339
12.8	2.0	46.6	1.6	※5 1.37	557.0	203.6	36.6	353.6	63.5	2,727	26,911	526	1,738	6,572	1,153	9,989	4,802	10,886	1,234
11.8	1.2	44.7	1.1	1.48	789.9	103.9	13.2	482.1	61.0	912	41,879	1,059	634	4,596	2,600	8,889	15,496	14,376	3,118
10.6	1.5	44.4	1.3	1.49	906.7	161.1	17.8	238.2	26.3	1,321	42,358	294	903	6,610	704	8,511	3,514	26,528	3,805
14.4	2.1	47.5	1.4	1.61	491.7	205.6	41.8	283.1	57.6	1,902	24,270	586	3,872	6,925	561	11,944	2,939	7,817	1,570
9.5	1.3	43.1	1.2	※8 1.33	※9 343.5	※10 163.6	※10 47.6	※10 177.2	※10 51.6	4,650	18,413	1,027	1,008	6,572	666	9,273	2,144	5,656	1,340
12.1	1.3	44.8	1.3	1.56	390.3	108.0	27.7	246.4	63.1	1,890	26,336	92	249	5,748	1,949	8,038	11,830	4,736	1,732

※1（仙台市）令和元年12月末現在

※2（静岡市）平成30年9月30日現在の住民基本台帳人口による女子人口（日本人）で算出

※3（静岡市）令和2年3月末現在の数値

※4（浜松市）住民基本台帳による日本人年齢別女性人口を用いて算出

※5（神戸市）平成27年の数値

※6（岡山市）令和2年3月末の住民基本台帳世帯数

※7（岡山市）令和2年3月末の住民基本台帳人口及び世帯数により算出

※8（福岡市）平成27年の数値

※9（福岡市）令和2年1月1日現在の数値

※10（福岡市）令和2年3月23日現在の数値

区分	8 産業構造													
	事業所数						従業者数							
	第一次産業	構成比	第二次産業	構成比	第三次産業	構成比	第一次産業	構成比	第二次産業	構成比	第三次産業	構成比		
単位	所	%	所	%	所	%	人	%	人	%	人	%		
札幌市	76,604 (72,451)	105 (96)	0.1 (0.1)	9,321 (8,757)	12.2 (12.1)	67,178 (63,598)	87.7 (87.8)	912,841 (838,911)	1,345 (894)	0.1 (0.1)	99,922 (95,808)	10.9 (11.4)	811,574 (742,209)	88.9 (88.5)
仙台市	50,186 (48,419)	75 (62)	0.1 (0.1)	5,984 (5,851)	11.9 (12.1)	44,127 (42,506)	87.9 (87.8)	597,651 (554,801)	604 (614)	0.1 (0.1)	72,339 (71,455)	12.1 (12.9)	524,708 (482,732)	87.8 (87.0)
さいたま市	43,057 (41,330)	64 (55)	0.1 (0.1)	6,747 (6,371)	15.7 (15.4)	36,246 (34,904)	84.2 (84.5)	547,354 (509,450)	476 (384)	0.1 (0.1)	75,198 (73,970)	13.7 (14.5)	471,680 (435,096)	86.2 (85.4)
千葉市	30,647 (29,326)	45 (50)	0.2 (0.2)	4,023 (3,859)	13.1 (13.1)	26,579 (25,417)	86.7 (86.7)	432,258 (406,378)	310 (478)	0.1 (0.1)	56,430 (55,392)	13.0 (13.6)	375,518 (350,508)	86.9 (86.3)
川崎市	43,149 (40,934)	74 (64)	0.2 (0.2)	7,378 (6,863)	17.1 (16.8)	35,697 (34,007)	82.7 (83.1)	584,131 (543,812)	782 (650)	0.1 (0.1)	115,072 (98,902)	19.7 (18.2)	468,277 (444,260)	80.2 (81.7)
横浜市	120,778 (114,930)	168 (163)	0.1 (0.1)	18,052 (16,984)	14.9 (14.8)	102,558 (97,783)	84.9 (85.1)	1,573,667 (1,475,974)	1,126 (1,403)	0.1 (0.1)	242,954 (220,836)	15.4 (15.0)	1,329,587 (1,253,735)	84.5 (84.9)
相模原市	24,010 (22,480)	79 (73)	0.3 (0.3)	4,838 (4,553)	20.1 (20.3)	19,093 (17,854)	79.5 (79.4)	265,283 (248,832)	1,004 (786)	0.4 (0.3)	57,577 (57,296)	21.7 (23.0)	206,702 (190,750)	77.9 (76.7)
新潟市	37,385 (35,510)	147 (139)	0.4 (0.4)	6,033 (5,811)	16.1 (16.4)	31,205 (29,560)	83.5 (83.2)	396,433 (364,667)	1,887 (2,006)	0.5 (0.5)	73,296 (72,771)	18.5 (20.0)	321,250 (289,890)	81.0 (79.5)
静岡市	37,081 (35,194)	70 (70)	0.2 (0.2)	7,134 (6,711)	19.2 (19.1)	29,877 (28,413)	80.6 (80.7)	372,917 (340,623)	622 (662)	0.2 (0.2)	80,537 (76,142)	21.6 (22.4)	291,758 (263,819)	78.2 (77.5)
浜松市	37,660 (35,552)	177 (150)	0.5 (0.4)	8,389 (7,893)	22.3 (22.2)	29,094 (27,509)	77.3 (77.4)	394,381 (367,526)	2,130 (1,908)	0.5 (0.5)	112,665 (105,715)	28.6 (28.8)	279,586 (259,903)	70.9 (70.7)
名古屋市	125,884 (119,510)	58 (50)	0.0 (0.0)	19,550 (18,399)	15.5 (15.4)	106,276 (101,061)	84.4 (84.6)	1,498,995 (1,417,153)	426 (385)	0.0 (0.0)	236,475 (228,649)	15.8 (16.1)	1,262,094 (1,188,119)	84.2 (83.8)
京都市	75,282 (70,637)	78 (73)	0.1 (0.1)	12,727 (11,781)	16.9 (16.7)	62,477 (58,783)	83.0 (83.2)	788,170 (739,542)	1,106 (967)	0.1 (0.1)	124,559 (118,929)	15.8 (16.1)	662,505 (619,646)	84.1 (83.8)
大阪市	191,854 (179,252)	57 (51)	0.0 (0.0)	27,907 (25,408)	14.5 (14.2)	163,890 (153,793)	85.4 (85.8)	2,354,657 (2,209,412)	555 (452)	0.0 (0.0)	352,667 (314,897)	15.0 (14.3)	2,001,435 (1,894,063)	85.0 (85.7)
堺市	30,128 (28,733)	21 (22)	0.1 (0.1)	5,697 (5,456)	18.9 (19.0)	24,410 (23,255)	81.0 (80.9)	337,160 (314,806)	179 (201)	0.1 (0.1)	80,260 (76,164)	23.8 (24.2)	256,721 (238,441)	76.1 (75.7)
神戸市	※5 71,718 (66,882)	98 (81)	0.1 (0.1)	8,179 (7,615)	11.4 (11.4)	63,441 (59,186)	88.5 (88.5)	776,937 (727,130)	778 (685)	0.1 (0.1)	119,904 (110,402)	15.4 (15.2)	656,255 (616,043)	84.5 (84.7)
岡山市	33,016 (31,798)	115 (102)	0.3 (0.3)	4,832 (4,626)	14.6 (14.5)	28,069 (27,070)	85.0 (85.1)	360,610 (341,398)	1,289 (1,198)	0.4 (0.4)	61,021 (58,364)	16.9 (17.1)	298,300 (281,836)	82.7 (82.6)
広島市	55,733 (53,327)	96 (83)	0.2 (0.2)	7,640 (7,365)	13.7 (13.8)	47,997 (45,879)	86.1 (86.0)	618,100 (581,331)	871 (732)	0.1 (0.1)	100,887 (100,932)	16.3 (17.4)	516,342 (479,667)	83.5 (82.5)
北九州市	44,150 (41,772)	53 (39)	0.1 (0.1)	6,214 (5,972)	14.1 (14.3)	37,883 (35,761)	85.8 (85.6)	466,561 (434,714)	467 (419)	0.1 (0.1)	91,930 (88,145)	19.7 (20.3)	374,164 (346,150)	80.2 (79.6)
福岡市	75,200 (72,284)	63 (54)	0.1 (0.1)	7,379 (7,077)	9.8 (9.8)	67,758 (65,153)	90.1 (90.1)	908,807 (866,930)	586 (441)	0.1 (0.1)	87,999 (86,051)	9.7 (9.9)	820,222 (780,438)	90.3 (90.0)
熊本市	32,048 (28,310)	123 (107)	0.4 (0.4)	3,944 (3,545)	12.3 (12.5)	27,981 (24,658)	87.3 (87.1)	348,598 (305,105)	1,476 (1,096)	0.4 (0.4)	42,549 (42,391)	12.2 (13.9)	304,573 (261,618)	87.4 (85.7)

(注)

・ 8の産業構造のうち事業所数及び構成比については、平成26年経済センサス（基礎調査）における民営及び国・地方公共団体の合計。また、カッコ内は平成28年経済センサス（活動調査）における民営の数値。従業者数は平成26年経済センサス（基礎調査）における民営及び国・地方公共団体の従業者数の合計。また、カッコ内は平成28年経済センサス（活動調査）における民営の従業者数の数値。

・ 9の経済活動別市内総生産額は、国民経済計算体系（新SNA）に基づく「県民経済計算標準方式」による推計（28年度）の数値（名目値）。また、内訳には輸入品に課される税・関税等が含まれないため、各産業の合計は市内総生産額と一致しない。

・ 10の年間商品販売額（卸売業）及び同（小売業）は、平成26年の商業統計結果の数値。

・ 11の製造品出荷額等（4人以上）は、平成30年の工業統計結果の数値。

・ 12の市民所得及び雇用者報酬は、国民経済計算体系（新SNA）に基づく「県民経済計算標準方式」による推計（28年度）の数値。

・ 13の有効求人倍率は、一般の常用と臨時、季節及びパートタイムを合計した全数の数値とし、令和2年2月時点の公共職業安定所公表数値（パートを含む）を小数点第2位まで記載。完全失業率は、平成27年国勢調査結果数値から算出（なお、新聞報道等で一般的に使われている完全失業率は、就業・不就業の状態を明らかにすることを目的に行われる労働力調査に基づく数値）。

9 経済活動別市内 総生産額 <small>(前年度伸び率)</small>	10 商業機能			11 製造品 出荷額等 (4人以上)	12		13 雇用			
	第一次 産業	第二次 産業	第三次 産業		年間商品販売額 (卸売業)	年間商品販売額 (小売業)	市民所得 (1人当たり) <small>(前年度伸び率)</small>	雇用者報酬 (1人当たり)	有効 求人倍率	完全失業率
	億円 (%)	億円	億円		億円	億円	千円 (%)	千円	倍	%
67,390 (0.8)	39	7,102	59,740	68,850	20,247	5,604	2,665 (0.5)	4,254	1.29	5.4
53,662 (0.4)	42	9,225	43,926	66,855	12,333	9,224	3,414 (△0.7)	5,211	1.71	4.9
43,373 (0.6)	41	5,842	37,259	31,361	11,939	8,594	3,197 (△0.6)	...	※1 1.34	4.0
37,261 (1.1)	69	5,987	31,032	19,516	9,378	13,163	3,024 (0.8)	4,984	1.62	4.4
61,269 (△0.5)	24	17,726	43,265	11,776	9,846	40,929	3,638 (△1.1)	5,949	1.64	3.6
133,696 (0.3)	83	21,490	111,279	51,041	34,756	35,963	3,264 (0.1)	4,957	1.48	3.7
... (...)	4,810	5,558	14,017	... (...)	...	1.09	4.3
31,119 (△0.5)	375	6,071	24,672	22,330	8,547	11,451	2,938 (0.5)	4,469	1.49	4.0
32,090 (△0.9)	116	9,493	22,317	17,169	8,369	19,708	3,552 (△0.2)	...	※2 1.48	4.3
※3 30,354 (1.2)	399	9,498	※3 20,319	15,081	8,795	20,113	3,070 (0.5)	※3 5,244	1.38	4.0
133,071 (0.0)	10	18,086	113,941	204,724	29,565	34,904	3,622 (△2.9)	5,020	2.21	4.0
65,505 (2.5)	86	17,904	47,111	27,392	16,500	26,137	3,160 (2.7)	4,700	1.74	4.5
194,935 (△0.2)	14	24,131	169,762	308,055	39,423	36,816	4,648 (△2.4)	6,390	※4 2.54	5.7
... (...)	7,884	6,136	32,471	... (...)	...	1.35	5.2
64,229 (0.0)	102	17,415	46,286	31,931	16,572	34,398	3,124 (0.3)	4,796	1.50	5.1
28,650 (0.7)	165	5,422	22,936	17,870	8,050	10,182	2,931 (0.5)	4,592	※6 2.27	4.3
54,808 (1.7)	58	12,113	42,305	55,741	12,560	32,076	3,391 (1.3)	4,611	2.24	3.9
36,869 (0.0)	55	10,231	26,266	14,999	9,131	21,309	2,904 (0.7)	4,643	1.45	5.5
76,954 (1.2)	56	6,121	70,313	95,851	17,504	5,720	3,329 (△0.8)	4,963	1.64	5.1
... (...)	13,112	7,413	4,674	... (...)	...	1.45	4.6

※1 (さいたま市) 市の値がないため埼玉県の値を使用

※2 (静岡市) 静岡市の外に、焼津市及び島田市を含めた中部管内の数値

※3 (浜松市) 『平成29年度浜松市の市民経済計算』の平成28年度数値を使用しており、同冊子平成28年度版の数値とは一致しません。

※4 (大阪市) 吹田市を含む

※5 (神戸市) 平成28年の事業所総数は事業内容等不詳を含む

※6 (岡山市) 岡山市の外に、吉備中央町の一部及び瀬戸内市を含めた岡山管内及び西大寺管内の数値

区分	14 国際化			15 家計					
	外国人 居住者	姉妹都市 等の数	国際会議 開催件数	1世帯1箇月当たり(二人以上の世帯)					
				世帯人員	有業人員	世帯主の年齢	消費支出	実収入(勤労者世帯)	消費支出(勤労者世帯)
単位	人	箇所	件	人	人	歳	円	円	円
札幌市	14,656	5	102	2.9	1.3	57.2	294,682	574,012	313,060
仙台市	13,755	7	136	3.0	1.3	60.2	276,204	488,407	298,333
さいたま市	27,086	※2 6	15	3.1	1.4	57.8	337,281	781,096	363,041
千葉市	28,525	7	56	3.0	1.3	58.5	306,737	662,834	348,553
川崎市	46,408	9	-	2.9	1.5	56.2	318,105	692,225	352,500
横浜市	105,287	※4 15	277	2.8	1.2	61.1	307,594	611,076	340,640
相模原市	16,017	2	-	2.9	1.2	63.2	281,450	531,835	311,600
新潟市	5,788	8	26	3.3	1.5	56.9	294,196	652,636	314,427
静岡市	11,068	5	16	3.0	1.4	61.0	280,604	580,329	309,361
浜松市	25,848	4	15	3.1	1.4	57.6	297,409	602,006	323,990
名古屋市	87,588	※7 8	252	2.9	1.3	59.8	287,547	546,611	320,191
京都市	47,283	9	383	2.9	1.2	61.7	257,780	471,713	290,767
大阪市	145,720	7	204	2.9	1.3	59.6	270,408	541,198	291,972
堺市	15,601	※10 7	1	2.8	1.1	62.3	283,145	553,735	310,671
神戸市	49,110	10	438	2.9	1.3	58.9	271,236	546,196	302,857
岡山市	14,069	8	43	3.2	1.5	55.5	306,454	534,632	318,036
広島市	20,476	6	72	3.0	1.3	57.7	308,614	576,190	327,058
北九州市	13,871	6	150	2.6	1.0	66.1	256,639	484,423	305,263
福岡市	39,312	※12 8	313	2.9	1.3	57.1	299,637	567,753	343,473
熊本市	※13 6,617	8	18	3.1	1.4	57.4	289,882	529,179	325,075

(注)

- ・14の外国人居住者は、令和2年3月末現在の住民基本台帳による外国人住民数。姉妹都市等の数は、全市的に交流している都市。国際会議開催件数は、平成31年開催分とし、「国際会議とは」①50人以上の参加者のある会議で、②参加国数が日本を含む3カ国以上、③開催期間が1日以上との会議とし、開催件数は日本政府観光協会（JNTO）が公表した2019年国際会議統計による。
- ・15の数値は、総務省統計局所管家計調査に基づく平成31年の平均の数値。
- ・16の消費者物価指数は、平成31年度平均の数値。
- ・17の消費者物価地域差指数は、「全国平均＝100」として計算した平成31年平均の数値。
- ・18の職員関係の数値は、令和2年地方公務員給与実態調査の数値。一般行政職平均給与は給料+扶養手当+地域手当の合計数値。一般行政職平均給与は給料+扶養手当+地域手当の合計数値。市民千人当たりの職員数及び市民千人当たりの一般行政職職員数は、令和2年4月1日現在の推計人口により算出。ラスパイレズ指数は、令和2年4月1日現在の数値。
- ・19の行政サービスコーナーとは、市民の利便性の向上のため、市が市内の主要な箇所に直接設置し、又は他施設の一部を利用して設置し、市職員を配置し、住民票の写しの交付等の行政サービス及び行政情報等を提供する施設であって、区役所、支所、出張所等総合的な市行政サービスを行う施設以外のものをいう。

16 消費者物価指数 (27年=100)	17 平均消費者物価 地域差指数 (全国平均=100)	18							19			
		職員総数 人	前年度 伸び率 %	一般行政職 平均年齢 歳	一般行政職 平均給与 円	市民千人 当たりの職員数 人	市民千人 当たりの一般 行政職員数 人	ラスパイレス指数	行政区 区	支所数 所	出張所数 所	行政 サービス コーナー 所
102.9	99.5	22,631	0.7	40.4	316,100	11.5	3.5	99.6	10	※1 85	2	1
102.1	99.9	14,465	1.9	42.2	355,967	13.3	3.5	102.6	5	2	-	10
101.5	102.7	15,210	5.9	40.3	376,405	11.5	3.1	102.1	10	16	-	9
101.7	101.3	11,560	△ 0.1	41.3	373,300	11.8	3.4	101.1	6	-	-	※3 17
101.8	105.2	19,305	1.02	41.6	398,200	12.6	3.5	101.0	7	2	4	6
101.5	104.7	44,745	2.2	40.6	371,037	11.9	3.4	100.1	18	-	-	10
101.4	103.0	7,771	2.1	40.3	365,100	10.8	3.9	99.3	3	-	※5 18	※5 11
101.8	98.9	11,230	△ 0.1	41.8	339,521	14.2	3.9	102.5	8	-	14	※6 15
101.3	99.7	8,749	△ 0.3	40.8	352,661	12.7	3.8	102.5	3	-	3	28
102.0	98.5	8,795	△ 0.4	42.7	362,800	11.1	3.4	100.2	7	-	-	52
101.1	98.5	35,909	2.4	41.2	373,898	15.4	3.3	99.3	16	6	-	※8 31
101.9	100.8	19,861	1.9	43.2	373,564	13.6	4.1	102.0	11	3	14	10
101.2	99.7	35,206	1.8	43.6	380,345	12.8	3.7	96.7	24	-	2	※9 7
101.4	99.6	9,365	0.5	42.4	375,400	11.3	3.8	100.3	7	-	-	-
102.0	100.9	21,036	△ 0.7	42.5	376,930	13.8	4.2	100.4	9	1	14	2
101.1	97.6	8,455	△ 0.2	44.3	378,300	11.7	3.7	100.5	4	4	13	12
101.4	98.9	14,788	1.4	41.4	359,294	12.3	3.8	99.9	8	-	12	※11 9
103.2	97.5	11,920	1.0	45.7	374,368	12.7	5.0	101.8	7	-	9	2
102.2	97.5	16,672	1.2	40.3	354,700	10.4	3.6	101.9	7	-	2	3
101.5	98.4	9,864	1.0	41.8	332,674	13.4	4.2	100.1	5	-	8	-

- ※1 (札幌市) まちづくりセンター
- ※2 (さいたま市) 姉妹都市4、友好都市2
- ※3 (千葉市) 市民センター12カ所、連絡所5カ所
- ※4 (横浜市) 姉妹・友好都市8、パートナー都市7
- ※5 (相模原市) まちづくりセンター14、出張所4 行政サービスコーナー欄は、連絡所数を掲載
- ※6 (新潟市) 連絡所10、行政サービスコーナー5
- ※7 (名古屋市) 姉妹都市5、友好都市1、パートナー都市2
- ※8 (名古屋市) サービスセンター1、地下鉄駅長室30
- ※9 (大阪市) 大阪市サービスカウンター (3: 梅田・難波・天王寺)、大阪市役所住民票・戸籍関係証明書発行コーナー (1)
住之江区南港ポータウンサービスコーナー (1)、平野区サービスセンター (2: 北部・南部)
- ※10 (堺市) 姉妹都市2 友好都市5
- ※11 (広島市) サービスコーナー (1)、連絡所 (6)、窓口連絡所 (2)
- ※12 (福岡市) 姉妹都市7、友好都市1
- ※13 (熊本市) 令和2年3月31日現在の外国籍の住民基本台帳登録者数

Ⅱ 令和元年度決算

1 令和元年度普通会計決算及び各種指標

区分	歳入総額	前年度 伸び率	歳出総額	前年度 伸び率	実質収支	実質収 支比率	単年度収支	実質単年度収支	基準財政需要額	基準財政収入額
単位	千円	%	千円	%	千円	%	千円	千円	千円	千円
札幌市	1,002,443,912	1.6	991,167,202	1.2	7,533,450	1.5	2,579,458	2,580,353	396,528,684	288,401,791
仙台市	529,995,776	3.3	520,569,286	4.1	3,819,284	1.4	508,042	694,063	206,709,285	187,096,362
さいたま市	553,677,810	1.6	547,430,304	1.7	1,748,693	0.6	271,014	250,671	233,949,200	228,855,331
千葉市	463,262,977	5.7	456,067,538	4.9	5,838,876	138.8	3,393,448	4,701,833	186,350,150	172,329,313
川崎市	739,133,605	2.1	735,658,102	2.2	446,150	0.2	△ 182,914	△ 16,275	289,207,442	297,074,880
横浜市	1,794,130,726	2.6	1,765,970,570	2.0	8,085,038	0.9	3,330,013	△ 11,386,213	723,418,635	698,269,277
相模原市	306,646,910	3.2	296,379,255	2.9	9,103,076	5.3	939,297	△ 3,806,554	128,910,787	113,116,842
新潟市	401,440,624	1.0	396,836,184	1.0	3,941,174	1.7	△ 835,961	1,664,569	176,370,773	121,817,751
静岡市	321,728,167	2.8	313,612,705	2.9	5,106,027	△ 2.7	△ 247,783	△ 212,815	139,676,412	123,497,370
浜松市	359,322,126	6.6	349,574,500	6.3	5,939,259	2.8	△ 86,076	△ 3,744,826	159,776,978	138,706,949
名古屋市	1,229,419,968	2.1	1,217,190,222	1.8	7,856,083	1.2	2,963,058	△ 2,611,319	500,565,137	494,895,380
京都市	768,585,287	△ 0.1	765,989,198	0.0	411,045	0.1	64,565	△ 3,856,309	303,905,533	245,852,795
大阪市	1,764,214,485	0.2	1,756,789,204	△ 0.1	2,672,095	522.2	2,242,642	3,417,291	634,409,429	590,216,086
堺市	418,506,038	3.9	415,724,995	4.2	1,440,331	0.7	△ 310,002	370,275	164,959,886	131,650,114
神戸市	860,399,080	5.4	848,479,219	5.9	1,321,301	0.3	△ 718,385	△ 2,087,081	330,962,754	258,088,540
岡山市	341,027,325	2.4	325,774,791	2.8	10,010,133	5.1	805,934	△ 2,012,792	148,245,872	115,946,248
広島市	630,898,218	1.8	626,662,840	1.7	2,175,879	8.9	177,885	711,204	246,783,968	202,560,510
北九州市	554,597,669	0.3	550,110,942	0.3	2,123,199	0.8	224,684	△ 288,316	213,946,850	150,683,879
福岡市	882,411,167	2.8	868,661,373	2.9	9,343,565	2.2	△ 627,027	1,651,469	316,292,497	282,052,655
熊本市	407,076,330	3.4	398,501,331	4.1	6,670,847	3.5	249,655	△ 433,801	147,366,537	103,622,421

標準財政規模	財政力指数	公債費負担比率	経常収支比率	減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を除いた場合の経常収支比率	積立金現在高	地方債現在高	債務負担行為額	健全化判断比率			
								実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
千円		%	%	%	千円	千円	千円	%	%	%	%
516,149,477	0.733	14.4	95.3	104.8	65,180,165	1,083,759,763	224,866,439	-	-	2.1	49.7
276,061,307	0.906	16.1	98.7	106.6	136,409,174	765,194,252	112,021,196	-	-	6.1	78.8
301,289,416	0.977	15.8	98.9	101.7	42,567,093	457,253,851	184,059,150	-	-	5.3	32.0
247,106,654	0.931	18.7	98.5	106.1	21,501,930	695,651,420	198,712,654	-	-	12.9	138.3
374,180,277	1.016	14.6	100.3	100.3	30,714,806	802,245,806	284,925,957	-	-	7.5	123.7
944,806,570	0.965	15.8	101.2	105.9	24,704,943	2,392,643,732	254,108,152	-	-	10.2	140.4
172,010,103	0.889	13.5	99.8	109.1	14,443,406	272,240,093	59,420,451	-	-	2.7	31.3
229,508,356	0.700	17.1	94.9	105.2	6,216,226	630,438,853	58,856,134	-	-	10.5	139.6
187,789,105	0.891	16.4	94.7	103.3	27,623,131	433,627,262	26,031,310	-	-	6.4	48.9
213,100,289	0.870	14.9	92.7	101.4	45,402,069	255,172,769	137,076,213	-	-	5.5	-
646,827,243	0.985	15.3	99.6	101.5	52,331,106	1,378,105,703	159,400,491	-	-	8.2	104.8
402,017,103	0.800	17.1	98.9%	107.6	36,619,615	1,354,950,914	84,091,396	-	-	10.4	191.1
851,840,443	0.937	18.9	93.4	99.0	226,282,313	1,802,866,543	216,965,953	-	-	3.2	21.2
221,268,938	0.814	14.7	100.7	111.7	41,138,493	464,721,516	167,057,787	-	-	5.3	9.4
439,969,175	0.790	18.6	99.3	109.3	54,964,232	1,109,066,199	213,992,975	-	-	4.6	66.1
196,182,140	0.790	15.3	90.2	99.1	54,497,642	328,006,816	103,030,422	-	-	5.6	-
328,072,264	0.826	18.2	98.4	108.2	10,419,590	1,049,050,888	122,294,314	-	-	12.4	183.7
279,340,536	0.710	19.7	99.6	109.9	36,703,744	1,017,134,374	94,941,731	-	-	9.9	170.8
421,511,166	0.887	18.8	92.9	100.0	70,229,143	1,190,650,667	180,030,764	-	-	10.2	112.3
192,806,403	0.700	12.9	91.6	101.0	22,891,919	481,313,290	66,147,270	-	-	6.60	126.7

2 普通会計歳入内訳

区分	歳入内訳										
	市税		地方交付税				普通交付税		特別交付税		使用料及び手数料
単位	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	
札幌市	338,947,135	33.8	※1 110,868,949	11.1	107,777,667	10.8	3,091,282	0.3	20,910,087	2.0	
仙台市	221,797,282	41.9	24,905,097	4.7	19,430,863	3.7	5,474,234	1.0	12,700,761	2.4	
さいたま市	274,011,537	49.5	6,770,882	1.2	4,997,129	0.9	1,773,753	0.3	7,915,508	1.4	
千葉市	202,584,133	43.7	※2 13,739,215	3.0	12,590,883	2.7	1,016,877	0.2	10,408,132	2.3	
川崎市	361,896,242	49.0	※3 1,426,799	0.2	-	-	1,425,679	0.2	15,873,289	2.2	
横浜市	846,456,006	47.2	23,732,375	1.3	21,805,461	1.2	1,926,914	0.1	41,874,646	2.3	
相模原市	131,098,296	42.8	※4 17,299,939	5.6	15,680,412	5.1	1,619,527	0.5	5,307,816	1.7	
新潟市	136,102,491	33.9	※5 57,230,012	14.3	54,397,691	13.6	2,831,046	0.7	8,408,583	2.1	
静岡市	142,602,556	44.3	17,898,726	5.6	16,385,688	5.1	1,513,038	0.5	5,660,130	1.7	
浜松市	151,342,971	42.1	※6 23,643,837	6.6	20,929,312	5.8	2,714,525	0.8	4,775,191	1.3	
名古屋市	600,909,002	48.9	※7 6,130,271	0.5	5,228,905	0.4	901,278	0.1	41,596,532	3.4	
京都市	305,500,402	39.7	59,821,827	7.8	57,782,186	7.5	2,039,641	0.3	19,893,748	2.6	
大阪市	776,114,081	44.0	※8 44,514,032	2.5	43,529,175	2.4	984,831	0.1	69,800,983	4.0	
堺市	151,522,672	36.2	※9 34,195,528	8.2	33,168,537	7.9	1,026,991	0.2	5,768,558	1.4	
神戸市	309,261,707	35.9	※10 74,685,551	8.7	72,574,959	8.4	2,110,317	0.2	33,496,970	3.9	
岡山市	131,836,083	38.7	33,843,566	9.9	32,166,304	9.4	1,677,262	0.5	6,432,925	1.9	
広島市	239,772,086	38.0	46,155,847	7.2	44,542,781	7.1	1,613,066	0.2	12,225,114	2.0	
北九州市	176,547,996	31.8	65,680,910	11.8	63,155,455	11.4	2,525,455	0.4	15,782,910	2.9	
福岡市	344,453,594	39.0	35,364,545	4.0	33,961,281	3.8	1,403,264	0.2	25,935,108	2.9	
熊本市	117,804,098	28.9	46,940,648	11.5	43,873,664	10.8	3,066,984	0.7	8,635,043	2.2	

(注) %は構成比

国庫支出金		県(道・府)支出金		市債		その他	
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
236,221,154	23.6	52,977,136	5.3	88,543,000	8.8	153,976,451	15.4
85,488,952	16.1	23,980,633	4.5	50,602,933	9.6	110,520,118	20.8
96,885,220	17.5	24,726,174	4.5	51,261,069	9.3	92,107,420	16.6
80,175,338	17.3	19,638,866	4.2	49,937,757	10.8	86,779,536	18.7
133,230,146	18.0	30,315,531	4.1	47,541,200	6.4	148,850,398	20.1
319,255,288	17.8	78,155,209	4.4	185,781,487	10.4	298,875,715	16.7
59,673,105	19.5	15,957,969	5.2	27,865,300	9.1	49,444,485	16.1
66,341,606	16.5	19,887,507	5.0	57,629,100	14.4	55,841,325	13.9
52,650,962	16.4	15,834,956	4.9	39,328,000	12.2	47,752,837	14.9
58,938,920	16.4	19,491,457	5.4	34,406,100	9.6	66,723,650	18.6
209,338,013	17.0	56,678,637	4.6	82,322,000	6.7	232,445,513	18.9
149,020,393	19.4	39,651,947	5.2	82,079,000	10.7	112,617,970	14.6
421,184,874	4.5	78,612,169	4.5	100,265,273	5.7	273,723,073	19.0
103,170,879	24.7	24,272,852	5.8	47,631,200	11.4	51,944,349	12.4
172,025,889	20.0	42,878,850	5.0	105,578,563	12.3	122,471,550	14.2
63,418,268	18.6	17,025,517	5.0	32,814,534	9.6	55,656,432	16.3
132,987,129	21.1	27,869,008	4.4	82,609,050	13.1	89,279,984	14.2
109,618,595	19.8	27,168,086	4.9	64,831,600	11.7	94,967,572	17.1
169,199,734	19.2	38,271,976	4.3	74,361,800	8.4	194,824,410	22.1
86,294,928	21.2	27,758,496	6.8	61,063,488	15.0	58,579,629	14.4

- ※1(札幌市)地方交付税には、震災復興特別交付税639千が含まれる。
 ※2(千葉市)地方交付税には、震災復興特別交付税131,455千が含まれる。
 ※3(川崎市)地方交付税には、震災復興特別交付税1120千が含まれる。
 ※4(相模原市)地方交付税には、震災復興特別交付税239千が含まれる。
 ※5(新潟市)地方交付税には、震災復興特別交付金1,275千が含まれる。
 ※6(浜松市)地方交付税には、震災復興特別交付金176千が含まれる。
 ※7(名古屋市)地方交付税には、震災復興特別交付税88千が含まれる。
 ※8(大阪市)地方交付税には、震災復興特別交付税26千が含まれる。
 ※9(堺市)地方交付税には、震災復興特別交付税106千が含まれる。
 ※10(神戸市)地方交付税には、震災復興特別交付税275千が含まれる。

区分	市税の内訳											
	市民税		個人分		法人分		固定資産税		軽自動車税		市たばこ税	
単位	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
札幌市	172,625,839	50.9	140,988,636	41.6	31,637,203	9.3	115,301,440	34.0	2,332,407	0.7	14,770,937	4.4
仙台市	116,319,918	52.5	90,727,933	40.9	25,591,985	11.6	75,205,148	33.9	1,643,642	0.7	7,685,151	3.5
さいたま市	155,052,029	56.6	132,819,624	48.5	22,232,405	8.1	86,679,515	31.6	1,394,571	0.5	7,494,606	2.7
千葉市	107,916,824	53.3	90,717,814	44.8	17,199,010	8.5	68,909,993	34.0	1,186,374	0.6	6,446,838	3.2
川崎市	191,111,288	52.8	172,752,111	47.7	18,359,177	5.1	125,651,726	34.7	852,526	0.2	8,873,502	2.5
横浜市	467,960,654	55.3	409,323,188	48.4	58,637,466	6.9	276,338,757	32.6	2,942,245	0.3	21,150,514	2.5
相模原市	67,457,808	51.5	60,950,551	46.5	6,507,257	5.0	45,856,077	35.0	1,027,679	0.8	4,358,942	3.3
新潟市	67,104,544	16.7	56,016,517	14.0	11,088,027	2.8	49,156,993	12.2	2,025,676	0.5	5,079,779	1.3
静岡市	68,471,193	48.0	57,003,928	40.0	11,467,265	8.0	53,522,650	37.5	1,595,552	1.1	4,191,503	3.0
浜松市	77,195,529	51.0	65,143,457	42.9	12,052,072	8.1	54,470,152	36.0	2,242,099	1.5	4,532,152	3.0
名古屋市	300,050,867	49.9	230,106,082	38.3	69,944,785	11.6	217,968,532	36.3	2,595,405	0.4	16,223,226	2.7
京都市	151,685,764	49.7	117,450,042	38.4	34,235,722	11.2	107,213,537	35.1	1,841,999	0.6	9,137,552	3.0
大阪市	361,946,346	46.6	212,001,686	27.3	149,944,660	19.3	295,394,892	38.1	1,854,723	0.2	28,740,722	3.7
堺市	71,281,802	47.0	60,155,502	39.7	11,126,300	7.3	57,874,945	38.2	1,235,092	0.8	5,680,602	3.8
神戸市	152,658,217	49.4	126,419,439	40.9	26,238,778	8.5	113,266,608	36.6	1,683,886	0.5	9,248,791	3.0
岡山市	66,710,475	50.6	54,224,389	41.1	12,486,086	9.5	46,428,460	35.2	1,902,845	1.5	4,886,358	3.7
広島市	123,852,956	51.7	100,918,542	42.1	22,934,414	9.6	82,600,405	34.4	2,133,065	0.9	7,398,926	3.1
北九州市	77,118,736	43.7	63,698,325	36.1	13,420,411	7.6	70,216,230	39.8	1,947,459	1.1	7,088,832	4.1
福岡市	176,379,698	51.2	132,213,443	38.4	44,166,255	12.8	120,817,334	35.1	1,921,645	0.6	12,110,573	3.5
熊本市	61,717,491	52.4	51,490,430	43.7	10,227,061	8.7	41,470,100	35.1	1,839,386	1.6	5,060,768	4.3

										財源構成					
特別土地保有税		法定外普通税		都市計画税		事業所税		その他		市民1人当たりの市税額	自主財源		依存財源		
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%		千円	%	千円	%	
-	-	-	-	24,707,415	7.3	8,821,399	2.6	387,698	0.1	172.5	456,630,810	45.6	545,813,102	54.4	
5,651	0.0	0	0.0	15,079,676	6.8	5,660,701	2.5	197,395	0.1	209.0	309,104,128	58.3	220,891,648	41.7	
-	-	-	-	18,577,765	6.8	4,809,015	1.8	4,036	0.0	207.8	334,915,603	60.5	218,762,207	39.5	
-	-	-	-	12,750,030	6.3	5,372,722	2.6	1,352	0.0	※1 208.8	268,580,035	58.0	194,682,942	42.0	
-	-	-	-	26,287,765	7.3	9,112,129	2.5	7,306	0.0	235.7	486,087,913	65.8	253,045,692	34.2	
-	-	-	-	59,439,607	7.0	18,543,865	2.2	80,364	0.0	225.0	1,081,395,836	60.3	712,734,890	39.7	
-	-	-	-	9,226,849	7.0	3,170,941	2.4	-	-	182.7	163,615,142	53.4	143,031,768	46.6	
121	0.0	-	-	7,996,427	2.0	4,635,668	1.2	103,283	0.0	173.2	172,975,970	43.1	228,464,654	56.9	
-	-	-	-	10,658,161	7.5	4,133,667	2.9	29,830	0.0	207.1	170,763,411	53.1	150,964,756	46.9	
-	-	-	-	7,452,171	4.9	5,329,623	3.5	※2 121,245	0.1	188.5	193,737,802	51.1	165,584,324	48.9	
-	-	-	-	47,364,316	7.9	16,706,656	2.8	-	-	258.2	796,307,421	64.8	433,112,547	35.2	
-	-	-	-	23,821,331	7.8	7,498,113	2.5	4,302,106	1.4	209.1	397,090,906	51.7	371,494,381	48.3	
-	-	-	-	59,782,950	7.7	28,129,940	3.6	264,508	0	288.4	1,021,132,936	57.7	743,081,549	42.3	
-	-	-	-	10,652,125	7.0	4,798,106	3.2	-	-	181.8	182,508,317	43.6	235,997,721	56.4	
-	-	-	-	22,771,068	7.4	9,344,812	3.0	288,325	0.1	201.2	417,897,655	50.1	442,501,425	49.9	
-	-	-	-	7,899,533	6.0	3,990,056	3.0	18,356	0.0	186.2	167,480,322	49.2	173,547,003	50.8	
-	-	-	-	16,866,753	7.0	6,846,298	2.9	73,683	0.0	200.2	304,071,925	48.3	326,826,293	51.7	
4,119	0.0	-	-	12,024,542	6.8	7,310,410	4.1	※3 837,668	0.4	188.7	257,253,600	46.4	297,344,069	53.6	
-	-	-	-	25,122,724	7.3	8,041,262	2.3	60,358	0.0	215.7	518,051,544	58.7	364,359,623	41.3	
-	-	-	-	5,362,487	4.6	2,333,435	2.0	20,431	0.0	159.7	163,493,906	40.2	243,582,424	59.8	

※1(千葉市)H31.1.1時点の住基人口(970,049人)で算出。

※2(浜松市)市税の内訳のその他は鉱産税、入湯税の計

※3(北九州市)市税の内訳のその他は鉱産税、入湯税、環境未来税の計

3 普通会計性質別歳出の内訳

区分	義務的経費		人件費		扶助費		公債費		投資的経費	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
札幌市	568,588,766	57.4	163,552,500	16.5	319,167,434	32.2	85,868,832	8.7	100,511,023	10.1
仙台市	286,082,860	55.0	113,384,171	21.8	113,842,043	21.9	58,856,646	11.3	56,662,732	10.9
さいたま市	310,587,254	56.8	124,642,267	22.8	131,405,883	24.0	54,539,104	10.0	73,315,060	13.3
千葉市	258,933,757	56.8	93,726,019	20.6	111,738,917	24.5	53,468,821	11.7	45,039,856	9.9
川崎市	415,760,474	56.7	147,338,877	20.0	197,148,729	26.8	71,272,868	9.7	88,113,025	12.0
横浜市	1,029,067,962	58.3	352,492,920	20.0	477,311,332	27.0	199,263,710	11.3	235,246,591	13.3
相模原市	184,462,855	62.3	69,487,142	23.5	87,609,919	29.6	27,365,794	9.2	23,792,502	8.0
新潟市	213,326,765	53.8	87,930,026	22.2	81,398,182	20.5	43,998,557	11.1	55,222,205	13.9
静岡市	179,033,949	57.1	73,911,419	23.6	67,488,223	21.5	37,634,307	12.0	40,647,300	13.0
浜松市	187,390,094	53.6	78,440,725	22.5	71,371,278	20.4	37,578,091	10.7	58,427,544	16.7
名古屋市	708,368,182	58.2	259,374,039	21.3	318,207,742	26.1	130,786,401	10.8	106,558,671	8.8
京都市	461,418,168	60.2	166,512,797	21.7	212,273,981	27.7	82,631,390	10.8	※2 78,946,118	10.3
大阪市	1,101,683,867	65.3	304,487,331	17.2	572,052,046	31.5	225,144,490	16.6	157,306,014	7.1
堺市	249,728,297	60.0	82,832,299	19.9	130,281,681	31.3	36,614,317	8.8	※3 50,074,967	12.1
神戸市	504,805,176	59.5	185,199,994	21.8	213,099,648	25.1	106,505,534	12.6	114,826,703	13.5
岡山市	196,261,107	60.2	76,977,687	23.6	83,042,930	25.5	36,240,490	11.1	40,915,887	12.6
広島市	372,325,349	59.4	133,328,466	21.3	165,489,065	26.4	73,507,818	11.7	66,426,899	10.6
北九州市	317,088,462	57.6	109,491,984	19.9	139,162,898	25.3	68,433,580	12.4	64,274,268	11.7
福岡市	472,419,533	54.3	139,341,544	16.0	226,978,339	26.1	106,099,650	12.2	87,034,322	10.0
熊本市	219,301,935	55.0	81,408,293	20.4	101,297,082	25.4	36,596,560	9.2	76,046,681	19.1

(注) %は構成比

普通建設事業費						その他の経費							
		補助事業費		単独事業費				維持補修費		物件費		補助費等	
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
93,969,877	9.5	38,320,283	3.9	54,802,297	5.5	322,067,413	32.4	28,829,548	2.9	91,292,963	9.2	61,537,185	6.2
54,794,739	10.5	24,313,188	4.7	29,263,884	5.6	177,823,694	34.1	10,158,827	2.0	64,251,722	12.3	33,196,759	6.4
73,161,531	13.3	19,450,917	3.6	52,804,755	9.5	163,527,990	29.9	5,166,897	0.9	72,095,413	13.9	26,550,921	4.9
42,221,698	9.3	14,808,586	3.2	26,504,222	5.8	152,093,925	33.3	8,281,098	1.8	54,583,274	12.0	27,112,167	5.9
87,729,821	11.9	42,003,657	5.7	45,726,164	6.2	231,784,603	30.3	6,136,836	0.8	73,676,755	10.0	82,769,975	11.2
235,246,591	13.3	70,467,235	4.0	149,855,391	8.5	501,656,017	28.4	12,543,292	0.7	168,676,058	9.6	143,358,984	8.1
21,985,736	7.4	11,298,134	3.8	10,687,602	3.6	88,123,898	29.7	4,225,170	1.4	38,317,876	12.9	13,869,034	4.7
※1 55,222,205	13.9	29,251,074	7.4	23,705,839	6.0	128,287,214	32.3	4,967,706	1.3	46,842,432	11.8	29,787,946	7.5
39,263,134	12.5	16,872,043	5.4	19,373,731	6.2	93,931,456	29.9	5,250,537	1.7	34,290,195	10.9	25,709,582	8.2
56,699,489	15.4	27,353,121	7.0	29,346,368	8.4	103,756,862	29.7	7,018,109	2.0	40,658,681	11.6	19,868,822	5.7
106,186,366	8.8	52,982,169	4.3	51,296,176	4.3	402,263,369	33.0	24,878,935	2.0	97,432,161	8.0	99,749,733	8.2
77,705,547	10.1	29,108,289	3.8	48,597,258	6.3	225,624,912	29.3	8,589,449	1.1	57,219,089	7.5	54,689,209	7.1
156,343,461	6.9	87,510,448	3.8	65,289,022	2.9	497,799,323	27.6	19,739,100	1.0	118,395,653	6.4	119,575,092	7.0
※4 49,148,343	11.9	27,049,236	6.5	21,690,610	5.2	115,921,731	27.9	5,969,497	1.4	45,309,865	10.9	23,305,012	5.6
108,198,200	12.8	42,699,720	5.0	58,880,291	6.9	228,847,340	26.9	11,039,711	1.3	75,912,655	8.9	55,940,399	6.6
39,445,611	12.1	18,738,232	5.7	18,500,988	5.7	88,597,797	27.2	4,870,015	1.5	31,164,144	9.6	19,210,342	5.9
58,828,827	9.4	21,177,935	3.4	34,216,261	5.5	187,910,592	30.0	3,076,225	0.5	64,221,054	10.3	43,094,518	6.9
63,750,403	11.6	40,557,475	7.4	23,192,928	4.2	168,748,212	30.7	7,547,171	1.4	55,898,944	10.2	28,560,557	5.2
86,213,444	9.9	41,708,709	4.8	40,559,371	4.7	309,207,518	35.6	10,463,730	1.2	88,781,560	10.2	58,557,353	6.8
67,300,225	16.9	41,048,729	10.3	26,251,496	6.6	103,152,715	25.9	3,267,681	0.8	37,883,316	9.5	20,295,794	5.1

※1(新潟市)普通建設事業費には国直轄事業負担金1,548,011千、県営事業費負担金717,281千が含まれる。

※2(京都市)投資的経費には災害復旧事業費1,240,571千が含まれる。

※3(堺市)投資的経費には災害復旧事業費926,624千が含まれる。

※4(堺市)普通建設事業費には国直轄事業負担金408,497千が含まれる。

区分	投資及び出資金		積立金		貸付金		繰出金	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
札幌市	2,787,911	0.3	4,158,420	0.4	60,995,819	6.2	72,465,567	7.3
仙台市	2,714,188	0.5	23,561,569	4.5	12,481,023	2.4	31,459,606	6.0
さいたま市	200,022	0.0	3,122,463	0.6	24,209,002	4.4	32,183,272	5.9
千葉市	3,694,111	0.8	3,636,874	0.8	27,293,682	6.0	27,492,719	6.0
川崎市	6,701,304	0.9	3,384,928	0.5	21,202,613	2.9	37,912,192	5.2
横浜市	9,148,945	0.5	8,972,986	0.5	42,043,377	2.4	116,912,375	6.6
相模原市	0	0.0	988,069	0.3	9,889,184	3.4	20,834,565	7.0
新潟市	331,466	0.1	2,564,037	0.6	16,249,129	4.1	27,544,498	6.9
静岡市	789,000	0.2	3,140,060	1.0	812,176	0.3	23,939,906	7.6
浜松市	990,432	0.3	10,581,106	3.0	292,502	0.1	24,347,210	7.0
名古屋市	4,789,899	0.4	17,513,881	1.4	76,492,535	6.3	81,406,225	6.7
京都市	5,512,276	0.7	6,445,190	0.8	33,137,119	4.3	60,032,580	7.8
大阪市	1,860,062	0.2	3,067,929	0.4	84,630,245	4.7	150,531,242	7.9
堺市	481,000	0.1	6,905,042	1.7	1,226,963	0.3	32,724,352	7.9
神戸市	2,605,316	0.3	9,378,349	1.1	9,972,730	1.2	63,998,180	7.5
岡山市	2,461,821	0.8	5,187,691	1.6	538,508	0.1	25,165,276	7.7
広島市	5,055,775	0.8	2,577,151	0.4	31,394,523	5.0	38,491,346	6.1
北九州市	405,654	0.0	4,490,283	0.8	28,482,677	5.2	43,362,926	7.9
福岡市	3,384,748	0.4	14,023,151	1.6	76,089,055	8.8	57,907,921	6.7
熊本市	1,736,119	0.4	7,803,145	2.0	3,577,692	0.9	28,588,968	7.2

(注) %は構成比

4 普通会計目的別歳出の内訳

区分	議会費		総務費		民生費		衛生費		労働費		農林水産業費	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
札幌市	1,850,923	0.2	46,511,439	4.7	432,093,082	43.6	52,592,776	5.3	585,633	0.1	733,882	0.1
仙台市	1,446,201	0.3	54,674,285	10.5	172,424,535	33.1	34,103,583	6.5	655,654	0.1	2,367,720	0.5
さいたま市	1,602,555	0.3	48,794,687	8.9	193,428,793	35.3	40,963,616	7.5	214,254	0.1	1,273,098	0.2
千葉市	1,204,615	0.3	31,365,920	6.9	158,412,494	34.7	35,069,701	7.7	199,528	0.0	2,017,783	0.5
川崎市	1,751,856	0.2	85,542,896	11.6	266,671,848	36.2	60,928,194	8.3	527,139	0.1	544,396	0.1
横浜市	3,010,262	0.2	132,849,201	7.5	660,510,017	37.4	101,070,232	5.7	1,300,436	0.1	1,817,313	0.1
相模原市	933,959	0.3	21,913,743	7.4	121,127,355	40.9	25,080,469	8.5	680,603	0.2	767,902	0.3
新潟市	976,564	0.2	30,329,683	7.6	124,641,641	31.4	27,297,249	6.9	1,268,361	0.3	7,290,576	1.8
静岡市	1,010,039	0.3	23,122,382	7.4	99,352,284	31.7	29,567,172	9.4	546,324	0.2	3,861,506	1.2
浜松市	900,725	0.3	23,094,034	6.6	104,869,555	30.0	31,350,422	9.0	367,373	0.1	6,465,389	1.8
名古屋市	2,169,021	0.2	57,559,866	4.7	441,750,894	36.3	107,810,722	8.8	238,259	0.0	1,328,248	0.1
京都市	2,109,731	0.3	53,930,225	7.0	311,101,350	40.6	50,014,260	6.5	52,810	0.0	1,807,268	0.2
大阪市	2,242,714	0.1	74,442,004	4.4	748,611,444	41.3	101,324,079	4.7	217,193	0.0	103,252	0.0
堺市	1,231,108	0.3	26,993,726	6.5	180,951,630	43.5	26,845,451	6.5	366,784	0.1	1,170,541	0.3
神戸市	2,088,439	0.2	65,237,442	7.7	317,727,082	37.4	56,185,928	6.6	419,987	0.1	4,844,193	0.6
岡山市	1,110,756	0.3	21,793,560	6.7	124,539,243	38.2	25,057,277	7.7	266,575	0.1	7,820,747	2.4
広島市	1,585,457	0.3	28,049,498	4.5	210,561,345	33.6	69,178,132	11.0	1,001,859	0.2	4,566,080	0.7
北九州市	1,606,592	0.3	36,149,554	6.6	199,968,702	36.3	33,454,442	6.1	426,450	0.1	1,726,597	0.3
福岡市	1,777,301	0.2	50,006,575	5.7	302,280,937	34.8	53,007,536	6.1	96,987	0.0	4,023,859	0.5
熊本市	1,052,802	0.3	32,534,898	8.2	138,142,442	34.6	18,299,132	4.6	268,710	0.1	5,749,679	1.4

(注) %は構成比

商工費		土木費		消防費		教育費		災害復旧費		公債費		諸支出金	
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
64,792,501	6.5	122,819,403	12.4	18,024,055	1.8	150,836,898	15.2	6,541,146	0.7	86,326,183	8.7	7,459,281	0.8
18,803,788	3.6	54,764,570	10.5	13,623,624	2.6	102,365,527	19.7	1,867,993	0.4	59,094,686	11.4	4,377,120	0.8
22,570,190	4.1	65,177,509	11.9	17,889,333	3.3	100,774,043	18.4	153,529	0	54,588,697	10.0	-	-
32,786,657	7.2	46,635,304	10.2	12,845,589	2.8	78,977,691	17.3	2,818,158	0.6	53,734,098	11.8	-	-
26,274,321	3.6	84,870,581	11.5	17,627,658	2.4	117,651,872	16.0	383,204	0.1	71,627,936	9.7	1,256,201	0.2
54,684,976	3.1	248,415,910	14.1	46,595,252	2.6	301,873,284	17.1	-	-	199,844,325	11.3	13,999,362	0.8
11,673,251	3.9	25,200,126	8.5	7,893,851	2.7	51,888,870	17.5	1,806,766	0.6	27,412,360	9.2	-	-
12,014,259	3.0	60,952,707	15.4	11,100,364	2.8	76,809,879	19.4	-	-	44,154,901	11.1	-	-
4,406,632	1.4	44,784,644	14.3	11,457,994	3.7	56,485,255	18.0	1,384,166	0.4	37,634,307	12.0	-	-
14,210,078	4.1	45,291,168	13.0	12,732,512	3.6	70,928,575	20.3	1,728,055	0.5	37,636,614	10.7	-	-
84,919,843	7.0	140,864,894	11.6	32,554,330	2.7	187,397,614	15.4	372,305	0.0	131,202,148	10.8	29,022,078	2.4
40,469,580	5.3	65,313,721	8.5	20,080,371	2.6	130,913,989	17.1	1,240,571	0.2	83,251,996	10.9	5,703,326	0.8
87,537,475	4.9	203,781,988	11.0	37,331,172	2.1	267,984,694	14.0	962,553	0	225,914,302	16.7	6,336,334	0.5
4,332,941	1.0	55,187,438	13.3	11,409,721	2.8	69,502,598	16.7	926,624	0.2	36,790,916	8.8	15,517	0.0
10,557,896	1.2	105,443,395	12.4	19,551,607	2.3	142,212,265	16.8	6,628,503	0.8	107,148,744	12.6	10,433,738	1.2
2,487,055	0.8	37,775,131	11.6	8,620,424	2.6	58,537,313	18.0	1,470,276	0.5	36,296,434	11.1	-	-
17,274,685	2.8	92,336,527	14.7	17,211,839	2.7	103,568,364	16.5	7,598,072	1.2	73,730,982	11.8	-	-
37,547,351	6.8	68,584,541	12.5	13,350,436	2.4	87,611,781	15.9	523,865	0.1	68,830,618	12.5	330,013	0.1
83,020,349	9.6	102,257,949	11.8	15,201,208	1.7	139,859,309	16.1	820,878	0.1	106,510,580	12.3	9,797,905	1.1
22,515,575	5.7	54,648,855	13.7	10,098,927	2.5	69,337,474	17.4	8,746,456	2.2	36,654,781	9.2	451,600	0.1

名古屋市	
市場及びと畜場特別会計	-
名古屋城天守閣特別会計	-
市街地再開発事業特別会計	-
病院事業会計	-
水道事業会計	-
工業用水道事業会計	-
下水道事業会計	-
自動車運送事業会計	-
高速度鉄道事業会計	-

京都市	
中央卸売市場第一市場特別会計	-
中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計	-
農業集落排水事業特別会計	-
土地区画整理事業特別会計	-
水道事業特別会計	-
公共下水道事業特別会計	-
自動車運送事業特別会計	-
高速鉄道事業特別会計	-

堺市	
水道事業会計	-
下水道事業会計	-

岡山市	
該当なし	

広島市	
水道事業会計	-
下水道事業会計	-
安芸市民病院事業会計	-
中央卸売市場事業特別会計	-
国民宿舎湯来ロッジ等特別会計	-
開発事業特別会計	-

神戸市	
自動車事業会計	17.5

福岡市	
集落排水事業特別会計	-
中央卸売市場特別会計	-
港湾整備事業特別会計	-
市営渡船事業特別会計	-
下水道事業会計	-
水道事業会計	-
工業用水道事業会計	-
高速鉄道事業会計	-

北九州市	
該当なし	

大阪市	
自動車運送事業会計	-
高速鉄道事業会計	-
水道事業会計	-
工業用水道事業会計	-
中央卸売市場事業会計	-
港営事業会計	-
下水道事業会計	-
食肉市場事業会計	-

熊本市	
病院事業会計	-
水道事業会計	-
工業用水道事業会計	-
下水道事業会計	-
交通事業会計	-
農業集落排水事業会計	-
食品工業団地用地会計	-

(注)単位:%

6 公営事業の経営状況

区分	(公共)下水道事業			病院事業			交通事業		
		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額
単位	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
札幌市	一部	2,036,795	19,235,136	全部	514,454	6,255,411	全部	△ 74,898	1,538,435
仙台市	一部	3,336,882	8,228,355	全部	△ 1,136,503	2,844,373	-	-	-
さいたま市	一部	946,579	4,428,833	一部	△ 2,888,565	2,256,706	-	-	-
千葉市	一部	1,210,664	8,164,596	全部	△ 58,529	6,254,725	-	-	-
川崎市	全部	4,545,303	16,554,831	全部	444,727	7,960,340	-	-	-
横浜市	一部	16,397,117	43,018,775	全部	△ 168,991	6,525,104	全部	7,681,327	13,999,362
相模原市	一部	962,884	4,610,000	-	-	-	-	-	-
新潟市	一部	204,228	13,037,221	全部	△ 1,490,273	3,170,565	-	-	-
静岡市	全部	1,104,470	7,676,765	一部	5,408	3,548,117	-	-	-
浜松市	全部	2,631,019	5,499,219	一部	427,943	2,689,538	-	-	-
名古屋市	全部	2,173,800	34,243,942	全部	△ 2,758,695	8,497,242	-	-	-
京都市	全部	4,564,406	20,913,046	-	-	-	全部	2,545,383	5,765,519
大阪市	一部	4,957,668	25,793,392	-	-	-	無	△ 418,098	6,336,334
堺市	全部	631,270	8,273,439	-	-	-	-	-	-
神戸市	一部	△ 46,622	4,485,914	-	-	-	-	-	-
岡山市	一部	0	8,144,128	一部	△ 17,425	32,129	-	-	-
広島市	一部	1,373,937	18,089,230	全部	△ 2,376	202,176	-	-	-
北九州市	全部	5,924,288	6,525,343	全部	△ 11,525,773	561,824	全部	△ 1,977,896	118,103
福岡市	一部	8,023,042	20,550,957	-	-	-	全部	7,179,317	9,229,154
熊本市	全部	2,129,418	5,693,280	全部	△ 4,587,524	1,242,869	全部	239,317	451,600

(注)法適用とは、地方公営企業法の適用が義務付けられた事業又は条例による同法の適用事業

自動車(運送)事業			高速(度)鉄道(電車)事業			(上)水道事業			工業用水道事業		
	収支額	普通会計からの 繰入額		収支額	普通会計からの 繰入額		収支額	普通会計からの 繰入額		収支額	普通会計からの 繰入額
法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
-	-	-	全部	8,634,103	4,985,144	全部	10,376,986	937,229	-	-	-
全部	△ 378,451	3,008,412	全部	△ 2,549,102	1,272,338	全部	2,822,076	828,696	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	4,562,526	61,509	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	-	1,391,386	-	-	-
全部	△ 256,810	1,256,200	-	-	-	全部	3,230,168	617,271	全部	765,596	175,747
-	-	-	-	-	-	全部	5,225,628	1,480,992	全部	735,362	792
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	1,768,625	546,426	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	1,166,156	323,443	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	429,044	515,178	-	-	-
全部	1,453,115	11,088,060	全部	15,053,719	17,934,018	全部	2,720,522	346,255	全部	81,750	1,509
-	-	-	-	-	-	全部	4,998,131	1,863,074	-	-	-
無	△ 2,302		無	△ 415,796	6,336,334	全部	15,986,972	220,895	全部	308,700	2,334
-	-	-	-	-	-	全部	1,342,504	143,146	-	-	-
全部	△ 107,441	575,866	全部	1,505,310	6,519,145	全部	3,110,324	146,299	全部	455,940	1,341
-	-	-	-	-	-	全部	1,551,506	157,535	全部	62,246	1,964
-	-	-	-	-	-	全部	1,642,052	463,089	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	3,513,157	154,864	全部	1,689,964	1,290
-	-	-	-	-	-	全部	6,319,564	1,293,345	全部	43,209	-
-	-	-	-	-	-	全部	2,730,328	149,876	全部	468	-

区分	ガス事業		(中央卸売)市場事業				港湾整備事業		
	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円
札幌市	-	-	-	一部	△ 112,591	1,037,290	-	-	-
仙台市	全部	2,821,580	96,370	無	4,524	514,195	-	-	-
さいたま市	-	-	-	無	-	61,416	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	-	-	-	無	-	300,833	無	261,369	-
横浜市	-	-	-	無	479,277	287,943	無	3,335,722	-
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	-	-	-	無	2	550,899	-	-	-
静岡市	-	-	-	無	40,003	118,510	-	-	-
浜松市	-	-	-	無	19,015	0	-	-	-
名古屋市	-	-	-	無	-	1,519,670	-	-	-
京都市	-	-	-	無	900,764	703,725	-	-	-
大阪市	-	-	-	一部	183,268	1,914,449	一部	1,859,907	0
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	-	-	-	無	54,000	316,665	一部	3,442,226	-
岡山市	-	-	-	全部	47,701	141,090	-	-	-
広島市	-	-	-	無	-	249,007	-	-	-
北九州市	-	-	-	無	127,840	9,665	無	2,577,982	0
福岡市	-	-	-	無	536,414	2,066,537	無	126,134	-
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-	-

交通災害(共済)事業			国民健康保険事業			老人(保健・医療)事業			(公立)大学(付属)病院事業		
	収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額
法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
-	-	-	無	2,082,907	20,160,434	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	294,583	8,549,217	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	108,264	6,257,259	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	756,826	6,342,637	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	359,971	11,468,642	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	3,305,446	30,898,639	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	2,639,523	6,131,301	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	265,264	5,816,487	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	1,140,665	5,011,672	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	1,871,814	5,330,815	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	-	22,293,506	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	718,093	17,244,290	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	1,670,830	34,657,140	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	576,667	8,634,041	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	871,283	17,454,514	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	272,878	7,024,279	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	-	9,010,559	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	4,036,900	10,431,591	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	2,356,349	17,285,481	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	△ 832,191	9,109,564	-	-	-	-	-	-

区分	観光施設事業			と畜(場)事業			農業集落排水事業		
	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円
札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仙台市	-	-	-	-	-	-	一部	47,461	411,531
さいたま市	-	-	-	無	-	110,911	-	-	-
千葉市	無	-	611,136	-	-	-	無	-	492,732
川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横浜市	無	-	-	無	16,106	2,346,650	-	-	-
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	-	-	-	無	1	81,024	-	-	-
静岡市	-	-	-	-	-	-	無	1,628	218,500
浜松市	-	-	-	無	0	119,354	無	0	167,432
名古屋市	無	-	210,480	無	-	636,073	-	-	-
京都市	-	-	-	無	-	200,278	無	7,926	30,211
大阪市	-	-	-	無	0	1,011,627	-	-	-
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	-	-	-	無	-	552,782	無	-	827,296
岡山市	-	-	-	-	-	-	一部	-	559,229
広島市	無	-	950,121	無	-	580,909	一部	-	717,166
北九州市	-	-	-	無	72,579	148,535	無	13,745	31,871
福岡市	-	-	-	-	-	-	無	-	177,161
熊本市	-	-	-	-	-	-	無	22,054	246,244

農業共済事業			宅地造成(再開発)事業			駐車場(整備)事業			有料道路事業		
	収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額
法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
-	-	-	無	-	-	無	237,309	0	-	-	-
-	-	-	無	271,712	271,712	無	0	0	-	-	-
-	-	-	無	75,952	1,158,446	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	-	861,330	無	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	一部	668,087	6,336,995	無	48,949	346,242	-	-	-
-	-	-	-	-	-	無	12,767	789,682	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	無	143	74,400	-	-	-
-	-	-	無	0	0	無	24,992	156,707	-	-	-
-	-	-	-	-	-	無	-	-	-	-	-
-	-	-	無	264,063	17,294	無	△ 1,921	5,926	-	-	-
-	-	-	(臨海) 一部 (その他) 無	(臨海) 591,322 (その他) 0	(臨海) 0 (その他) 25,622,573	無	209,643	0	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無	0	67,187	無	20,833	2,420,085	無	0	30,216	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	-	-	無	-	-	-	-	-
-	-	-	無	(臨海) 23,623 (その他) 1,573,191	(臨海) - (その他) -	無	255,242	-	-	-	-
-	-	-	無	(臨海) 28,691 (その他) 24,263	(臨海) - (その他) -	無	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区分	市街地再開発事業			墓地整備事業			簡易水道事業			交通(渡船)事業		
	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円
札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仙台市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	-	-	-	無	117,212	-	-	-	-	-	-	-
横浜市	無	-	120,632	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相模原市	-	-	-	-	-	-	無	257,272	66,900	-	-	-
新潟市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡市	-	-	-	-	-	-	無	9,378	115,800	-	-	-
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	無	-	62,460	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北九州市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	19,506	207,565
福岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	-	568,751
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

競馬事業			競輪事業			競艇事業			宝くじ事業		
法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	125,260	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	40,133	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	353,273	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	880,915	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	一部	3,236,424	△ 2,000,000	-	-	-
-	-	-	無	176,370	-	-	-	-	-	-	-

区分	(特別)収益事業			財産区事業			電気(ごみ発電)事業			開発事業		
	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円
札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仙台市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横浜市	-	-	-	-	-	-	無	93,211	-	-	-	-
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡市	-	-	-	-	-	-	無	-	-	-	-	-
浜松市	-	-	-	無	0	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北九州市	-	-	-	-	-	-	無	164,297	-	-	-	-
福岡市	-	-	-	無	1,080	-	-	-	-	-	-	-
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

介護保険事業			(特定環境保全公共)下水道事業			後期高齢者医療事業			特定地域生活排水処理事業		
	収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額
法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
無	1,539,943	22,917,512	一部	△ 452,472	12,625	無	1,034,130	6,072,813	-	-	-
無	1,850,250	11,316,747	一部	△ 228,741	24,295	無	67,891	2,025,020	一部	△ 168,837	65,798
無	729,332	12,978,577	-	-	-	無	44,199	11,420,549	-	-	-
無	830,523	10,193,019	一部	△ 68,010	754,707	無	23,501	1,519,361	-	-	-
無	1,082,597	14,013,611	-	-	-	無	726,505	1,945,698	-	-	-
無	4,183,764	44,300,779	-	-	-	無	216,805	34,959,151	-	-	-
無	811,599	7,326,502	-	-	-	無	214,898	6,520,061	-	-	-
無	998,655	11,916,127	-	-	-	無	18,379	9,161,781	-	-	-
無	238,544	9,860,006	-	-	-	無	300,707	1,619,823	-	-	-
無	708,085	9,758,256	全部	△ 379,152	507,369	無	34,410	8,774,268	-	-	-
無	3,986,779	29,299,182	-	-	-	無	1,230,717	26,994,035	-	-	-
無	1,554,824	21,754,403	有	△ 176,593	297,763	無	737,362	3,964,823	-	-	-
無	2,964,168	42,456,451	-	-	-	無	1,465,413	8,145,796	-	-	-
無	2,208,768	12,014,434	-	-	-	無	437,726	2,618,213	-	-	-
無	3,407,471	21,254,639	一部	△ 176,234	102,255	無	120,998	4,380,757	-	-	-
無	560,970	9,153,406	一部	-	303,447	無	2,964	1,697,060	-	-	-
無	1,617,609	13,944,124	一部	-	141,858	無	90,801	2,367,660	一部	-	55,723
無	1,890,286	14,535,361	-	-	-	無	473,215	4,021,022	-	-	-
無	489,829	16,391,662	-	-	-	無	99,253	3,823,252	-	-	-
無	4,815,850	9,390,630	-	-	-	無	300,519	1,904,862	-	-	-

Ⅲ 主要施策の現況

1 長期計画

区分	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市
(1) 基本構想名称及び副題 (議決年月日)	札幌市まちづくり戦略ビジョン (平成25年2月26日) (「ビジョン編」の議決)	仙台市基本構想 (平成23年3月15日)	さいたま市 総合振興計画基本構想 (平成14年12月20日) 改定議決平成17年6月22日	千葉市基本構想 人とまち いきいきと幸せに輝く都市 (平成11年12月15日)	川崎市基本構想 (平成27年12月15日)
(2) 基本計画名称 (副題)	札幌市まちづくり戦略ビジョン ※まちづくり戦略ビジョンは、これまでの札幌市基本構想と第4次札幌市長期総合計画に替わる新たなまちづくりの基本的な指針として策定。「ビジョン編」と「戦略編」で構成している。	仙台市基本計画	さいたま市総合振興計画後期基本計画 (2020さいたま希望(ゆめ)のまちプラン)	千葉市新基本計画	川崎市基本計画
策定期	平成25年10月 (「戦略編」策定により全体が完成)	平成23年3月	平成25年12月	平成23年6月	平成27年度
目標年次	令和5年(2023年)	令和2年度(2020年度)	令和2(2020)年度	令和3年度	平成28年度から概ね10年程度
改定予定	次期計画について、目標年次より1年早め、令和4年(2022年)に策定予定	次期基本計画について、令和2年度末に策定予定	次期計画について、令和2年度中に策定予定	次期基本計画について、令和4年度中に策定予定	—

区分	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市
(1) 基本構想名称及び副題 (議決年月日)	名古屋市基本構想 (昭和52年12月20日)	京都市基本構想 (平成11年12月17日)	大阪市基本構想 (平成17年3月29日)	堺市総合計画基本構想 「堺21世紀・未来デザイン」 (平成12年3月29日)	新・神戸市基本構想 (平成5年9月20日)
(2) 基本計画名称 (副題)	名古屋市総合計画2023	はばたけ未来へ！ 京プラン (京都市基本計画)	—	堺市マスタープラン基本計画 (さかい未来・夢コンパス)	第5次神戸市基本計画 (神戸づくりの指針)
策定期	令和元年9月27日	平成22年12月10日	—	平成23年3月	平成23年2月8日
目標年次	令和5年度(2023年度) ※計画には、計画期間を超える令和12年頃を見据えたまちづくりの方針、めざす都市像、重点戦略もあわせて盛り込んでいる。	令和2年度(2020年度)	—	令和2年度(2020年度)	令和7年(2025年)
改定予定	—	令和2年度中に次期基本計画を策定予定	—	—	—

横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
横浜市基本構想 (長期ビジョン) (平成18年6月23日)	相模原市 総合計画基本構想 (令和元年6月28日)	新潟市基本構想 (こいがた未来ビジョン) (平成26年12月22日)	静岡市基本構想 (第3次静岡市総合計画) 「世界に輝く静岡」の実現 (平成26年12月12日)	浜松市総合計画 浜松市未来ビジョン (基本構想) (平成26年12月12日)
横浜市中期4か年計画 2018～2021	相模原市 総合計画基本計画	新潟市基本計画 (こいがた未来ビジョン)	静岡市基本計画 (第3次静岡市総合計画) 『『創造する力』による 『都市の発展』』 『『つながる力』による『暮 らしの充実』』	浜松市総合計画 浜松市未来ビジョン 第1次推進プラン (基本計画)
平成30年10月4日	令和2年3月	平成26年12月	平成26年12月12日	平成26年12月
令和3(2021)年度	令和9(2027)年度	令和4年度(2022年度)	令和4年度 (計画期間:平成27～令 和4年度)	令和6年度 (計画期間:平成27～令 和6年度)
—	—	—	4年間の実施計画を毎年 改定	—

岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
岡山市第六次総合計画 長期構想 (平成28年3月22日)	広島市基本構想 (平成21年10月16日)	北九州市基本構想 「元気発進！北九州」 プラン (平成20年12月8日)	福岡市基本構想 (平成24年12月21日)	熊本市第7次総合計画 基本構想 (平成28年3月24日)
岡山市第六次総合計画 前期中期計画	第5次広島市基本計画	北九州市基本計画 「元気発進！北九州」 プラン	第9次福岡市基本計画	熊本市第7次総合計画 基本計画
平成29年3月17日	平成21年10月16日	平成20年12月	平成24年12月21日 (議決)	平成28年3月24日 (議決)
令和2年度(2020年)	目標年次は設定してい ない。 (参考)計画期間 平成21年度(2009年度)か ら令和2年度(2020年度)	令和2年度(2020年度)	2022年度(令和4年度)	令和5年度(2023年度)
令和3年6月に後期中期 計画を策定予定	令和2年度(2020年度)	・平成25年12月 改定 済み ・次期基本計画の策定 は未定	—	計画期間の中間年であ る 令和元年度に見直しを 実施(令和2年3月24日 議決)。 改定は令和5年度中に 実施予定。

2 姉妹友好都市提携(海外)

区分	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市
提携都市名 (国名) (提携年月日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ポートランド市 (アメリカ合衆国) (昭和34年11月17日) ○ミュンヘン市 (ドイツ連邦共和国) (昭和47年8月28日) ○瀋陽市 (中華人民共和国) (昭和55年11月18日) ○ノボシビルスク市 (ロシア連邦) (平成2年6月13日) ○大田広域市 (大韓民国) (平成22年10月22日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○リバサイド市 (アメリカ合衆国) (昭和32年3月9日) ○レンヌ市 (フランス共和国) (昭和42年9月6日) ○ミンスク市 (ベラルーシ共和国) (昭和48年4月6日) ○アカプルコ市 (メキシコ合衆国) (昭和48年10月23日) ○長春市 (中華人民共和国) (昭和55年10月27日) ○ダラス市 (アメリカ合衆国) (平成9年8月29日) ○光州広域市 (大韓民国) (平成14年4月20日) 	<ul style="list-style-type: none"> 1 姉妹都市 ○トルーカ市 (メキシコ合衆国) (昭和54年10月2日) ○ハミルトン市 (ニュージーランド) (昭和59年5月14日) ○リッチモンド市 (アメリカ合衆国) (平成6年6月16日) ○ピッツバーグ市 (アメリカ合衆国) (平成10年5月5日) 2 友好都市 ○鄭州市 (中華人民共和国) (昭和56年10月12日) ○ナナイモ市 (カナダ) (平成8年9月25日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○アスンシオン市 (パラグアイ共和国) (昭和45年1月1日) ○ノースバンクーバー市 (カナダ) (昭和45年1月1日) ○ヒューストン市 (アメリカ合衆国) (昭和47年10月24日) ○ケソン市 (フィリピン共和国) (昭和47年11月9日) ○天津市 (中華人民共和国) (昭和61年5月7日) ○モントルー市 (スイス連邦) (平成8年5月28日) ○蘇州市呉江区 (中華人民共和国) (平成8年10月10日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○リエカ市 (クロアチア共和国) (昭和52年6月23日) ○ボルチモア市 (アメリカ合衆国) (昭和54年6月14日) ○瀋陽市 (中華人民共和国) (昭和56年8月18日) ○ウーロンゴン市 (オーストラリア連邦) (昭和63年5月18日) ○シェフィールド市 (英国) (平成2年7月30日) ○ザルツブルク市 (オーストリア共和国) (平成4年4月17日) ○リュウベック市 (ドイツ連邦共和国) (平成4年5月12日) ○富川市 (大韓民国) (平成8年10月21日)

区分	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市
提携都市名 (国名) (提携年月日)	<ul style="list-style-type: none"> 1 姉妹都市 ○ロサンゼルス市 (アメリカ合衆国) (昭和34年4月1日) ○メキシコ市 (メキシコ合衆国) (昭和53年2月16日) ○シドニー市 (オーストラリア連邦) (昭和55年9月16日) ○トリノ市 (イタリア共和国) (平成17年5月27日) ○ランス市 (フランス共和国) (平成29年10月20日) 2 友好都市 ○南京市 (中華人民共和国) (昭和53年12月21日) 3 パートナー都市 ○台中市 (中華人民共和国) (令和元年10月25日) ○タシケント市 (ウズベキスタン共和) (令和元年12月18日) 	<ul style="list-style-type: none"> 1 姉妹都市 ○パリ市 (フランス共和国) (昭和33年6月15日) ○ボストン市 (アメリカ合衆国) (昭和34年6月24日) ○ケルン市 (ドイツ連邦共和国) (昭和38年5月29日) ○フィレンツェ市 (イタリア共和国) (昭和40年9月22日) ○キエフ市(ウクライナ) (昭和46年9月7日) ○西安市 (中華人民共和国) (昭和49年5月10日) ○グアダハラ市 (メキシコ合衆国) (昭和55年10月20日) ○ザグレブ市 (クロアチア共和国) (昭和56年10月22日) ○プラハ市 (チェコ共和国) (平成8年4月15日) 2 パートナーシティ ○晋州市(大韓民国) (平成11年4月27日) ○コンヤ市 (トルコ共和国) (平成21年12月12日) ○青島市 (中華人民共和国) (平成24年8月26日) ○フエ市 (ベトナム社会主義共和国) (平成25年2月20日) ○イスタンブール市 (トルコ共和国) (平成25年6月14日) ○ビエンチャン (ラオス人民民主共和国) (平成27年11月3日) 	<ul style="list-style-type: none"> 1 姉妹都市 ○サンパウロ (ブラジル) (昭和44年10月27日) ○シカゴ (アメリカ) (昭和48年11月9日) ○上海 (中国) (昭和49年4月18日) ○メルボルン (オーストラリア) (昭和53年4月24日) ○サンクト・ペテルブルグ (ロシア) (昭和54年8月16日) ○ミラノ (イタリア) (昭和56年6月8日) ○ハンブルク (ドイツ) (平成元年5月11日) 2 友好協力都市 ○ブエノスアイレス (アルゼンチン) (平成10年6月1日) ○ブダペスト (ハンガリー) (平成10年9月8日) ○釜山広域市 (韓国) (平成20年5月21日) 	<ul style="list-style-type: none"> ①バークレー市 (アメリカ合衆国) (昭和42年11月3日) ②連雲港市 (中華人民共和国) (昭和58年12月3日) ③ウエリントン市 (ニュージーランド) (平成6年2月4日) ④ダナン市 (ベトナム社会主義共和国) (平成31年2月23日) 	<ul style="list-style-type: none"> 1 姉妹都市 ○シアトル市 (アメリカ合衆国) (昭和32年10月21日) ○マルセイユ市 (フランス共和国) (昭和36年7月2日) ○リオ・デ・ジャネイロ市 (ブラジル連邦共和国) (昭和44年5月19日) ○リガ市 (ラトビア共和国) (昭和49年6月18日) ○ブリスベン市 (オーストラリア連邦) (昭和60年7月16日) ○バルセロナ市 (スペイン王国) (平成5年4月6日) ○仁川広域市 (大韓民国) (平成22年4月6日) 2 友好都市 ○天津市 (中華人民共和国) (昭和48年6月24日) 3 親善協力都市 ○フィラデルフィア市 (アメリカ合衆国) (昭和61年10月17日) ○大邱広域市 (大韓民国) (平成22年7月23日)

横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
<ul style="list-style-type: none"> ○サンディエゴ市 (アメリカ合衆国) (1957年10月29日締結) ○リヨン市 (フランス共和国) (1959年4月7日締結) ○ムンバイ市 (インド共和国) (1965年6月26日締結) ○オデッサ市 (ウクライナ) (1965年7月1日締結) ○バンクーバー市 (カナダ) (1965年7月1日締結) ○マニラ市 (フィリピン共和国) (1965年7月1日締結) ○上海市 (中華人民共和国) (1973年11月30日締結) ○コンスタンツァ市 (ルーマニア) (1977年10月12日締結) 	<ul style="list-style-type: none"> ○無錫市 (中華人民共和国) (昭和60年10月6日) ○トロント市 (カナダ) (平成3年5月31日) (旧スカボロー市) 	<ul style="list-style-type: none"> 1 姉妹都市 ○ガルベストーン市 (アメリカ合衆国) (昭和40年1月28日) ○ハバロフスク市 (ロシア連邦) (昭和40年4月23日) ○ウラジオストク市 (ロシア連邦) (平成3年2月28日) ○ビロビジャン市 (ロシア連邦) (平成17年3月21日) ○ナント市 (フランス共和国) (平成21年1月31日) 2 友好都市 ○ハルビン市 (中華人民共和国) (昭和54年12月17日) 3 交流協定都市 ○ウルサン広域市 (大韓民国) (平成18年9月21日) 	<ul style="list-style-type: none"> 姉妹都市 ○ストックトン市 (アメリカ合衆国) (昭和34年10月16日) ○オマハ市 (アメリカ合衆国) (昭和40年4月1日) ○シェルビービル市 (アメリカ合衆国) (平成元年11月3日) ○カンヌ市 (フランス共和国) (平成3年11月5日) 友好都市 ○フェ市 (ベトナム社会主義共和国) (平成17年4月12日) 	<ul style="list-style-type: none"> 【姉妹都市】 ○キャマス市(アメリカ合衆国) 昭和56年9月29日 ○ポータービル市(アメリカ合衆国) 昭和56年10月2日 ○シェヘリス市(アメリカ合衆国) 平成2年10月22日 ○ロチェスター市(アメリカ合衆国) 平成18年10月12日 【音楽文化友好交流都市】 ○ワルシャワ市(ポーランド共和国) 平成2年10月22日 【友好交流都市】(観光分野の交流) ○瀋陽市(中華人民共和国) 平成22年8月28日 【友好都市】(観光分野の交流) ○杭州市(中華人民共和国) 平成24年4月6日 【観光交流都市】 ○台北市(台湾) 平成25年7月31日

岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
<ul style="list-style-type: none"> ○サンノゼ市 (アメリカ合衆国) (昭和32年5月26日) ○サンホセ市 (コスタリカ共和国) (昭和44年1月27日) ○プロヴディフ市 (ブルガリア共和国) (昭和47年5月12日) ○洛陽市 (中華人民共和国) (昭和56年4月6日) ○富川市 (大韓民国) (平成14年2月26日) ○新竹市 (台湾) (平成15年4月21日) ○ウマティラ・インディアン 居留区部族連合 (アメリカ合衆国) (平成17年7月27日) ○グアム準州 (アメリカ合衆国) (平成22年8月31日) 	<ul style="list-style-type: none"> 1 姉妹都市 ○ホノルル市 (アメリカ合衆国) (昭和34年6月15日) ○ボルゴグラード市 (ロシア連邦) (昭和47年9月28日) ○ハノーバー市 (ドイツ連邦共和国) (昭和58年6月27日) ○大邱広域市 (大韓民国) (平成9年5月2日) ○モントリオール市 (カナダ) (平成10年6月4日) 2 友好都市 ○重慶市 (中華人民共和国) (昭和61年10月23日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○タコマ市 (アメリカ合衆国) (昭和34年6月8日) ○ノーフォーク市 (アメリカ合衆国) (昭和34年7月14日) ○大連市 (中華人民共和国) (昭和54年5月1日) ○仁川広域市 (大韓民国) (昭和63年12月20日) ○ハイフォン市 (ベトナム社会主義 共和国) (平成26年4月18日) ○プノンペン都 (カンボジア王国) (平成28年3月29日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○オークランド市 (アメリカ合衆国) (昭和37年10月13日) ○広州市 (中華人民共和国) (昭和54年5月2日) ○ボルドー市 (フランス共和国) (昭和57年11月8日) ○オークランド市 (ニュージーランド) (昭和61年6月24日) ○イポー市 (マレーシア) (平成元年3月21日) ○釜山広域市 (大韓民国) 平成元年10月24日 行政交流都市 平成19年2月2日 姉妹都市 ○アトランタ市 (アメリカ合衆国) 平成5年7月20日 パートナーシップ都市 平成17年2月8日 姉妹都市 ○ヤンゴン市 (ミャンマー連合共和国) (平成28年12月7日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○桂林市 (中華人民共和国) (昭和54年10月1日) ○サンアントニオ市 (アメリカ合衆国) (昭和62年12月28日) ○ハイデルベルク市 (ドイツ連邦共和国) (平成4年5月19日) ○ローム市 (アメリカ合衆国) (平成7年5月29日) ○蔚山広域市 (大韓民国) (平成22年4月26日) ○エクサンプロヴァンス市 (フランス共和国) (平成25年2月16日) ○蘇州国家高新区 (中華人民共和国) (平成25年5月22日) ○高雄市 (台湾) (平成29年1月11日)

3 市税収納状況(令和元年度決算)

区分	調定総額	収入済額	徴収率			個人市民税徴収率			法人市民税徴収率		
			現年	滞納	計	現年	滞納	計	現年	滞納	計
単位	千円	千円	%	%	%	%	%	%	%	%	%
札幌市	342,571,173	338,947,135	99.5	40.9	98.9	99.2	44.0	98.3	99.6	33.9	99.2
仙台市	225,106,320	221,797,282	99.3	41.4	98.5	98.8	40.9	97.6	99.8	33.4	99.5
さいたま市	278,932,332	274,011,537	99.3	33.6	98.2	99.1	29.8	97.4	99.9	59.2	99.8
千葉市	206,842,096	202,584,133	99.2	31.5	97.9	98.9	32.2	97.1	100.2	22.2	99.6
川崎市	364,677,696	361,896,242	99.5	57.3	99.2	99.2	53.1	98.8	99.8	47.3	99.7
横浜市	853,666,672	846,456,006	99.5	47.9	99.2	99.3	47.0	98.8	99.8	28.6	99.5
相模原市	134,027,661	131,098,296	99.2	39.4	97.8	98.7	39.4	96.7	99.8	28.3	99.3
新潟市	139,547,750	136,102,491	99.3	27.7	97.5	99.1	31.0	97.5	100.5	12.7	99.6
静岡市	144,135,047	142,602,556	99.5	49.5	98.9	99.2	46.4	98.3	100.2	39.6	100.0
浜松市	153,906,160	151,342,971	99.4	36.2	98.3	98.9	35.4	97.4	99.9	34.0	99.6
名古屋市	604,521,978	600,909,002	99.6	47.1	99.4	99.3	43.2	98.8	99.8	42.4	99.7
京都市	308,789,391	305,500,402	99.4	39.5	98.9	99.3	39.5	98.6	99.1	38.6	99.0
大阪市	787,421,765	776,114,081	99.3	35.7	98.6	98.4	33.6	96.5	99.8	18.7	99.4
堺市	153,706,026	151,522,672	99.3	43.8	98.6	99.1	43.6	98.1	99.8	20.0	99.3
神戸市	314,325,688	309,261,707	99.3	36.2	98.4	99.0	34.8	97.8	99.8	43.9	99.7
岡山市	134,890,212	131,836,083	99.3	32.1	97.7	99.0	33.9	97.0	99.7	21.5	98.8
広島市	244,128,021	239,772,086	99.4	34.3	98.2	99.0	37.2	97.4	100.4	23.5	99.8
北九州市	179,367,497	176,547,996	99.3	39.2	98.4	99.0	43.1	98.0	99.8	37.5	99.6
福岡市	348,873,296	344,453,594	99.4	39.1	98.7	98.9	37.6	97.8	100.2	29.5	99.8
熊本市	120,562,774	117,804,098	99.1	35.1	97.7	98.7	33.7	97.2	99.6	28.0	99.1

4 法人市民税超過課税

区分	均等割			法人税割
	令和元年度 決算額	税率	実施年月日	
単位	千円	%		千円
札幌市	-	-	-	3,752,854
仙台市	-	-	-	3,844,630
さいたま市	-	-	-	3,298,211
千葉市	-	-	-	1,867,748
川崎市	-	-	-	1,554,376
横浜市	1,097,670	法人市民税均等割額の9%	平成21年4月1日	5,270,545
相模原市	-	標準税率で課税	-	475,979
新潟市	-	-	-	1,631,194
静岡市	-	-	-	-
浜松市	-	-	-	-
名古屋市	-	-	-	8,193,453
京都市	-	-	-	4,957,790
大阪市	-	-	-	22,378,429
堺市	-	-	-	1,609,041
神戸市	-	標準税率:平成10年4月1日より	超過課税実施時期: 昭和26年度分~平成9 年度分	3,870,815
岡山市	-	標準税率で課税	-	9,768,011
広島市	-	-	-	3,343,841
北九州市	587,950	60,000~3,600,000円	昭和51年10月1日	980,005
福岡市	1,151,970	資本金等の額が1,000万円を 超える法人...制限税率	昭和51年4月1日以後 に終了する事業年度分 から実施(現行税率は、 平成6年4月1日以後に 終了する事業年度から 適用)	6,737,344
熊本市	480,284	制限税率で課税	昭和53年4月1日以後に 終了する事業年度分 から実施(現行税率は、 平成6年4月1日以降に終 了するものから)	1,453,003

税率	実 施 年 月 日
%	
11.9% ただし資本金額または出資金額が1億円以下で、課税標準額が1千万円以下の法人については、税率9.7%	昭和52年2月1日 (現行税率は平成26年10月1日以後に開始する事業年度から)
①平成26年10月1日以降令和元年9月30日までに開始する事業年度について 12.1% ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)で、法人税割の課税標準となる法人税額(2以上の市町村において事務所等を有する法人にあっては分割前のもの)が年額1千万円以下の法人(法人課税信託の受託者である法人及び個人を除く。)の税率は9.7%(標準税率)。 ②令和元年10月1日以後に開始する事業年度について 8.4% ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)で、法人税割の課税標準となる法人税額(2以上の市町村において事務所等を有する法人にあっては分割前のもの)が年額1千万円以下の法人(法人課税信託の受託者である法人及び個人を除く。)の税率は6.0%(標準税率)。	昭和49年5月1日
①14.7% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が1千万円以下の法人については12.3% ②12.1% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が1千万円以下の法人については9.7% ③8.4% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が1千万円以下の法人については6.0%	①平成15年4月1日 ②平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度に適用 ③令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用
資本金等の額が5億円以上の法人…8.4% 資本金等の額が1億円を超え5億円未満の法人…7.2% 資本金等の額が1億円以下の法人…6.0%	昭和51年4月1日(14.5%、13.3%、12.1%) 昭和56年8月1日～平成26年9月30日(14.7%、13.5%、12.3%) 平成26年10月1日～令和元年9月30日(12.1%、10.9%、9.7%) 令和元年10月1日より(現行税率)
法人市民税について、法人税割の税率を資本金の額又は出資金の額により、 資本金の額又は出資金の額が5億円未満の法人、資本又は出資を有しない法人及び人格のない社団等:9.7%(6%※) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上10億円未満の法人:10.9%(7.2%※) 資本金の額又は出資金の額が10億円以上の法人、保険業法に規定する相互会社及び受託法人:12.1%(8.4% ※) としている。 ※令和元年10月1日以降に開始する事業年度に係る税率。	昭和50年9月1日以降終了する事業年度から(現行税率は平成26年10月1日以後に開始する事業年度から)
資本金の額若しくは出資金の額が10億円以上の法人又は法人課税信託の受託者…12.1% 資本金の額又は出資金の額が5億円以上10億円未満の法人…10.9% 資本金の額又は出資金の額が5億円未満の法人…9.7%	昭和49年9月1日
資本金等の額が10億円以上(相互会社を含む)の法人又は法人課税信託の受託者…8.4% 資本金等の額が5億円以上10億円未満の法人…7.2% 資本金等の額が5億円未満の法人…6%	令和元年10月1日以後に開始する事業年度から
・平成26年9月30日以前に開始する事業年度について 14.7% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1,000万円未満で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年210万円未満の法人については13.5% ・平成26年10月1日以降に開始する事業年度について 12.1% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1,000万円未満で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年210万円未満の法人については10.9%	昭和49年5月1日 (現行税率は平成26年10月1日以後に開始する事業年度から)
-	-
-	-
平成31年3月31日以前に終了する事業年度分:11.495%(市税条例で定める税率は12.1%。減税条例にて5%の引き下げ) 平成31年4月1日以後に終了する事業年度分:令和元年9月30日以前に開始する事業年度分 12.1% 令和元年10月1日以後に開始する事業年度分 8.4%	超過課税の実施時期は昭和50年9月1日以後終了する事業年度分から 減税条例の実施時期は平成24年4月1日以後終了する事業年度分から平成31年3月31日以前に終了する事業年度分まで
8.2% ただし、資本金等の額が3億円以下である法人、資本金の額又は出資金の額を有しない法人又は人格のない社団等のいずれかであり、かつ法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,600万円以下である場合は6.0% なお、平成26年9月30日以前に開始した事業年度については、8.2%を14.5%に、6.0%を12.3%に読み替えた税率を適用 平成26年10月1日以後で、令和元年9月30日以前に開始した事業年度については、8.2%を11.9%に、6.0%を9.7%に読み替えた税率を適用	昭和51年4月1日から令和8年3月31日までに終了する各事業年度分に適用 ※超過税率は昭和51年4月1日～平成3年3月31日は+2.4%(制限税率)、平成3年4月1日以後は+2.2%
・平成26年10月1日以後に開始し、かつ、令和2年3月31日までに終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割:11.9%。 ・ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除き、人格のない社団等を含む。)で、分割前の法人税額又は個別帰属法人税額が年2千万円以下であるもの:9.7%	昭和51年4月1日 (現行税率は平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から)
12.1% ただし、資本金等の額が1億円以下で、分割前の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年800万円以下である法人については9.7%	平成26年10月1日以後開始する事業年度から (※ただし、昭和49年6月1日から昭和56年7月末日までは14.5%を、昭和56年8月1日から平成26年9月30日までは14.7%を採用していた。)
12.1% 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年額1,600万円以下(2以上の市町村に事務所等を有する法人は分割前の金額)で、かつ、次のいずれかに該当する法人は9.7% (1)資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 (2)資本金又は出資金を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く) (3)人格のない社団等 なお、平成26年9月30日以前に開始する事業年度分については、12.1%を14.7%に、9.7%を12.3%にそれぞれ置き換える。 また、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分については12.1%を8.4%に、9.7%を6.0%にそれぞれ置き換える。	当初実施:昭和49年11月1日以降に終了する事業年度より 現行実施:平成10年4月1日
8.4%	昭和56年8月1日
12.1% (ただし、資本(出資)金の額が1億円以下で、かつ、課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年240万円以下の法人は9.7%)	平成26年10月1日以降開始する事業年度から実施
(新税率) 8.2% ただし、資本金等の額が1億円以下で、かつ課税標準となる法人税額が年1千万円以下の法人については、6.0% (旧税率) 11.9% ただし、資本金等の額が1億円以下で、かつ課税標準となる法人税額が年1千万円以下の法人については、9.7%	昭和51年10月1日 (新税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から) (旧税率は平成26年10月1日以後に開始する事業年度から)
資本金等の額が、1,000万円を超える法人等、法人課税信託の受託者 12.1% 資本金等の額が、1,000万円以下の法人等 11.3% ※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から下記税率を適用 資本金等の額が、1,000万円を超える法人等、法人課税信託の受託者 8.4% 資本金等の額が、1,000万円以下の法人等 7.6%	昭和26年1月1日の属する事業年度分から実施 (税率は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)
12.1	昭和26年1月1日の属する事業年度分から実施(現行税率は、平成26年10月1日以後に開始するものから)

5 交通事故件数(令和元年中)

区分	件数		
		死亡	負傷者
単位	件	人	人
札幌市	4,721	28	5,282
仙台市	2,743	21	3,303
さいたま市	3,358	22	3,987
千葉市	2,574	14	3,089
川崎市	2,920	21	3,317
横浜市	8,398	50	9,699
相模原市	2,215	7	2,566
新潟市	1,485	11	1,760
静岡市	4,394	17	5,309
浜松市	6,582	16	8,531
名古屋市	9,525	33	11,301
京都市	3,279	31	3,773
大阪市	10,080	34	11,700
堺市	3,053	13	3,621
神戸市	5,583	32	6,653
岡山市	2,105	26	2,384
広島市	2,651	19	3,181
北九州市	5,542	19	7,412
福岡市	7,758	18	9,466
熊本市	2,084	22	2,512

(注)
・数値は、人身事故件数のみ。

6 清掃施設等

区分	(1) 焼却施設		(2) 一般廃棄物収集・搬入量			
	1日当たりの 設備規模能力	人口千人当 たりの収集・ 搬入量	内 訳		人口千人当 たりの収集・ 搬入量	
			家庭ごみ	事業ごみ		
単位	所	t	t	t	t	t
札幌市	3	2,100	602,220	383,283	218,937	306
仙台市	3	1,800	373,373	234,235	139,138	342
さいたま市	4	1,430	422,930	310,045	112,885	321
千葉市	2	1,005	※2 334,883	209,438	125,445	341
川崎市	3	1,950	407,939	302,372	105,567	267
横浜市	4	4,140	1,000,665	691,599	309,066	267
相模原市	2	975	※3 226,976	169,938	57,037	314
新潟市	4	970	265,024	183,441	81,583	336
静岡市	2	1,100	221,555	150,309	71,246	318
※4 浜松市	2	945	242,551	158,267	84,283	303
名古屋市	5	2,720	693,317	298
京都市	3	1,700	409,779	213,673	196,106	279
大阪市	※6 6	4,000	989,503	410,267	579,236	360
堺市	3	1,210	※7 267,911	178,702	89,209	320
神戸市	3	2,100	494,167	296,126	198,041	325
岡山市	3	970	※8 230,931	139,399	91,532	328
広島市	3	1,300	※9 373,213	211,743	161,470	312
北九州市	3	2,130	359,626	179,044	180,582	384
福岡市	※11 4	※11 3,060	523,798	303,327	220,471	328
熊本市	2	880	245,984	152,380	93,604	337

収集・搬入方法						処理					
直営		委託		許可・自己搬入		焼却		資源化		埋立	
t	%	t	%	t	%	t	%	t	%	t	%
110,596	18.4	272,686	45.3	218,937	36.4	447,483	74.3	115,452	19.2	39,285	6.5
1,557	0.4	232,678	62.3	139,138	37.3	326,017	87.3	43,499	11.7	3,857	1.0
※1 47,071	※1 11.1	※1 237,724	※1 56.2	※1 126,292	※1 29.9	※1 375,761	※1 88.8	※1 63,042	※1 14.9	※1 13,326	※1 3.2
5,138	1.5	204,300	61.0	125,445	37.5	242,965	72.5	91,293	27.3	625	0.2
240,657	59.0	61,715	15.1	105,567	25.9	356,044	78.0	51,895	11.4	48,340	10.6
565,649	56.5	123,934	12.4	311,082	31.1	886,643	88.6	110,018	11.0	4,004	0.4
69,294	30.5	88,792	39.1	68,889	30.4	186,946	82.4	40,030	17.6	-	-
5,599	2.1	164,866	62.2	94,559	35.7	195,058	73.6	48,179	18.2	21,787	8.2
17,250	7.8	119,138	53.8	85,167	38.4	217,163	98.0	3,547	1.6	846	0.4
4,749	2.0	152,012	62.7	85,790	35.4	234,320	82.6	36,166	12.7	13,226	4.7
288,590	41.6	184,459	26.6	220,268	31.8	625,803	91.2	57,082	8.5	3,571	0.5
96,933	23.7	116,740	28.5	196,106	47.9	※5 383,285	※5 93.5	※5 21,792	※5 5.3	※5 1,984	※5 0.5
353,167	35.7	57,161	5.8	579,175	58.5	930,525	94.0	58,978	6.0	-	-
3,005	1.1	181,426	67.7	83,480	31.2	256,603	95.7	11,419	4.3	115	0.0
290,528	58.8	5,598	26.8	198,041	40.1	452,359	91.6	25,547	5.2	16,069	3.3
54,408	23.5	80,777	35.0	95,746	41.5	207,573	89.9	21,097	9.1	2,260	1.0
43,402	11.6	159,478	42.7	170,333	45.7	※9 304,489	81.4	41,097	11.0	28,513	7.6
1,297	0.4	201,961	56.2	156,368	43.5	※10 341,481	※10 94.4	※10 17,842	※10 4.9	※10 2,519	※10 0.7
637	0.1	306,413	58.5	216,748	41.4	※12 483,088	82.3	※12 15,776	2.7	※12 88,282	15.0
60,958	24.8	90,452	36.8	94,574	38.4	※13 213,131	※13 86.7	※13 28,568	※13 11.6	※13 4,163	※13 1.7

※1(さいたま市)収集・搬入方法として、この他「団体資源回収」・「小型家電回収」があるため100%とにならない。また、収集した廃棄物を全て同年度中に処理するものではないため、収集・搬入量の合計と処理量の合計は一致しない。

※2(千葉市)(2)一般廃棄物収集・搬入量については、災害廃棄物(1,606t)を除く

※3(相模原市)端数処理の関係により、合計が一致しない場合がある。

※4(浜松市)端数処理の関係により、合計等が一致しない場合がある。

※5(京都市)処理は焼却、資源化、埋立の他に排水2,718t(構成比0.7%)がある。

※6(大阪市)焼却施設については、大阪広域環境施設組合の施設数、能力を記載している。

※7(堺市)端数処理の関係により、合計が一致しない場合がある。一般廃棄物収集・搬入量の他に集団回収(23,234t)、自主資源化(2,800t)、庁内古紙(484t)、剪定枝等(4,448t)がある。年度間での処理の繰越等により、収集・搬入量と処理量が一致しない。溶融処理により生成されるスラグ(11,731t)、メタル(2,173t)をリサイクルしているが、資源化に計上していない。

※8(岡山市)一部事務組合による収集・搬入量を除く。

※9(広島市)収集・搬入量については、災害廃棄物(39,005t)は除く。処理の焼却量には、他都市分(886t)を含む。

※10(北九州市)処理の内訳に「破碎」がないこと、焼却量に中間処理残渣を含んでいることから、収集・搬入量の総量と処理合計が相違する。

※11(福岡市)焼却施設については、福岡都市圏南部工場を含む施設数、能力を記載している。(収集・搬入量については福岡市発生分のみ計上。)

※12(福岡市)処理量には中間処理残渣も含まれていることから、収集・搬入量の総計と処理合計が相違する。

※13(熊本市)処理は焼却、資源化、埋立の他に排水等80tがある。

7 保育所・認定こども園

区分	(1) 保育所									
	ア 保育所数（入所定員）					イ 入所児童数（入所率）			3歳未満児	
	市立保育所数	入所定員	私立保育所数	入所定員	入所児童数	入所率	要保育児童数	充足率		
単位	所	(人)	所	人	所	人	(%)	人	%	
札幌市	260	(22,738)	21	2,130	239	20,608	21,595	(95.0)	※1 10,450	※1 ...
仙台市	188	(16,059)	35	3,389	153	12,670	16,119	(100.4)	9,196	※2 ...
さいたま市	※3 245	(20,985)	61	6,413	184	14,572	21,084	※3 (100.5)	※3 9,235	※3 87.7
千葉市	※4 202	(15,324)	55	6,105	147	9,219	14,548	(94.9)	6,351	105.2
川崎市	396	(30,420)	27	2,890	※5 369	27,530	32,296	※5 (106.2)	※5 16,559	75.7
横浜市	821	(64,032)	※6 71	6,747	750	57,285	62,845	(98.1)	※6 29,644	※6 89.2
相模原市	103	(9,331)	24	2,595	79	6,736	8,198	※7 (87.9)	3,653	101.2
新潟市	154	(14,475)	85	8,090	69	6,385	13,262	(91.6)	9,093	...
静岡市	56	(5,180)	-	-	56	5,180	5,044	(97.4)	5,024	46.7
浜松市	60	(6,490)	20	2,230	40	4,260	5,630	(86.7)	2,464	111.5
名古屋市	413	(37,270)	99	9,647	314	27,623	34,912	※8 (93.7)	※8 14,131	※8 102.8
京都市	232	(23,070)	14	1,460	218	21,610	23,264	(100.8)	※9 12,492	...
大阪市	456	(54,160)	※10 87	※10 9,937	369	44,223	43,204	(79.8)	※10 26,362	...
堺市	18	(2,085)	0	0	18	2,085	2,098	(100.6)	6,900	14.1
神戸市	123	(11,189)	57	6,048	66	5,141	11,640	※11 (104.0)	※11 12,958	...
岡山市	103	(11,921)	37	3,395	66	8,526	11,607	※12 (97.4)	5,193	※12 ...
広島市	187	(23,087)	87	11,058	100	12,029	21,474	(93.0)	8,574	103.3
北九州市	※13 157	(15,909)	24	2,535	133	13,374	14,747	(92.7)	※13 7,395	※13 ...
福岡市	275	(37,553)	7	1,060	268	36,493	35,828	(95.4)	15,805	...
熊本市	109	(10,210)	19	1,805	90	8,405	10,553	(103.4)	4,583	...

(注)
 ・要保育児童数は、保育所及び認定こども園の入所児童数並びに保育所及び認定こども園の未入所児童数の合計
 ・充足率は、保育所の認可定員を要保育児童数で除した数値
 ・保育率は、保育所の入所児童数を就学前児童数で除した数値

3歳以上児					
入所児童数	保育率	要保育児童数	充足率	入所児童数	保育率
人	%	人	%	人	%
9,123	※1 23.2	※1 13,014	※1 ...	12,472	※1 28.9
6,702	72.9	11,542	※2 ...	9,417	81.6
8,612	26.7	※3 12,943	※3 99.5	12,472	36.2
5,920	30.0	8,682	94.0	8,628	38.9
※5 14,273	36.3	※5 18,184	98.4	※5 18,023	44.8
26,506	※6 32.4	※6 36,622	※6 102.6	36,339	※6 40.5
3,371	※7 22.8	4,845	116.3	4,827	※7 29.2
5,196	31.5	13,469	...	8,066	44.0
2,138	15.6	8,126	34.9	2,906	18.8
2,292	12.7	3,365	111.2	3,338	16.4
14,131	※8 100.0	※8 20,781	※8 109.5	20,781	※8 100.0
9,571	32.8	※9 17,756	...	13,693	43.3
23,772	39.0	※10 30,824	...	30,530	50.4
930	5.1	9,314	11.9	1,168	5.7
※11 4,403	※11 13.8	※11 16,812	...	※11 7,237	※11 20.0
※12 4,513	25.8	7,285	※12 ...	※12 7,094	38.2
8,006	27.7	13,509	105.3	13,468	42.4
6,169	29.8	※13 9,973	※13 ...	8,578	37.7
14,635	35.7	21,986	...	21,193	49.6
4,325	22.4	6,293	...	6,228	30.6

※1(札幌市)要保育児童数は入所児童数+待機児童数【未入所児童数】の施設種別を問わない総数(待機児童数を施設種別ごとに集計するのは困難なため)。充足率は、年齢別の定員を設定していないため算出不可。保育率は、就学前児童数に対する保育所の入所児童数の割合(認定こども園・地域型保育事業所の入所児童数は含めない)。

※2(仙台市)充足率は、歳児別で定員を定めていないため、算定できない。保育率は、入所児童数を要保育児童数で除いたもので集計。

※3(さいたま市)保育所数には、分園2園を含む。入所率は、入所児童数/入所定員。充足率は、入所定員/要保育児童数。

※4(千葉市)3歳未満児:6,083、3歳以上児:9,241

※5(川崎市)入所児童数及び要保育児童数は、委託児童を含み受託児童は除く。また、認定こども園、地域型保育事業希望者も含む。

※6(横浜市)市立保育所等には公設民営2園を含む。要保育児童数には、認定こども園、地域型保育事業希望者も含む。

入所児童数には委託(市外園を利用している市民)を含み、受託(市内所在園を利用している他都市居住者)を含まない。

充足率は各年齢区分の「保育所入所定員(=利用定員)/要保育児童数(=入所児童数+保留児童数)」で算出。

※7(相模原市)入園児数は、委託児童を含み、受託児童を除く。就学前児童数(3歳未満児)は、14,781人 就学前児童数(3歳以上児)は、16,526人。

※8(名古屋市)入所率は入所児童数/入所定員。要保育児童数は入所児童数+待機児童数。充足率は入所定員/要保育児童数。保育率は入所児童数/要保育児童数。

※9(京都市)要保育児童数は、入所児童数(保育所・認定こども園)+未入所児童数(施設種別を問わない)。

※10(大阪市)公民を含む。要保育児童数・入所児童数・保育率については、地域型保育事業及び認定こども園も含む。

※11(神戸市)入所児童数は、委託児童を含み受託児童は除く。保育率は入所児童数/未就学児童数。

※12(岡山市)入所児童数は、委託児童及び受託児童を除く。充足率は年齢ごとの定員数を設けていないため算出できない。

※13(北九州市)充足率=年齢別の定員を設定していないため算出できない。保育所には保育所型認定こども園を含まない

区分	(2)認定こども園															
	ア 園数(入園定員)		総数				幼保連携型認定こども園				幼稚園型認定こども園				保育所型認定	
	園	(人)	市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	市立園数	入園定員
単位	園	(人)	園	人	園	人	園	人	園	人	園	人	園	人	園	人
札幌市	94	(15,746)	1	115	93	15,631	1	115	63	11,723	-	-	8	1,625	-	-
仙台市	38	(5,204)	-	-	38	5,204	-	-	29	4,336	-	-	6	655	-	-
さいたま市	9	(1,953)	-	-	9	1,953	-	-	5	1,385	-	-	3	505	-	-
千葉市	38	(5,772)	2	232	36	5,540	-	-	9	1,483	-	-	25	3,986	2	232
川崎市	12	(2,560)	-	-	12	2,560	-	-	5	1,000	-	-	7	1,560	-	-
横浜市	55	(12,631)	-	-	55	12,631	-	-	40	9,748	-	-	15	2,883	-	-
相模原市	58	(9,428)	1	120	57	9,308	1	120	34	4,927	-	-	22	4,307	-	-
新潟市	104	(13,972)	1	200	103	13,772	-	-	71	9,954	-	-	13	1,727	1	200
静岡市	109	(13,626)	58	5,930	51	7,696	58	5,930	49	7,366	-	-	2	330	-	-
浜松市	66	(10,150)	-	-	66	10,150	-	-	64	9,754	-	-	-	-	-	-
名古屋市	92	(14,890)	-	-	92	14,890	-	-	67	10,219	-	-	3	598	-	-
京都市	51	(6,753)	-	-	51	6,753	-	-	37	5,541	-	-	4	75	-	-
大阪市	89	(18,307)	-	-	89	18,307	-	-	50	10,441	-	-	26	5,525	-	-
堺市	118	(19,333)	17	2,376	101	16,957	17	2,376	89	15,465	0	0	9	1,563	0	0
神戸市	165	(24,054)	-	-	165	24,054	-	-	148	20,366	-	-	17	3,688	-	-
岡山市	45	(7,859)	16	3,320	29	4,539	16	3,320	25	3,719	-	-	4	820	-	-
広島市	45	(8,461)	1	78	44	8,383	-	-	28	6,181	-	-	3	477	1	78
北九州市	30	(3,745)	-	-	30	3,745	-	-	-	-	-	-	17	2,654	-	-
福岡市	8	(1,195)	-	-	8	1,195	-	-	6	835	-	-	2	360	-	-
熊本市	83	※12 (13,983)	-	-	83	※12 13,983	-	-	74	※12 12,344	-	-	9	※12 1,639	-	-

こども園		地方裁量型認定こども園				イ入園児数(入園率)		3歳未満児				3歳以上児				
私立園数	入園定員	市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	人	(%)	3号				1号		2号		
園	人	園	人	園	人			要保育児童数	充足率	入園児数	保育率	入園児数	要保育児童数	充足率	入園児数	保育率
								人	%	人	%	人	人	%	人	%
17	1,846	-	-	5	437	15,184	(96.4)	※1 4,618	※1 ...	3,291	※1 8.4	7,388	※1 5,047	※1 ...	4,505	※1 10.4
3	213	-	-	-	-	4,770	(91.7)	9,196	※2 ...	1,078	※2 11.7	1,815	11,542	※2 ...	1,877	※2 16.3
-	-	-	-	1	63	※3 1,651	※3 (84.5)	※3 9,235	※3 2.5	※3 227	※3 0.7	※3 1,000	※3 12,943	※3 3.3	※3 421	※3 1.2
1	35	-	-	1	36	5,741	(99.5)	※4 525	※4 90.7	476	※4 2.4	3,844	1,442	98.5	1,421	6.4
-	-	-	-	-	-	※5 2,833	(...)	※5 ...	※5 ...	※5 153	※5 ...	※5 2,128	※5 ...	※5 ...	※5 552	※5 ...
-	-	-	-	-	-	10,980	(86.9)	1,019	...	8,334	1,627	...
1	74	-	-	-	-	※6 8,511	(87.6)	1,856	92.8	1,679	※6 11.4	3,902	2,954	97.7	2,930	※6 17.7
18	2,056	-	-	1	35	12,422	(88.9)	9,093	...	3,613	21.9	3,439	13,469	...	5,370	293.0
-	-	-	-	-	-	10,838	(79.5)	5,024	65.7	2,779	20.3	2,737	8,126	75.3	5,322	34.4
2	396	-	-	-	-	8,757	(86.3)	3,453	106.3	3,122	17.3	1,344	4,378	109.6	4,291	21.2
22	4,073	-	-	-	-	13,381	※7 (89.9)	※7 4,003	※7 109.3	4,003	※7 100.0	2,305	※7 7,073	※7 104.0	7,073	※7 100.0
10	1,137	-	-	-	-	7,098	(105.1)	※8	2,482	8.5	662	※8	3,954	12.5
13	2,341	-	-	-	-	14,894	(81.4)	26,362	...	2,940	4.8	6,556	30,824	...	5,398	8.9
3	420	0	0	0	0	18,697	(96.7)	6,900	92.9	6,271	34.3	3,143	9,314	100.8	9,283	45.6
-	-	-	-	-	-	※9 22,685	(94.3)	※9	※9 5,562	※9 17.4	7,734	※9	※9 9,389	※9 26.0
-	-	-	-	-	-	※10 7,197	(91.6)	2,231	...	※10 1,853	※10 10.6	2,137	3,299	...	※10 3,207	※10 17.3
13	1,725	-	-	-	-	7,689	(90.9)	2,093	110.3	1,928	6.7	2,640	3,124	97.4	3,121	9.9
9	840	-	-	4	251	3,387	(90.4)	7,395	※11 ...	744	1.7	1,345	9,973	※11 ...	1,298	3.0
-	-	-	-	-	-	1,013	(84.7)	15,805	...	281	0.0	198	21,986	...	534	1.2
-	-	-	-	-	-	9,875	(70.6)	4,129	※12 ...	3,861	※12 20.0	3,351	6,079	※12 ...	6,014	※12 29.6

※1(札幌市)要保育児童数は入所児童数+待機児童数【未入所児童数】の施設種別を問わない総数(待機児童数を施設種別ごとに集計するのは困難なため)。充足率は、年齢別の定員を設定していないため算出不可。保育率は、就学前児童数に対する認定こども園の入所児童数の割合(保育所・地域型保育事業所の入所児童数は含めない)。

※2(仙台市)歳児別に定員を定めていないため、算定不能。保育率については、入所児童数を要保育児童数で除いたもので集計。

※3(さいたま市)入園児数は、令和2年5月1日時点のもの。入園率は、入園児数/入園定員。充足率は、入園定員/要保育児童数。

※4(千葉市)要保育児童数=入所児童数+入所待ち児童数、充足率=入所児童数/要保育児童数、保育率=入所児童数/就学前児童数

※5(川崎市)入園児数は、委託児童を含み受託児童を除く。要保育児童数は、(1)保育所の項目に含めて算出、記入している。

※6(相模原市)入園児数は、委託児童を含み、受託児童を除く。就学前児童数(3歳未満児)は、14,781人 就学前児童数(3歳以上児)は、16,526人。

※7(名古屋市)入園率は、入園児数/入園定員 要保育児童数は、入園児数+待機児童数 充足率は、入園定員/要保育児童数 保育率は、入園児数/要保育児童数

※8(京都市)保育所分と不可分

※9(神戸市)入園児数は、委託児童を含み、受託児童を除く。保育率は、入所児童数/未就学児童数

※10(岡山市)入園児数は、委託児童及び受託児童を除く。充足率は年齢ごとの定員数を設けていないため算出できない。

※11(北九州市)充足率=年齢別の定員を設定していないため算出できない。

※12(熊本市)入園定員は1号定員を含む。充足率は、年齢別定員を設定していないため、算出できない。保育率は、入園児数/要保育児童数

区分	(3) 一時保育	(4) 病後児保育 (令和元年度利用延人数)	(5) 待機児童数
単位	所	所 (人)	人
札幌市	191	6 (2,218)	0
仙台市	63 ※1	6 ※1 (2,155)	91
さいたま市	97	10 (3,142)	387
千葉市	60 ※2	9 (6,678)	4
川崎市	※3 84	※3 7 (7,115)	12
横浜市	※4 516	4 (1,406)	27
相模原市	※5 127	※5 3 (992)	8
新潟市	266	12 (10,653)	0
静岡市	78	3 (965)	0
浜松市	126 ※6	6 (2,578)	11
名古屋市	※7 61	※7 22 (17,094)	0
京都市	※8 59	※8 9 (4,216)	0
大阪市	74 ※9	34 (13,720)	20
堺市	※10 98	※10 5 (2,162)	11
神戸市	261 ※11	18 (14,178)	52
岡山市	※12 63	6 (6,074)	259
広島市	100 ※13	14 (14,148)	33
北九州市	79 ※14	12 (9,029)	0
福岡市	保育所30 地域型保育事業所10	19 (29,634)	5
熊本市	※15 10	8 ※16 (5,653)	0

- ※1(仙台市)病後児保育は、病児保育施設を含み、利用延人数は、病後児と病児の合計。
 ※2(千葉市)病後児保育は、病児保育施設を含み、利用延人数は、病後児と病児の合計。
 ※3(川崎市)一時保育は幼保連携型認定こども園1か所、公立1か所含む。病児保育4か所、病後児保育3か所
 ※4(横浜市)公立R2:42 民間R2:474(認可保育所・小規模保育・横浜保育室の合計数)
 ※5(相模原市)一時保育は公立含む。病児保育2か所 病後児保育1か所
 ※6(浜松市)病後児保育の内4施設は病児保育も実施。利用延人数は、病児保育の利用者を含む。
 ※7(名古屋市)一時保育は、公立4か所、民間57か所。病後児保育は、病児・病後児20か所、病後児2か所。
 ※8(京都市)一時保育は、一般型のみ。病児・病後児7か所、病児1か所、病後児1か所
 ※9(大阪市)病児16か所 病後児18か所(うち1か所休所中)
 ※10(堺市)一時保育は、公立保育所1を含む。病後児保育は、病児保育施設を含む。別途、子育て援助活動支援事業(病児緊急対応強化事業)として、訪問型病児保育を実施。
 ※11(神戸市)病後児保育は、病児保育施設のみ
 ※12(岡山市)平成31年度「子ども・子育て支援交付金」の一時預かり事業(一般型)の実績報告
 ※13(広島市)病児13施設 病後児1施設
 ※14(北九州市)病児保育施設を含む。
 ※15(熊本市)一時保育は私立保育所等における、平成31年度(令和元年度)「子ども・子育て支援交付金」の一時預かり事業(一般型)の申請箇所数。
 ※16(熊本市)病後児保育は病児・病後児保育施設8か所、利用延人数は、病児と病後児の合計。

8 高齢者保健福祉

区分	(1) 老年人口比率				(2) 高齢化推計比率 (西暦2025年)			(3) 養護老人ホーム(設置数・入所定員)			
	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～	総数	65歳以上の 推計人口	推計人口	所 (人)	公立 (入所定員)			
単位	%	人	人	人	%	人	人	所 (人)	所 (人)		
札幌市	27.4	138,805	136,656	260,200	535,661	29.1	570,398	1,958,094	4 (330)	1 (50)	
仙台市	※1 24.1	65,710	64,083	125,776	255,569	28.3	303,280	1,071,693	2 (210)	- (-)	
さいたま市	23.0	70,463	77,995	154,340	302,798	25.7	337,838	1,312,452	3 (290)	1 (50)	
千葉市	※3 26.0	56,892	65,765	130,226	252,883	27.9	272,842	978,782	2 (130)	- (-)	
川崎市	※5 20.0	※5 71,349	※5 78,847	※5 153,505	※5 303,701	30.0	344,575	1,572,733	2 (190)	1 (140)	
横浜市	※6 24.5	209,972	233,277	477,713	920,962	26.2	971,574	3,714,957	6 (498)	- (-)	
相模原市	25.7	43,472	48,418	92,931	184,821	27.8	199,375	717,831	1 (80)	- (-)	
新潟市	※7 29.4	※7 56,581	※7 57,503	※7 117,329	※7 231,413	31.3	246,739	788,987	1 (100)	1 (100)	
静岡市	30.2	47,445	51,584	111,301	210,330	31.8	212,856	669,536	2 (190)	2 (190)	
浜松市	27.6	51,686	54,292	114,962	220,940	28.9	227,307	787,057	6 (420)	- (-)	
名古屋市	25.1	128,462	144,697	300,232	573,391	26.0	600,069	2,306,835	6 (770)	2 (370)	
京都市	28.1	83,959	102,691	209,016	395,666	28.9	420,143	1,451,751	8 (565)	- (-)	
大阪市	※9 25.2	※9 153,403	※9 173,470	※9 361,202	※9 688,075	26.3	700,390	2,663,262	12 (737)	- (-)	
堺市	28.1	50,677	62,342	121,307	234,326	29.0	235,294	812,527	2 (190)	1 (120)	
神戸市	※10 28.2	98,494	109,894	222,684	431,072	31.3	465,811	1,498,059	9 (540)	1 (80)	
岡山市	※11 26.2	※11 41,523	※11 47,760	※11 96,078	※11 185,361	26.1	189,676	725,465	5 (310)	2 (130)	
広島市	※12 25.3	※12 71,342	※12 80,678	※12 150,134	※12 302,154	26.8	323,143	1,205,175	8 (500)	- (-)	
北九州市	30.7	67,021	71,603	152,249	※13 290,873	32.8	298,535	909,840	9 (570)	- (-)	
福岡市	21.8	88,601	87,213	163,050	338,864	24.2	397,187	1,641,913	4 (307)	- (-)	
熊本市	26.2	47,910	46,593	96,835	191,338	28.3	209,050	739,812	7 (440)	- (-)	

(注)

- ・(1)の総数は、65歳以上人口の総数。
- ・(2)は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成30(2018)年推計)の数値
- ・(3)～(5)の各老人ホームの私立には、公設民営を含む。

		(4) 特別養護老人ホーム(設置数・入所定員)			(5) 軽費老人ホーム(設置数・入所定員)			(6) 地域包括 支援センター	(在宅介護 支援セン ター)	(7) 老人福祉 センター
私立 (入所定員)		公立 (入所定員)	私立 (入所定員)		公立 (入所定員)	私立 (入所定員)				
所 (人)	所 (人)	所 (人)	所 (人)	所 (人)	所 (人)	所 (人)	所	(所)	所	
3 (280)	82 (6,330)	1 (100)	81 (6,230)	25 (1,500)	3 (150)	22 (1,350)	27	(-)	10	
2 (210)	67 (4,761)	- (-)	67 (4,761)	16 (578)	- (-)	16 (578)	52	(-)	8	
2 (240)	74 (6,778)	- (-)	74 (6,778)	5 (282)	1 (100)	4 (182)	27	※2 (34)	11	
2 (130)	53 (3,729)	- (-)	53 (3,729)	18 (850)	- (-)	18 (850)	※4 30	(-)	15	
1 (50)	57 (4,901)	8 (537)	49 (4,364)	3 (264)	- (-)	3 (264)	49	(-)	7	
6 (498)	159 (16,401)	- (-)	159 (16,401)	11 (644)	- (-)	11 (644)	142	(-)	18	
1 (80)	45 (3,185)	- (-)	45 (3,185)	9 (218)	- (-)	9 (218)	29	(-)	3	
- (-)	84 (5,210)	1 (100)	83 (5,110)	23 (989)	- (-)	23 (989)	29	(13)	12	
- (-)	39 (3,711)	- (-)	39 (3,711)	7 (430)	- (-)	7 (430)	※8 30	(4)	8	
6 (420)	66 (4,924)	- (-)	66 (4,924)	16 (798)	- (-)	16 (798)	22	(8)	0	
4 (400)	120 (8,800)	1 (300)	119 (8,500)	22 (951)	4 (490)	18 (461)	29	(-)	16	
8 (565)	99 (6,317)	7 (440)	92 (5,877)	13 (637)	- (-)	13 (637)	61	(20)	17	
12 (737)	157 (13,903)	※9 2 (340)	155 (13,563)	20 (755)	- (-)	20 (755)	66	(111)	26	
1 (70)	51 (3,201)	- (-)	51 (3,201)	11 (515)	- (-)	11 (515)	28	(25)	7	
8 (460)	116 (6,774)	- (-)	116 (6,774)	31 (1,815)	1 (50)	30 (1,765)	76	(-)	-	
3 (180)	67 (3,247)	- (-)	67 (3,247)	22 (924)	1 (50)	21 (874)	14	(21)	3	
8 (500)	72 (4,500)	- (-)	72 (4,500)	10 (562)	- (-)	10 (562)	41	(-)	3	
9 (570)	81 (5,461)	1 (55)	80 (5,406)	25 (1,120)	- (-)	25 (1,120)	31	(-)	1	
4 (307)	87 (6,153)	- (-)	87 (6,153)	23 (1,217)	- (-)	23 (1,217)	57	(-)	7	
7 (440)	53 (2,424)	- (-)	53 (2,424)	18 (697)	- (-)	18 (697)	27	(1)	10	

※1(仙台市)令和2年3月31日現在の値

※2(さいたま市)地域型33か所、包括・在支総合支援センター1か所

※3(千葉市)令和2年3月31日現在の人口

※4(千葉市)出張所2か所含む

※5(川崎市)老年人口比率は令和2年9月末現在の住民基本台帳人口による。

※6(横浜市)令和2年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値

※7(新潟市)令和2年3月31日現在の数値

※8(静岡市)うち1か所は基幹型

※9(大阪市)老年人口比率は令和2年3月末現在の住民基本台帳人口による。

特別養護老人ホームについては、令和2年4月1日現在の数値で、公立は大阪市立弘済院(第1)及び同院(第2)

※10(神戸市)平成31年3月31日現在の人口

※11(岡山市)令和2年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値

※12(広島市)令和2年3月31日現在の数値

※13(北九州市)(1)の総数は、65歳以上人口の総数(住民基本台帳(令和2年3月31日現在) ※不明者含まず)

9 介護保険事業

区分	(1)第1号被保険者					(2)要介護認定審査判定件数	(3)保険料に対する独自助成制度の有無・概要	(4)利用者負担に対する独自助成制度の有無・概要	(5)市町村特別給付の有無・概要	(6)居宅介護サービス独自基準
	ア 被保険者数	イ 保険料 (年額:基準額)	ウ 保険料徴収率							
			現年	滞納	計					
単位	人	円	%	%	%	件				
札幌市	533,069	69,275	99.1	16.5	97.2	99,045	有	無	無	無
仙台市	254,912	70,700	99.3	31.3	98.5	41,484	有	無	無	有
さいたま市	301,543	65,056	98.9%	19.2	96.9%	47,387	有	有	無	無
千葉市	252,125	63,600	99.2	15.9	97.5	39,334	有	無	無	有
川崎市	301,408	69,900	99.3	36.8	98.3	47,893	有	有	無	無
横浜市	920,465	74,400	99.3	25.9	98.2	143,551	有	有	無	有
相模原市	184,095	69,600	99.1	20.7	97.5	25,103	有	無	無	無
新潟市	231,097	76,200	99.5	18.3	98.3	39,503	有	有	無	無
静岡市	210,093	65,900	99.3	22.1	98.0	34,375	有	有	無	無
浜松市	220,332	66,412	99.6	21.5	98.8	35,571	有	無	無	無
名古屋市	570,864	76,696	99.5	22.1	98.2	90,951	無	無	有	有
京都市	395,666	79,200	99.0	18.0	97.3	75,988	有	無	無	有
大阪市	687,673	95,124	98.4	16.8	95.7	157,512	有	無	無	有
堺市	234,289	79,480	98.9	10.2	96.2	51,760	有	無	無	無
神戸市	430,818	75,120	99.0	14.3	97.3	79,781	有	無	有	有
岡山市	185,361	73,920	99.4	29.7	98.1	40,032	有	無	無	無
広島市	301,875	74,040	99.4	30.4	98.2	49,533	有	有	無	有
北九州市	291,604	73,080	98.9	21.3	96.8	52,110	有	無	無	有
福岡市	338,900	72,933	99.0	13.5	96.5	64,837	有	無	無	有
熊本市	191,206	81,120	98.7	16.1	95.9	34,996	有	無	無	有

※札幌市:(3)一定の基準を満たす被保険者の介護保険料を、第1段階相当の保険料まで減額する。

※仙台市:(1)ア 令和元年3月末のデータ。

(3)①保険料段階が第4段階で、世帯の収入等が一定の要件を満たす場合、基準額の2分の1相当額に減免する。

②住居の住み替えや、防災集団移転促進事業等のために土地建物を売却したことによる譲渡所得に伴い保険料負担が増えた方について、一定の条件を満たす場合に、買い替え費用が特別控除額のどちらか少ない額を合計所得金額から差し引いた額で算定した所得段階相当額に減免する。

(6) ①提供したサービスの内容等の記録の保存年限を完結の日から5年間とする。

②新たに次に掲げる記録を整備することとし、保存年限を完結の日から5年間とする。

a)従業者の勤務状況に関する記録 b)介護報酬請求明細書

※さいたま市:(1)ア 平成31年3月末のデータ。(1)ウ 平成30年度決算値のデータ。

(3)所得段階が第1段階の老齢福祉年金受給者に対し、第2期事業計画の保険料額と同額とする。

(4)収入や資産等に関する一定の基準に該当する低所得者に対し、在宅サービスの利用者負担の5割又は7割相当額を助成する。

※千葉市:(1)ア 令和2年3月末のデータ。(1)イ 第7期計画基準額のデータ。(1)ウ 令和元年度決算値データ

(3)保険料段階第2・3段階に属する被保険者で、収入、扶養、資産について一定の条件を満たす場合、第1段階相当の保険料額に減額する。

(6)基準条例等

・記録の保存期間の延長(2年→5年)、虐待防止研修の実施(年1回以上)、通所・入所系サービスにおける非常災害対策(食料等の備蓄)、暴力団の排除

※川崎市:(3)・収入が少なく生活が著しく困難な方で、一定の条件に該当する場合、第1号被保険者の保険料を基準額(第6段階)の25%に減額する。

・保険料段階が第3・4段階で、一定の条件に該当する場合、第1号被保険者の保険料を第2段階に減額する。

(4)生活保護基準以下で生活している生計困難者について、1割負担の50%及び食費・居住費の50%に軽減する。

※横浜市:(3)以下のとおり。

1. 低所得者減免 2. 災害による減免 3. 所得減少による減免

(4)横浜市介護サービス自己負担助成事業

・在宅サービス助成:訪問介護等の在宅サービスを利用する低所得者の利用者負担の一部を助成し5%又は3%に軽減

・グループホーム助成:認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)について、利用者負担額の一部を助成し5%に軽減(平成21年度より実施)。

居住費相当分等について、利用者負担額の一部を助成(平成24年10月より実施)

・施設居住費助成:介護保険施設等のユニット型個室の居住費について、利用者負担額の一部を助成(平成22年度より実施)

(6)基準条例の制定

- ※相模原市:(1)ア、(2)については、令和2年3月末時点のデータ (1)ウについては、令和元年度決算値のデータで小数点以下第2位を四捨五入した値。
(3)低所得者に対する保険料減免:世帯の収入等の状況が、生計を維持することが困難であると認められる場合に、第1段階保険料の1/2相当額を減免する。
- ※新潟市:(1)ア 平成31年3月末 (1)イ 第7期基準額 (1)ウ 平成30年度決算値
(2)平成30年度
(3)生活保護基準以下の収入や資産の低所得者に対する保険料減免
(4)社会福祉法人等利用者負担軽減措置制度を、株式会社等へ拡大して実施
- ※静岡市:(1)アについては、令和2年3月31日時点。
(1)ウ、(2)については、令和元年度決算値データ。
- ※浜松市:(1) ア 平成31年3月末 イ 第7期事業計画値 ウ 平成30年度実績
(2)平成30年度実績
(3)所得段階が第4段階以下でかつ収入や資産が生活保護基準以下である生活困難者について、保険料を50%に減額
- ※名古屋市:(1)ア令和元年3月31日現在、(1)ウ令和元年度決算値、(2)令和元年度データ
(5)生活援助型配食サービス
(6)【条例による運営基準】
・サービス提供に関する記録の保存期間 2年→5年・居住系、通所系サービスにおける食料等の備蓄の義務化・暴力団の排除
- ※京都市:(1)ウ 出納閉鎖時点における数値。表上の数値は、現年分徴収率で、普通徴収分の徴収率は 88.53%
(3)所得段階区分で第1～3段階の者のうち、以下の基準に該当するものについて、保険料を基準額×0.21まで引き下げる。
①収入基準…前年の収入が60万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき24万円加算
②資産基準…預貯金等が単身世帯の場合240万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人に月96万円加算
③扶養基準…所得税・住民税・医療保険の被扶養者でないこと。
所得段階区分で第1～第3段階の者のうち、以下の基準に該当するものについて、保険料を基準額×0.42まで引き下げる。
①収入基準…前年の収入が60万円超80万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき32万円加算
②資産基準…預貯金等が単身世帯の場合240万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人に月96万円加算
③扶養基準…所得税・住民税・医療保険の被扶養者でないこと。
所得段階区分で第2・3段階の者のうち、以下の基準に該当するものについて、保険料を基準額×0.5まで引き下げる。
①収入基準…前年の収入が80万円超120万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき48万円加算
②資産基準…預貯金等が単身世帯の場合240万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人に月96万円加算
③扶養基準…所得税・住民税・医療保険の被扶養者でないこと。
(6)基準条例の制定
・暴力団の排除・人権の尊重に係る措置・サービス提供に関する記録の保存年限の延長(2年→5年)・通所系サービスにおける耐震性の確保
- ※大阪市:(3)生活に困窮している方への保険料の軽減制度
●世帯全員が市町村民税非課税で次のすべてに該当する方 ●減額内容: 第4段階保険料の2分の1に減額する。
①世帯の年収が、次の額以下であること。
1人世帯150万円、2人世帯198万円、3人世帯246万円(以降世帯人員が1人増すごとに48万円を加算)
②扶養を受けていない。
③活用できる資産を有しない。
④介護保険料を滞納していない。
- ※堺市:(1) アは、令和2年3月31日現在(令和2年3月末の事業統計の数値)。ウは、令和2年5月31日現在(令和元年決算の還付未済を含まない)
(3) ●対象者(次のすべてに該当する方)
・所得段階が1段階以外
・申請日時点で世帯全員が市民税非課税
・世帯の年間収入が基準額以下(1人世帯:150万円以下 2人世帯:198万円以下 3人世帯:246万円以下。以降、世帯人数が1人増えるごとに48万円を加算した額以下)
・他の世帯の扶養となっていない(税の扶養控除、医療保険の扶養控除)。
・世帯の資産・預貯金等の合計額が350万円以下(以降、世帯人数が1人増えるごとに100万円を加算した額以下)
・本人および世帯に属する人が居住用以外の処分可能な土地家屋を所有していない。
●減額内容:
第1段階相当額の保険料に減額する。
- ※神戸市:(1)ア. 平成31年3月31日現在。
(3)1.保険料段階が第2・3段階の方のうち、生活が困窮しており一定の条件を満たす場合、第1段階相当額に減額する。
2.保険料段階が第1段階、第2段階、第3段階の方のうち、生活が著しく困窮しており一定の条件を満たす場合、第1段階の半額の相当額に減額する。
(5)ミドルステイ…介護者の長期入院等によりやむを得ない場合に、老人短期入所施設等で保険給付の範囲を超えて、最長3か月までの短期入所を実施するもの。
緊急ショートステイ…施設入所の緊急性が高い要介護高齢者が施設入所できるまでの間、特養のショートステイ床・老人短期入所施設を活用し、保険給付の範囲を超えて短期入所を実施するもの。
緊急一時保護…養護者による高齢者虐待により一時的に避難する緊急の必要性があると認められた場合に、保険給付の範囲を超えて、原則7日間まで短期入所を実施するもの。
(6)基準条例の制定
暴力団の排除・重要事項説明書に記載するべき内容の追加・書類の保存期間を5年間に延長・虐待防止研修の実施等
- ※岡山市:(3)保険料の所得段階が第2・第3段階(世帯市民税非課税)で、世帯収入、扶養、資産条件に該当する場合、申請により第1段階相まで軽減する。
- ※広島市:(1)ア被保険者数は令和2年3月末の数値であり、ウ 保険料徴収率は平成31年度の数値
(3)次の①及び②の人を対象とした減免制度
①介護保険料の所得段階が第2段階、又は第3段階の人で特に収入が低く、生活が著しく困窮している人
②刑務所などに拘禁され、介護サービスを受けることができない人
(4)①重度心身障害者介護保険利用負担助成 ②介護保険支給限度額超過利用負担助成
(6)一般原則・基本方針、運営規程の記載事項(虐待防止・身体拘束等)、金銭管理規程の整備、管理者の研修の機会の確保、非常災害対策、居宅介護サービス費等の支給の根拠となる記録の5年間保存、指定介護老人福祉施設等の居室定員
- ※北九州市:(1)ア R2.3月末時点、ウR2.5月末時点
(3) 概要 「介護保険料の独自軽減」
次のすべての要件に合致した場合、保険料を第1段階相当額に減額するもの。
① 保険料段階が第2段階又は第3段階
② 世帯全員の収入が基準額以下(基準額:世帯全員の収入(年間)(96万円+(世帯員の数-1)×48万円)+年間家賃負担額)(年間家賃負担額は上限有り)
③ 世帯全員の現金及び預貯金の合計額が350万円以下
④ 世帯全員が居住用以外の土地や家屋を保有していない
(居住用の土地・家屋は、固定資産税の評価額の合計額が2400万円未満であれば保有可)
⑤ 他の世帯の人に扶養されていない
(6) サービス記録の整備2年→5年、暴力団の排除、通所・入所系サービスにおける非常災害対策(災害種別ごとの対応計画作成)、地域との連携
- ※福岡市:(1)、(2)令和2年3月末時点
(3)生活困窮者/居住用財産の譲渡による所得段階変更を考慮
(6)暴力団の排除、設備要件の充実、文書による同意、サービス記録の利用者への提供、身体拘束に関する手続き等の追加、各種研修の実施、非常災害対策、衛生管理、事故発生時の対応、記録の保存期間の延長、申請者の基準、特養の入所定員を規定するもの。
- ※熊本市:(3)①刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者について拘禁期間に係る保険料の減免
②第2段階又は第3段階の者のうち、収入・資産等一定の基準を満たす者に対し申請に基づき第1段階相当額へ減額
③居住用財産の譲渡に係る保険料の減免

10 国民健康保険事業

区分	(1)国保被 険者数	人口 加入率	(2)国保加入 世帯数	世帯 加入率	(3)延受診件数	受診率	(4)1世帯当 たり費用額	(5)被保険者 1人当 たり費用 額	(6)1件当 たり費 用額	(7)世帯主給 付割合 独自基 準の有 無・概 要
単位	人	(%)	世帯	(%)	件	(%)	円	円	円	
札幌市	371,797	(18.9)	260,703	(27.1)	6,043,501	(1,625.5)	590,724	414,214	25,482	無
仙台市	197,540	(18.1)	132,511	(25.5)	3,633,569	(1,839.4)	549,467	368,586	20,038	無
さいたま市	241,017	(18.4)	160,026	(26.7)	4,122,100	(1,710.3)	516,280	342,790	20,043	無
千葉市	194,369	(20.0)	129,788	(27.9)	3,193,892	(1,643.2)	514,362	343,460	20,902	無
川崎市	264,027	(17.4)	181,006	(23.9)	4,502,998	(1,705.5)	511,108	350,394	20,545	無
横浜市	699,379	(18.6)	473,435	(26.1)	12,781,233	(1,827.5)	544,904	368,866	20,184	無
相模原市	157,523	(21.8)	103,402	(31.4)	1,616,769	(1,026.4)	531,970	349,198	21,478	無
新潟市	158,533	(20.1)	101,629	(29.8)	2,927,483	(1,846.6)	606,122	388,560	21,042	無
静岡市	※2 148,245	(21.5)	※2 96,867	(31.6)	2,701,410	(1,765.9)	571,341	373,328	20,487	無
浜松市	※4 157,648	(19.7)	※4 100,183	(29.3)	※4 2,773,737	(1,722.6)	595,353	376,272	21,843	無
名古屋市	462,055	(19.9)	312,741	(28.0)	7,772,765	(1,682.2)	508,837	344,405	20,473	無
京都市	※5 297,207	(20.3)	※5 202,426	(27.9)	4,802,993	(1,058.2)	556,935	377,479	23,847	無
大阪市	613,024	(22.4)	418,379	(27.6)	10,292,828	(1,647.3)	551,680	369,403	22,424	無
堺市	※6 176,473	※6 (21.2)	※6 113,829	※6 (28.8)	※6 2,059,660	※6 (1,150.6)	※6 516,543	※6 333,182	※6 28,547	無
神戸市	321,062	(21.1)	214,226	(29.6)	5,782,507	(1,801.1)	586,143	391,099	21,715	無
岡山市	136,903	(19.3)	90,646	(27.5)	2,340,048	(1,709.3)	633,294	419,316	24,532	無
広島市	220,780	(18.5)	145,003	(25.4)	4,231,115	(1,916.4)	646,066	424,321	22,141	無
北九州市	200,611	(21.3)	133,732	(31.0)	2,366,009	(1,179.4)	621,830	414,527	35,147	無
福岡市	316,709	(20.4)	214,955	(26.8)	※7 5,211,393	※7 (1,645.5)	508,380	345,045	20,969	無
熊本市	155,713	(21.2)	98,193	(28.6)	1,767,802	(1,135.3)	538,752	339,738	29,925	無

(注)

- ・(1)・(2)の数値は、平成31年3月～令和2年2月の平均値
- ・(1)～(6)の数値は、令和元年度決算により算出し、退職被保険者も含む
- ・(9)の数値は、令和2年度当初予算より算出

(8)世帯員給付割合 独自基準の有無・概要	(9)賦課限度額	(10)保険料徴収率		
		現年	滞納	計
	円	%	%	%
無	医療分:630,000 支援分:190,000 介護分:170,000	※1 94.3	※1 27.6	※1 86.9
無	医療分 630,000 支援分 190,000 介護分 170,000	94.7	30.1	89.7
無	医療分 610,000 支援分 190,000 介護分 160,000	92.3	27.2	79.6
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	92.3	20.0	79.2
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	94.1	40.7	88.7
無	医療分 630,000 支援分 190,000 介護分 170,000	95.0	33.9	90.1
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	90.9	20.9	70.1
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	93.6	22.4	82.0
無	※3(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	93.5	22.9	82.9
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	92.2	24.1	82.1
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	95.6	28.3	89.6
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	94.5	36.4	88.9
無	(医療分)610,000 (支援分)190,000 (介護分)160,000	89.1	26.1	77.3
無	医療:610,000 支援:190,000 介護:160,000	94.5	17.6	77.8
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	93.2	22.0	84.1
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)160,000	91.9	30.6	81.5
無	医療分 630,000円 支援分 190,000円 介護分 170,000円	92.5	31.7	82.3
無	(医療分)630,000円 (支援分)190,000円 (介護分)170,000円	93.0	17.6	77.8
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	91.4	31.0	82.4
無	(医療分)630,000円 (支援分)190,000円 (介護分)170,000円	90.2	14.2	73.2

※1(札幌市)保険料徴収率の数値は、還付未済額を含まない収入済額を居所不明分を控除した調定額で除した値
 ※2(静岡市)(1)・(2)の数値は、令和元年度の平均値
 ※3(静岡市)(9)の数値は、令和3年度当初予算より算出
 ※4(浜松市)(1)(2)は年度末、(3)は一般+退職
 ※5(京都市)令和2年3月末現在
 ※6(堺市)(1)・(2)は、平成31年3月末現在 (3)は平成30年度事業年報
 ※7(福岡市)(3)の数値は、調剤・療養費を含む

11 生活保護

区分	(1)生活保 護人口	人口 保護率	(2)生活保 護世帯数	世帯 保護率	(3)生活保護費
単位	人	(%)	世帯	(%)	千円
札幌市	72,010	(36.6)	55,513	(57.1)	128,781,478
仙台市	18,171	(16.7)	13,969	(26.7)	28,032,358
さいたま市	19,723	(15.0)	15,448	(26.7)	33,875,697
千葉市	20,940	(21.4)	16,982	(38.2)	※1 35,029,043
川崎市	30,147	(19.6)	23,741	(31.8)	56,452,509
横浜市	※2 68,921	(18.4)	54,111	(31.6)	125,666,517
相模原市	13,691	(18.9)	10,304	(31.3)	22,059,900
新潟市	11,950	(15.0)	9,283	(27.1)	17,129,960
静岡市	※3 9,279	(13.4)	※3 7,361	(25.0)	※3 15,216,628
浜松市	7,158	(9.0)	5,684	(17.6)	10,732,199
名古屋市	※4 47,364	※4 (20.4)	※4 38,297	※4 (34.7)	※4 81,407,028
京都市	※5 42,648	(29.0)	※5 32,251	(44.7)	71,424,042
大阪市	135,787	(49.5)	112,636	(78.1)	※6 272,276,478
堺市	25,180	(30.2)	19,295	(48.9)	46,305,178
神戸市	44,784	(29.5)	34,058	(47.0)	78,450,922
岡山市	※7 13,013	(18.4)	※7 9,921	(30.3)	21,347,548
広島市	24,162	(20.2)	18,523	(32.5)	40,094,113
北九州市	※8 22,923	(24.4)	※8 18,398	(42.6)	42,669,418
福岡市	42,818	(26.9)	※9 33,523	(…)	77,140,423
熊本市	15,139	(20.5)	11,932	(36.4)	25,610,861

(注)
 ・(1)・(2)の数値は、令和2年3月現在
 ・(3)は、扶助別保護費の総額(施設事務費、就労自立給付金を含む)で、令和元年度決算の値
 ※1(千葉市)扶助別保護費の総額(施設事務費、就労自立給付金・進学準備給付金を含む)で、令和元年度決算の値
 ※2(横浜市)保護率の基礎となる全市人口・世帯は、平成31年3月1日現在の人口・世帯を使用。
 ※3(静岡市)保護率算定に伴う市人口・世帯については、令和元年10月推計人口による。扶助別保護費の総額は、進学準備金を含む。
 ※4(名古屋市)生活保護人口及び世帯数は令和2年3月中数値。各保護率は平成30年10月の推計人口から算出。生活保護費には進学準備給付金を含む。
 ※5(京都市)保護率算定に伴う市人口・世帯については、平成30年10月推計人口による。
 ※6(大阪市)扶助費総額(施設事務費、就労自立給付金・進学準備給付金を含む)
 ※7(岡山市)保護率算定に伴う市人口・世帯については、平成31年3月末住民基本台帳人口・世帯数による。
 ※8(北九州市)保護率算定に伴う市人口・世帯については、令和元年10月推計人口による。
 ※9(福岡市)世帯保護率は統計上算出していない。

12 医療施設

区分	(1)病院数 (病床数)	公的 病院数 (市立)		左記以外 の病院数		(2)一般 診療所	(3)歯科 診療所	(4)医業収益		
		所	(所)	病床数	(市立)				所	病床数
単位	所 (床)	所	(所)	床	(床)	所	所	千円		
札幌市	203 (36,532)	3	(1)	1,406	(672)	200	35,126	1,419	1,232	21,893,052
仙台市	56 (12,548)	3	(1)	1,129	(525)	53	11,419	941	599	15,789,735
さいたま市	39 (8,048)	3	(1)	1,591	(637)	36	6,457	987	699	15,387,404
千葉市	47 (9,009)	8	(3)	1,674	(717)	39	7,335	707	550	16,340,623
川崎市	39 (10,951)	3	(3)	1,472	(1,472)	36	9,479	1,036	782	27,175,873
横浜市	133 (27,939)	11	(3)	4,429	(1,584)	122	23,510	3,087	2,109	27,400,889
相模原市	36 (7,514)	2	(0)	569	(0)	34	6,945	432	370	-
新潟市	44 (10,721)	5	(1)	2,374	(676)	39	8,347	651	494	20,952,095
静岡市	27 (7,397)	9	(1)	3,705	(463)	18	3,692	549	349	9,616,193
浜松市	33 (8,675)	6	(3)	1,702	(891)	27	6,973	658	388	※2 4,316,179
名古屋市	124 (24,115)	12	(6)	4,478	(1,672)	112	19,637	2,180	1,450	28,959,321
京都市	99 (20,821)	11	(1)	5,591	(100)	88	15,230	1,656	824	-
大阪市	177 (31,873)	13	(3)	7,811	(2,298)	164	24,062	3,507	2,215	-
堺市	43 (11,940)	1	(1)	60	(60)	42	11,880	743	477	-
神戸市	109 (18,734)	10	(4)	3,527	(1,631)	99	15,207	1,637	949	-
岡山市	56 (10,948)	9	(3)	1,720	(490)	47	9,228	702	441	※3 698
広島市	84 (14,116)	7	(1)	2,943	(140)	77	11,173	1,240	697	1,888,852
北九州市	91 (18,646)	6	(2)	1,765	(320)	85	16,881	954	646	※4 7,573
福岡市	115 (21,344)	5	(2)	1,514	(443)	110	19,830	1,608	1,036	-
熊本市	95 (15,268)	5	(2)	1,619	(529)	90	13,649	638	405	5,317,725

(注)

- ・医療法施行規則第13条による病院報告及び医療施設調査により算出
- ・公的病院とは、医療法第31条の規定による公的医療機関に該当する病院を指す。
- ・(1)～(3)の数値は、令和2年3月31日現在
- ・(4)～(7)の数値は、令和元年度市立病院事業会計の決算額

(5)医業費用	(6)一般会計 繰入金	(7)患者1人 1日当たり 診療収入		
			入院	外来
千円	千円	円	円	円
23,572,906	3,555,411	42,523	75,655	20,306
17,482,353	2,844,372	39,297	71,342	16,940
18,195,828	2,256,705	38,292	70,550	15,058
20,194,492	3,874,844	30,514	※1 64,166	12,867
31,019,476	7,960,340	30,754	57,189	15,313
31,968,554	6,682,837	40,395	67,868	19,319
-	-	-	-	-
25,428,937	3,170,565	46,696	73,205	21,717
12,041,930	3,548,117	28,065	49,206	12,951
6,905,227	2,689,538	34,068	54,947	15,648
33,944,132	8,497,242	34,692	66,036	16,975
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
35,570	32,129	-	35,034	8,426
2,085,687	202,175	19,981	28,946	9,480
392,133	561,824	-	-	-
-	-	-	-	-
8,560,912	1,242,869	28,123	47,010	14,471

※1(千葉県)感染症を含む

※2(浜松市)浜松医療センターは指定管理(利用料金制)のため、市の医業収益は負担金収入のみ。

※3(岡山市)金川病院は指定管理(利用料金制)の為、市の医業収入は無し。負担金収入のみ。

※4(北九州市)門司病院は指定管理(利用料金制)のため、市の医業収益は負担金収入のみ。

13 公害関係(令和元年度実績)

区分	(1)苦情 件数	(2)処理件 数 (翌年度繰 越を除く。)		典型7公害	その他
		典型7公害	その他		
単位	件	件	件	件	件
札幌市	652	402	250	621	247
仙台市	135	135	0	111	0
さいたま市	453	446	7	453	7
千葉市	455	436	19	444	8
川崎市	498	487	11	687	4
横浜市	1,397	1,386	11	1,086	7
相模原市	166	165	1	164	1
新潟市	340	234	106	340	106
静岡市	151	151	-	147	-
浜松市	433	422	11	433	11
名古屋市	1,177	1,136	41	1,177	41
京都市	534	532	2	422	1
大阪市	1,545	1,525	20	1,355	15
堺市	396	370	26	343	25
神戸市	265	265	-	252	-
岡山市	317	315	2	317	2
広島市	343	341	2	323	2
北九州市	338	338	0	306	0
福岡市	460	457	3	459	3
熊本市	159	157	2	159	2

(注)

・件数は、公害等調整委員会に提出された「公害苦情件数調査」による。

・典型7公害とは、「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤沈下」「悪臭」をいう。

14 金融関係(令和元年度実績)

区分	融資実績		先端産業関係の融資実績	
	件	千円	件	千円
札幌市	6,381	78,167,091	-	-
仙台市	1,019	11,537,817	-	-
さいたま市	1,554	17,852,282	-	-
千葉市	768	10,193,546	-	-
川崎市	2,681	35,926,791	-	-
横浜市	7,882	133,430,953	-	-
相模原市	1,464	13,518,490	-	-
新潟市	1,630	7,737,732	-	-
静岡市	989	5,535,447	-	-
浜松市	107	901,730	-	-
名古屋市	5,895	84,736,199	-	-
京都市	4,146	80,112,616	-	-
大阪市	40	257,040	-	-
堺市	51	775,263	-	-
※1 神戸市	1,019	3,586,914
岡山市	981	5,856,970	-	-
※2 広島市	4,295	25,280,449	-	-
北九州市	3,193	29,886,368	-	-
福岡市	6,079	65,107,510	-	-
熊本市	764	2,867,750	-	-

※1(神戸市) 平成29年度から兵庫県制度へ一元化のため、市独自資金のみ記載。

※2(広島市) 令和元年度から、中小企業金融対策及び水産業金融対策の合計数値を記載。

15 中央卸売市場の実績(令和元年度)

区分	取扱高		
	t	本鉢	千円
札幌市	320,210	-	143,972,251
仙台市	257,823	106,871,840	142,844,258
さいたま市	8,049	-	5,956,650
千葉市	-	-	-
川崎市	121,866	40,157,828	51,352,019
横浜市	420,447	-	156,365,659
相模原市	-	-	-
新潟市	108,189	39,792,105	57,270,205
静岡市	79,264	-	34,687,952
浜松市	125,962	-	48,538,662
名古屋市	638,523	-	257,937,588
京都市	288,613	-	112,346,085
大阪市	866,339	-	358,371,267
堺市	-	-	-
神戸市	190,919	43,838,000	98,170,783
岡山市	99,185	-	45,250,361
広島市	194,337	74,084,820	79,283,992
北九州市	148,825	-	32,683,154
福岡市	392,716	-	128,402,216
熊本市	-	-	-

内訳								
水産物		青果物		食肉		花き等		
t	千円	t	千円	t	千円	t	本鉢	千円
76,606	89,323,564	243,604	54,648,687	-	-	-	-	-
77,158	75,028,960	161,169	39,646,579	19,496	19,759,420	-	106,871,840	8,409,299
-	-	-	-	8,049	5,956,650	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
25,459	23,086,438	96,407	25,575,856	-	-	-	40,157,828	2,689,725
48,250	52,918,002	356,479	89,243,427	15,718	14,204,230	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
30,692	34,212,759	77,497	20,267,495	-	-	-	39,792,105	2,789,951
23,601	21,957,306	55,663	12,730,646	-	-	-	-	-
22,521	21,453,013	103,441	27,085,649	-	-	-	-	-
112,943	115,043,798	508,255	127,662,950	17,325	15,230,839	-	-	-
31,062	35,193,904	250,959	63,758,190	6,592	13,393,991	-	-	-
132,880	143,723,726	715,779	189,813,809	14,214	21,183,422	3,466	-	3,650,310
-	-	-	-	-	-	-	-	-
38,602	42,687,668	146,573	38,120,383	5,744	14,368,158	-	43,838,000	2,994,574
24,805	25,531,248	74,380	19,719,113	-	-	-	-	-
21,578	23,159,651	164,833	42,364,063	7,926	7,634,962	-	74,084,820	6,125,316
-	-	148,825	32,683,154	-	-	-	-	-
58,885	39,461,415	310,463	64,863,121	23,368	24,077,680	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-

16 都市公園

区 分	(1)都市公園数		(2)都市公園面積率			(3)市街化区域内都市公園面積率		
	箇所	都市計画上の公園数	%	都市公園面積 km ²	都市計画区域面積 km ²	%	市街化区域内都市公園面積 km ²	市街化区域面積 km ²
札幌市	2,741	1,227	4.4	24.9	568.0	6.6	16.6	250.2
仙台市	1,805	441	3.7	16.5	443.0	5.8	10.4	180.1
さいたま市	991	243	3.1	6.7	217.4	2.4	2.8	117.0
千葉市	1,137	454	3.5	9.6	272.1	5.7	7.4	128.8
川崎市	1,168	362	4.2	6.1	144.4	4.6	5.9	127.3
横浜市	2,698	731	4.3	18.5	436.5	4.0	13.4	337.4
相模原市	621	179	1.6	3.4	217.0	3.7	2.8	76.2
新潟市	1,423	205	1.2	8.4	726.5	3.7	4.8	129.0
静岡市	519	154	1.9	4.5	234.8	1.7	1.8	104.7
浜松市	573	185	1.2	6.4	514.6	3.2	3.2	98.7
名古屋市	1,482	749	5.0	16.3	326.5	5.4	16.2	302.6
京都市	935	284	1.4	6.7	480.5	2.4	3.6	149.8
大阪市	994	739	4.3	9.6	225.3	4.3	9.6	225.3
堺市	1,185	193	4.7	7.1	149.8	6.2	6.7	107.3
神戸市	1,667	493	4.8	26.5	557.3	10.2	20.8	204.0
岡山市	469	204	2.0	11.4	586.0	4.7	4.9	103.9
広島市	1,156	416	2.1	8.3	399.3	3.7	6.0	161.1
北九州市	1,716	793	2.4	11.8	488.7	3.8	7.7	204.4
福岡市	1,686	493	4.0	13.8	340.8	6.5	10.7	163.6
熊本市	1,056	242	2.0	7.1	354.3	3.9	4.2	108.0

(4)市民1人当たり 都市公園面積	(5)街路樹総本数 (1m以上の高木)		(6)街路樹総本数 (1m未満の低木)	
	市民100人当たり 街路樹(高木)本数	市民100人当たり 街路樹(低木)本数	市民100人当たり 街路樹(高木)本数	市民100人当たり 街路樹(低木)本数
m ²	本	本	本	本
12.7	227,087	11.6	489,702	25.0
15.4	49,565	4.7	※1 2,575,000	242.7
5.1	28,188	2.1	※2 1,036,220	78.6
9.9	45,403	4.7	※3 365,656	※3 38.0
4.0	※4 41,253	2.7	1,023,289	66.6
4.9	253,240	6.7	4,028,879	107.3
4.7	※5 49,736	※5 6.9	※5 487,349	※5 67.5
10.6	※6 35,619	4.5	※6 508,086	64.6
6.6	20,776	3.0	※7 47,836	※7 6.9
8.2	38,955	4.9	1,914,730	238.5
7.0	※8 243,564	10.5	※8 2,608,990	112.2
4.6	※9 100,000	6.8	※9 500,000	34.2
3.5	149,000	5.5	6,240,000	228.7
8.6	※10 45,924	5.6	※10 9,619	1.2
17.4	458,924	30.1	6,717,326	441.0
16.5	※11 63,000	※11 8.9	※11 605,000	※11 85.5
6.9	168,078	14.0	990,377	82.7
12.6	125,715	13.4	2,494,843	266.7
8.6	83,565	5.2	1,773,031	111.0
9.7	※12 15,388	※12 2.1	※12 728,348	※12 98.7

※1(仙台市)面積より換算した数値(5本/m²)

※2(さいたま市)面積より換算した数値(5本/m²)

※3(千葉市)本数はm²で把握

※4(川崎市)高木基準は3m以上

※5(相模原市)「街路樹」を「都市公園内の樹木」と読み替える。本数については、管理単位が「本」ではないものは係数を乗じ「本」に換算しているため、推計値となる。

※6(新潟市)高木は令和2年3月末現在(高木基準は3m以上)。低木は、平成30年3月末現在。

※7(静岡市)低木はm²で把握

※8(名古屋市)高木は0.6m以上の中高木で集計。低木は0.6m未満の低木で集計

※9(京都市)高木基準は3m以上。また、昨年度は道路に植栽されている街路樹の本数を記載していたが、今回から公園の樹木本数を記載する。

※10(堺市)高、中、低木は樹種及び現況により区分しているため、本調査では樹高1m以上を高木とし、樹高1m未満を低木として集計する。中木、低木の群植は投影面積で管理しているため、本調査では集計に含まない。

※11(岡山市)低木はm²で把握

※12(熊本市)高木基準は3m以上。低木は面積で管理しており、本数は面積より換算した数値(5本/m²)

17 道路

区分	(1)都市計画道路整備率			(2)道路舗装率(延長)			(3)道路舗装率(面積)			
		都市計画道路本数	①都市計画道路整備延長	②都市計画道路計画延長		舗装道路実延長	道路実延長		舗装道路部面積	道路部面積
単位	%	本	km	km	%	km	km	%	km ²	km ²
札幌市	94.0	305	823.6	876.4	87.8	4,955.2	5,642.4	92.6	56.7	61.2
仙台市	85.3	156	367.2	430.4	98.4	3,670.3	3,730.9	99.3	30.5	30.7
さいたま市	60.5	162	223.9	370.3	84.6	3,538.2	4,182.6	86.7	20.9	24.1
千葉市	75.2	152	288.1	382.9	91.7	3,062.2	3,338.9	97.5	23.1	23.8
川崎市	71.1	103	217.2	305.6	90.6	2,243.9	2,476.9	97.0	15.9	16.4
横浜市	64.2	216	519.2	808.2	98.3	7,509.2	7,637.6	99.2	51.7	52.1
相模原市	77.0	72	136.3	177.0	86.3	2,054.6	2,381.2	88.8	12.9	14.5
新潟市	62.7	194	332.3	529.9	83.4	5,737.9	6,879.2	91.1	39.9	43.8
静岡市	73.3	133	270.7	369.3	98.0	3,127.5	3,191.4	99.0	21.1	21.3
浜松市	67.4	143	287.3	426.1	86.6	7,344.5	8,481.7	94.2	45.8	48.6
名古屋市	94.3	335	930.0	986.1	97.8	6,165.4	6,306.7	99.2	52.4	52.8
京都市	75.4	259	362.8	481.3	89.7	3,220.2	3,589.9	97.2	23.5	24.2
大阪市	80.0	190	411.3	514.0	93.4	3,435.0	3,677.0	98.2	33.0	33.6
堺市	76.2	90	206.6	271.0	99.5	2,093.0	2,103.9	99.8	16.9	16.9
神戸市	88.9	542	707.8	796.3	75.3	4,519.8	6,003.4	93.8	34.4	36.7
岡山市	69.8	105	214.5	307.1	82.7	5,395.1	6,526.2	93.5	31.2	33.3
広島市	77.2	146	320.3	414.7	94.4	4,074.2	4,316.1	98.0	29.0	29.6
北九州市	81.1	267	493.7	608.8	92.6	3,928.1	4,241.6	98.0	31.3	31.9
福岡市	84.0	263	424.2	504.8	98.2	3,799.2	3,870.1	99.3	28.0	28.2
熊本市	65.0	105	※1 168.9	260.0	93.9	3,559.6	3,790.1	97.7	16.6	17.0

(注)

・(1)の①都市計画道路整備延長と②都市計画道路計画延長は、国土交通省へ届ける都市計画現況調査の報告数値(令和2年3月31日時点)

また、①は道路「改良済」の数値、②は道路「計画」の数値

・(2)の道路舗装率、(3)道路舗装率(面積)は、市管理分についての数値

※1(熊本市)右記区間の延長の合計。道路用地が計画幅員のとおりに確保されており、一般の通行の用に供している道路延長。

事業中の区間については、事業決定区間の全体事業費に対する当該年度末換算完成延長。

18 河川

区分	総数 (延長)				
	一級河川 (延長)	二級河川 (延長)	準用河川 (延長)	普通河川 (延長)	
単位	河川 (km)	河川 (km)	河川 (km)	河川 (km)	河川 (km)
札幌市	597 (1,183.9)	44 (289.7)	19 (72.4)	62 (109.0)	472 (712.9)
仙台市	44 (694.9)	18 (167.5)	11 (85.6)	15 (38.8)	※1 … (403.0)
さいたま市	6,128 (1,647.9)	13 (89.9)	-	15 (33.6)	6,100 (1,524.4)
千葉市	13 (52.2)	3 (14.6)	9 (36.4)	1 (1.2)	-
川崎市	32 (110.8)	11 (64.5)	-	9 (20.5)	12 (25.8)
横浜市	56 (2,314.6)	9 (61.5)	24 (121.7)	23 (31.5)	※2 … (2,100.0)
相模原市	16 (816.7)	10 (95.3)	3 (27.3)	3 (17.6)	※3 … (676.5)
新潟市	44 (330.4)	33 (267.7)	10 (61.0)	1 (1.7)	-
静岡市	2,173 (1,993.6)	50 (304.3)	49 (160.7)	31 (35.1)	2,043 (1,493.5)
浜松市	13,389 (4,943.0)	41 (414.9)	29 (169.1)	65 (180.4)	13,254 (4,178.6)
名古屋市	57 (1,726.5)	16 (111.0)	14 (67.6)	27 (36.1)	※4 … (1,511.8)
京都市	380 (849.0)	58 (360.4)	-	31 (50.0)	291 (438.5)
大阪市	33 (146.0)	25 (139.1)	-	4 (5.0)	4 (1.9)
堺市	30 (88.1)	6 (24.0)	10 (35.2)	4 (9.2)	10 (19.7)
神戸市	430 (675.3)	4 (33.1)	72 (199.8)	136 (180.8)	218 (261.6)
岡山市	518 (741.0)	40 (222.9)	22 (114.1)	12 (13.1)	444 (390.9)
広島市	718 (898.4)	50 (282.1)	10 (70.1)	5 (6.3)	※5 653 (539.9)
北九州市	259 (394.1)	9 (41.2)	19 (97.0)	24 (40.1)	207 (215.9)
福岡市	131 (257.9)	-	42 (143.4)	25 (49.7)	64 (64.9)
熊本市	88 (307.3)	32 (171.4)	12 (63.9)	31 (48.4)	13 (23.6)

(注)

・河川は、市内を流れるもの(国・県管理河川を含む)

※1(仙台市)普通河川数は計測されていない。

※2(横浜市)普通河川数は計測されていない。

※3(相模原市)普通河川数は計測されていない。

※4(名古屋市)令和2年3月31日現在。普通河川数は計測されていない。

※5(広島市)普通河川は、河川所管施設に限る。(下水道や農林が所管するものを除く)

19 住宅

区分	(1)総戸数								(2)着工新築住宅総数	(床面積)	利用関係別内訳		
	持家戸数	借家戸数	充足率	1人当たり量数	1住宅当たり居室数	1住宅当たり延べ面積	空家	持家			床面積	貸家	
単位	戸	戸	戸	%	量	室	m ²	戸	戸	(m ²)	戸	m ²	戸
札幌市	1,051,400	447,900	445,500	114.2	14.6	3.8	80.3	125,400	15,999	(1,235,223)	3,698	455,048	8,811
仙台市	575,000	237,200	250,200	112.8	13.3	3.7	78.3	63,800	10,893	(773,725)	1,840	222,117	5,842
さいたま市	608,700	328,900	195,100	111.2	13.1	4.0	83.0	57,500	12,465	(1,024,932)	2,554	307,027	4,511
千葉市	478,900	252,000	149,600	113.2	13.4	4.0	82.1	57,900	7,302	(597,441)	1,746	207,375	2,603
川崎市	777,800	329,200	346,900	110.4	12.1	3.3	65.6	73,800	16,965	(1,052,061)	1,758	202,587	8,247
横浜市	1,835,800	975,400	624,200	111.3	13.0	3.8	75.8	178,300	26,759	(1,897,911)	3,648	423,377	9,978
相模原市	349,700	183,700	113,600	104.0	12.6	3.9	77.8	36,200	4,721	(375,772)	1,251	136,249	1,670
新潟市	373,900	212,900	103,400	115.1	15.0	4.8	109.3	48,400	4,846	(467,263)	2,615	317,134	1,457
静岡市	283,700	176,000	98,800	99.2	13.6	4.4	93.9	47,900	4,231	(392,783)	2,029	243,865	1,456
浜松市	359,600	201,400	101,400	115.2	14.5	4.7	101.0	46,700	5,316	(530,563)	2,747	334,041	1,501
名古屋市	1,234,600	503,100	531,500	115.4	13.6	3.8	78.0	156,900	27,046	(1,995,402)	27,046	507,414	11,351
京都市	821,000	378,500	293,700	116.4	13.2	3.9	75.7	106,000	9,904	(690,070)	1,922	223,209	3,987
大阪市	1,675,900	558,800	751,400	121.2	12.0	3.2	62.1	286,100	31,362	(1,781,159)	1,611	202,523	15,415
堺市	404,400	208,200	131,100	116.1	12.8	4.2	82.6	54,800	4,757	392,438	1,352	158,058	1,596
神戸市	820,100	412,000	274,700	115.8	14.1	3.9	77.9	109,200	8,273	(614,152)	1,337	162,736	2,510
岡山市	367,200	178,300	125,400	116.5	14.2	4.3	92.4	53,200	※7 6,180	※7 (501,729)	※7 1,794	※7 216,633	※7 2,838
広島市	612,100	281,600	236,600	113.4	13.5	4.0	78.5	73,000	8,359	(671,784)	1,647	198,830	3,623
北九州市	501,800	232,500	175,600	118.9	13.5	4.1	80.2	79,300	6,601	(504,178)	1,614	192,434	3,290
福岡市	893,600	291,600	478,300	112.3	12.8	3.3	66.4	94,200	14,053	(998,652)	1,845	229,921	8,212
熊本市	362,100	159,900	137,300	113.5	13.0	4.1	87.5	43,500	7,853	(637,949)	2,741	306,904	3,573

(注)
 ・(1)の数値は、平成30年住宅・土地統計調査より算出
 ・(1)の総戸数には、居住なし住宅を含む。充足率は、総戸数÷世帯数(同居世帯を含む)により算出
 ・(2)の数値は、国土交通省所管の建築着工統計による令和元年中(1～12月)の数値
 ・(3)高齢者の定義は、65歳以上を基本とする。

床面積	給与住宅	床面積	分譲住宅	床面積	1住宅当たり延べ面積	(3)公的賃貸住宅数	市営住宅数	高齢者のみの世帯割合	高齢者単身世帯の割合	市住宅供給公社住宅数	道府県営住宅数	道府県住宅供給公社住宅数	独立行政法人都市再生機構住宅数
444,567	32	3,622	3,458	331,986	77.2	37,528	27,013	50.9	33.3	-	5,259	-	5,256
240,187	31	2,765	3,180	308,656	71.0	18,174	11,965	42.9	30.9	-	4,295	936	978
207,416	19	1,024	5,381	509,465	82.2	19,773	2,598	52.8	35.1	-	9,689	199	7,287
114,195	2	344	2,951	275,527	81.8	44,417	6,904	※1 47.8	※1 35.0	-	7,081	672	29,677
346,514	80	5,682	6,880	497,278	62.0	※2 33,300	17,703	55.8	38.6	1,372	4,086	2,159	7,151
377,057	26	1,104	13,107	1,096,373	70.9	103,756	31,396	55.0	40.1	506	17,797	5,363	43,895
75,567	61	1,880	1,739	162,076	79.6	12,922	2,830	51.7	34.2	-	4,260	1,608	4,224
67,543	15	1,958	759	80,628	96.4	8,021	6,210	※3 -	34.4	-	1,545	280	-
72,398	15	2,266	731	74,254	92.8	12,158	6,941	49.9	36.8	-	4,529	-	688
85,213	27	2,864	1,041	108,445	99.8	8,882	5,919	43.3	30.7	-	2,963	-	-
549,899	136	9,802	11,554	928,287	73.8	112,158	62,279	※4 49.2	※4 32.0	1,553	19,632	2,702	25,992
181,429	54	6,009	3,941	281,442	69.7	42,005	23,177	47.0	32.2	488	4,214	90	14,036
641,561	118	8,025	14,218	929,050	56.8	※5 153,979	111,862	-	-	※5 3,067	1,379	※5 1,598	※5 36,073
84,331	9	1,877	1,701	148,172	82.5	59,288	6,114	※6 43.4	※6 31.0	-	27,351	7,817	18,006
114,816	84	3,345	4,342	333,255	74.2	95,027	46,981	49.6	40.3	2,474	13,456	1,147	30,969
※7 138,109	※7 16	※7 2,026	※7 1,284	※7 134,247	※7 81.2	7,992	5,607	※8 49.7	※8 39.9	-	2,314	-	71
170,083	8	927	3,081	301,944	80.4	23,652	14,577	50.8	35.9	-	8,144	94	837
154,125	228	9,219	1,469	148,400	76.4	52,245	32,552	※9 51.2	※9 36.4	2,790	3,899	3,115	9,889
396,792	64	6,216	3,932	365,723	71.1	68,417	※10 31,554	※10 43.7	※10 29.2	25	4,218	3,974	28,646
181,146	1	312	1,538	149,587	81.2	19,333	12,497	37.8	26.4	-	6,836	-	-

※1(千葉市)市営住宅入居戸数に対する割合
 ※2(川崎市)民間建設の特優賃・高優賃=829戸を含む。
 ※3(新潟市)未集計
 ※4(名古屋市)令和2年3月31日時点(特定公共賃貸住宅は除く)
 ※5(大阪市)令和2年3月31日時点
 ※6(堺市)市営住宅入居戸数に対する割合
 ※7(岡山市)建築着工統計に「着工新築」に係る統計数値は無いため「着工新設」に係る数値を表している。
 ※8(岡山市)令和2年3月31日現在入居戸数4,203戸を母数とした割合
 ※9(北九州市)令和2年4月1日現在入居戸数27,096戸を母数とした割合
 ※10(福岡市)令和2年3月31日時点

20 教育関係

(1)幼稚園（令和2年5月1日現在）

区分	ア設置数（園児数）				イ3歳児 就園率	3歳児 就園児数	3歳児人口
	市立（園児数）	その他公立（園児数）	私立（園児数）	園（人）			
単位	園（人）	園（人）	園（人）	園（人）	%	人	人
札幌市	99 (15,972)	9 (582)	- (-)	90 (15,390)	33.8	4,679	※1 13,857
仙台市	※2 76 (12,155)	1 (33)	1 (126)	74 (11,996)	42.7	3,670	8,587
さいたま市	103 (17,684)	- (-)	1 (79)	102 (17,605)	48.7	5,474	※3 11,232
千葉市	※4 61 (8,649)	- (-)	1 (140)	60 (8,509)	36.4	2,585	※5 7,097
川崎市	※6 73 (16,252)	- (-)	- (-)	※6 73 (16,252)	37.4	4,944	※6 13,229
横浜市	245 (40,005)	- (-)	- (-)	245 (40,005)	41.5	12,026	29,006
相模原市	25 (3,791)	2 (35)	- (-)	※7 23 (3,756)	20.8%	1,091	※8 5,243
新潟市	36 (2,381)	10 (312)	1 (59)	25 (2,010)	12.1	720	※9 5,939
静岡市	32 (4,276)	- (-)	1 (106)	31 (4,170)	27.5	1,380	※10 5,020
浜松市	104 (10,354)	60 (2,185)	- (-)	44 (8,169)	47.8	3,152	6,591
名古屋市	170 (24,926)	23 (1,760)	1 (140)	146 (23,026)	42.1	8,022	19,047
京都市	113 (12,636)	15 (797)	※11 1 124	※11 97 (11,715)	38.4	※11 3,962	※11 10,330
大阪市	※12 166 (23,175)	52 (3,694)	1 (139)	113 (19,342)	34.8	6,851	19,671
堺市	37 (5,662)	9 (373)	- (-)	28 (5,289)	25.7	1,720	※13 6,684
神戸市	108 (12,929)	33 (1,430)	- (-)	75 (11,499)	31.9	3,766	※14 11,794
岡山市	60 (4,291)	50 (2,167)	1 (143)	9 (1,981)	15.9	949	5,987
広島市	89 (10,992)	19 (682)	- (-)	※15 70 (10,310)	32.6	3,357	※16 10,307
北九州市	※17 96 (12,772)	4 (89)	- (-)	92 (12,683)	55.7	4,118	※18 7,394
福岡市	117 (18,952)	- (-)	- (-)	117 (18,952)	43.2	5,949	13,756
熊本市	18 (2,187)	6 (265)	1 (125)	※19 11 (1,797)	10.2	674	6,608

※1(札幌市)令和2年4月1日時点の人口

※2(仙台市)満3歳児含む

※3(さいたま市)3歳児人口と4～5歳児人口は、令和2年5月1日現在の住民基本台帳人口

※4(千葉市)満3歳児含む

※5(千葉市)3月末人口

※6(川崎市)園児数は満3歳児を含む。3歳児人口及び4～5歳児人口は令和元年9月末日現在

※7(相模原市)幼稚園型認定こども園を除く

※8(相模原市)令和2年4月1日現在

※9(新潟市)3歳児人口及び4～5歳児人口は、令和2年4月末現在の住基人口

※10(静岡市)3歳児人口及び4～5歳児人口は、令和2年3月末現在の人口

※11(京都市)幼稚園設置数・園児数は、学校基本調査 3歳児人口及び4～5歳児人口は、令和2年4月1日現在の住民基本台帳人口

※12(大阪市)令和2年度学校基本調査確報

※13(堺市)住民基本台帳人口(平成31年4月末)

※14(神戸市)平成31年4月末現在の住民基本台帳人口による

※15(広島市)休園2園含む

※16(広島市)令和2年4月末現在の住民基本台帳人口による

※17(北九州市)設置数のうち4園休園、私立園のうち2園休園

※18(北九州市)3歳児人口及び4～5歳児人口は、令和2年3月末現在の人口

※19(熊本市)私学助成のみ回答

ウ 4～5歳児 就園率	4～5歳児 就園児数	4～5歳児 人口
	%	人
36.6	10,711	※1 29,276
47.6	8,485	17,832
52.4	12,210	※3 23,291
40.0	※5 6,049	15,112
42.1	11,308	※6 26,830
45.9	27,910	60,772
23.9%	2,700	※8 11,283
13.4	1,661	※9 12,432
27.7	2,896	10,469
52.7	7,202	13,675
45.4	16,904	37,243
40.8	※11 8,674	※11 21,277
42.0	16,324	38,870
26.1	3,569	※13 13,655
37.6	9,163	※14 24,397
26.5	3,329	12,572
35.5	7,635	※16 21,507
56.4	8,654	※18 15,331
45.9	13,003	28,339
11.0	1,513	13,732

(2)市立小学校（令和2年5月1日現在）

区分	ア 学校数	イ 1学級当 たり児童数	ウ プール		エ 1校当 たりグラウンド 保有面積	エ 1校当 たりグラウンド 総面積		
			保有率	プール保有 校数				
単位	校	人	学級	人	%	校	m ²	m ²
札幌市	198	27.0	3,322	89,608	96.0	190	8,548.3	1,692,554
仙台市	119	26.1	2,001	52,290	100.0	119	8,415.4	1,001,429
さいたま市	104	29.8	2,296	68,503	100.0	104	8,255.6	858,586
千葉市	110	26.2	1,781	46,722	100.0	110	9,906.7	1,089,735
川崎市	114	27.0	2,749	74,149	100.0	114	6,998.7	797,850
横浜市	338	26.6	6,680	177,893	99.7	337	3,761.5	1,271,386
相模原市	70	26.0	1,332	34,612	93.0	65	7,464.7	522,528
新潟市	106	23.3	1,654	38,490	98.1	104	9,925.3	1,052,082
静岡市	86	25.2	1,255	31,634	98.8	85	7,742.2	665,829
浜松市	96	25.0	1,690	42,247	100.0	96	8,829.8	847,664
名古屋市	261	25.9	4,315	111,772	99.2	259	※1 6,606.3	1,730,861
京都市	153	24.7	2,350	58,065	98.7	151	5,083.5	777,776
大阪市	※2 288	※2 21.9	※2 5,226	※2 114,576	100.0	288	4,907.1	1,413,231
堺市	92	24.1	1,770	42,693	100.0	92	8,408.9	773,620
神戸市	162	26.0	2,843	73,893	98.1	159	7,220.8	1,169,773
岡山市	89	23.0	1,604	36,945	97.8	87	9,891.4	880,337
広島市	141	25.3	2,577	65,136	100.0	141	7,553.3	1,065,018
北九州市	129	24.8	1,874	46,455	99.2	128	8,000.7	1,032,090
福岡市	145	27.8	2,978	82,741	99.3	144	7,539.5	1,093,223
熊本市	92	24.9	1,635	40,704	100.0	92	9,809.5	902,470

(注)

・学校数は、分校を除いた数値

・1学級当たり児童数は、特別支援学級を含めて算出

・グラウンド面積は、学校敷地面積から校舎敷地面積を除いた面積で、借用分を含む数値

・小中併置校は、学校数・プール保有校数に含む。また、グラウンド保有面積は、1/2にて算出

※1(名古屋市)分校扱いでも単独でグラウンドを保有する学校については、1校として計算

※2(大阪市)令和2年度学校現況調査速報

(3) 市立中学校（令和2年5月1日現在）

区分	ア 学校数	市立中学校数のうち中高一貫教育校		イ 1学級 当たり生徒数	学級数	生徒数	ウ 特別教 室充足率	文部科学省 基準特別 教室数	特別教室数	エ プール 保有率	プール 保有校数	オ 1校当たり グラウンド 保有面積	グラウンド 総面積
		併設型	連携型										
単位	校	校	校	人	学級	人	%	室	室	%	校	m ²	m ²
札幌市	97	-	-	29.2	1,469	42,936	124.8	1,332	1,663	7.2	7	11,585.1	1,123,759
仙台市	64	-	-	26.4	929	24,569	125.9	872	1,098	100.0	64	12,054.6	771,493
さいたま市	58	1	-	32.0	967	30,944	※1 96.8	※1 855	※1 828	※1 100.0	※1 58	※1 13,381.3	※1 776,117
千葉市	55	1	-	30.3	754	22,844	103.4	761	787	100.0	55	13,298.1	731,398
川崎市	52	1	-	30.1	987	29,691	90.5	758	686	88.5	46	8,989.0	467,429
横浜市	144	2	-	30.7	2,499	76,637	77.7	2,049	1,593	100.0	144	6,353.8	914,942
相模原市	35	-	-	29.6	568	16,787	94.7	469	444	100.0	35	12,386.5	433,527
新潟市	57	1	-	26.3	725	19,062	129.1	717	926	56.1	32	16,060.9	915,470
静岡市	43	-	-	26.7	547	14,587	104.2%	573	597	97.7	42	12,120.7	521,189
浜松市	48	-	-	27.7	736	20,376	100.9	646	652	95.8	46	14,567.5	699,242
名古屋市	110	-	-	29.8	1,675	49,960	89.7	1,498	1,344	100.0	110	※2 9,973.5	1,107,063
京都市	65	1	-	27.0	986	26,608	168.7	897	1,513	95.4	62	7,734.4	502,736
大阪市	※3 130	2	-	※3 25.2	※3 2,034	※3 51,193	105.0	1,698	1,783	100.0	130	7,700.1	1,001,007
堺市	43	-	-	28.7	724	20,813	106.8	593	633	100.0	43	13,316.2	572,598
神戸市	81	-	-	29.8	1,129	33,696	97.8	1,609	1,575	97.5	79	12,240.7	991,497
岡山市	38	1	-	27.5	628	17,274	114.7	556	638	89.5	34	14,226.7	540,613
広島市	63	-	-	29.1	969	28,210	122.2	865	1,057	100.0	63	11,464.9	722,289
北九州市	62	-	-	28.6	779	22,252	122.1	806	984	100.0	62	12,680.6	786,200
福岡市	69	-	-	31.6	1,152	36,405	81.0	967	783	98.6	68	10,869.0	749,937
熊本市	42	-	-	27.8	685	19,044	122.4	568	695	100.0	42	15,150.0	636,298

(注)

・学校数は、分校を除いた数値

・1学級当たり生徒数は、特別支援学級を含めて算出

・グラウンド面積は、学校敷地面積から校舎面積を除いた面積で、借用分を含む数値

・小中併置校は、学校数・プール保有校数に含む。また、グラウンド保有面積は、1/2にて算出

※1(さいたま市)中等教育学校を除く。

※2(名古屋市)分校扱いでも単独でグラウンドを保有する学校については、1校として計算

※3(大阪市)令和2年度学校現況調査速報

(4)義務教育学校（令和2年5月1日現在）

区分	ア 学校数	イ 1学級 当たり生徒数	学級数	生徒数	ウ 特別教 室充足率	文部科学省 基準特別 教室数	特別教室数	エ プール 保有率	プール 保有校数	オ 1校当たり グラウンド 保有面積	グラウンド 総面積
単位	校	人	学級	人	%	室	室	%	校	m ²	m ²
札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仙台市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横浜市	2	25.7	57	1,465	82.2	45	37	100.0	2	11,269.5	22,539
相模原市	1	6.4	12	77	120.0	10	12	0.0	-	12,384	12,384
新潟市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都市	8	20.1	176	3,530	103.2	155	160	87.5	7	8,210.0	65,680
大阪市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	1	25.9	31	804	100.0	22	46	100.0	1	18,816.0	18,816
岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北九州市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)

- ・学校数は、分校を除いた数値
- ・1学級当たり生徒数は、特別支援学級を含めて算出
- ・グラウンド面積は、学校敷地面積から校舎面積を除いた面積で、借用分を含む数値
- ・小中併置校は、学校数・プール保有校数に含む。また、グラウンド保有面積は、1/2にて算出

(5)高等学校（令和2年5月1日現在）

区分	ア 全日制 学校数 (生徒数)	市立 (生徒数)		(1学級 当たりの 生徒数)	その他 公立 (生徒数)	私立 (生徒数)	全日制学校数のうち中高一貫教育校			
		校 (人)	校 (人)				併設型 (生徒数)	連携型 (生徒数)	校 (人)	校 (人)
単位	校 (人)	校 (人)	学級 (人)	校 (人)	校 (人)	校 (人)	校 (人)	校 (人)	校 (人)	校 (人)
札幌市	51 (42,340)	6 (5,368)	136 (39.5)	26 (21,696)	19 (15,276)	6 (3,580)	- (-)			
仙台市	※1 ※1 33 (30,288)	※1 ※1 3 (2,372)	※1 ※1 66 (35.9)	※1 ※1 19 (13,027)	※1 ※1 14 (14,889)	7 (4,264)	- (-)			
さいたま市	29 (35,099)	3 (2,965)	74 (40.1)	16 (17,215)	10 (15,296)	1 (240)	- (-)			
千葉市	29 (27,924)	2 (1,914)	48 (39.9)	19 (18,463)	8 (7,547)	5 (4,865)	- (-)			
川崎市	25 (21,936)	5 (3,684)	97 (38.0)	14 (11,979)	6 (6,273)	1 (654)	- (-)			
横浜市	※2 90 (79,554)	8 (6,626)	170 (39.0)	45 (39,418)	37 (33,510)	※3 2 (1,279)	※3 -	※3 -	※3 -	
相模原市	16 (16,238)	- (-)	- (-)	11 (10,758)	5 (5,480)	※4 1 (...)	- (-)			
新潟市	26 (20,731)	1 (719)	18 (39.9)	17 (12,358)	8 (7,654)	3 (2,356)	- (-)			
静岡市	26 (18,450)	2 (1,813)	45 (40.3)	11 (8,570)	13 (8,067)	7 (...)	- (-)			
浜松市	※5 28 (21,776)	1 (1,241)	31 (40.0)	17 (13,646)	10 (6,889)	6 (...)	1 (...)			
名古屋市	61 (64,675)	13 (11,333)	286 (39.6)	21 (19,675)	27 (33,667)	9 (10,806)	3 (2,983)			
京都市	※6 51 (41,368)	8 (4,978)	133 (37.4)	※6 17 (13,081)	26 (23,309)	9 (7,822)	- (-)			
大阪市	※8 ※8 85 (72,520)	※7 18 (11,239)	※7 ※7 312 (36.0)	※8 ※8 30 (22,746)	※8 ※8 36 (37,205)	※9 2 (842)	※9 -	※9 -	※9 -	
堺市	21 (19,639)	1 (679)	18 (37.7)	12 (12,626)	8 (6,334)	- (-)	- (-)			
神戸市	50 (38,729)	5 (5,083)	129 (39.4)	19 (15,289)	26 (18,358)	- (-)	- (-)			
岡山市	25 (20,736)	1 (451)	18 (25.1)	15 (11,896)	9 (8,389)	2 (1,277)	- (-)			
広島市	※10 42 (30,865)	6 (5,169)	135 (38.3)	17 (12,015)	※11 19 (13,681)	※11 -	- (-)	- (-)	- (-)	
北九州市	36 (23,779)	1 (660)	17 (38.8)	20 (12,515)	15 (10,604)	- (-)	- (-)			
福岡市	40 (41,410)	4 (3,652)	93 (39.3)	14 (14,525)	22 (23,233)	※14 ...	※14 (...)	※14 ...	※14 (...)	
熊本市	25 (26,246)	2 (1,617)	42 (38.5)	9 (11,441)	14 (13,142)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	

(注)

・学校数は、分校を除いた数値

・昼夜間制高校は、定時制に計上

※1(仙台市)令和2年度学校基本調査の速報集計結果より掲載

※2(横浜市)全日制学校数のうち5校は定時制と併設

※3(横浜市)全日制学校数のうち中高一貫教育校については市立のみ計上。

※4(相模原市)把握していない。

※5(浜松市)全日制学校数のうち4校は定時制と併設

※6(京都市)全日制学校数のうち4校は定時制と併設。定時制学校数のうち4校は全日制と併設。国立高等学校はその他公立に1校計上。

※7(大阪市)令和2年度学校現況調査速報

※8(大阪市)令和2年度学校基本調査確定値

※9(大阪市)中高一貫教育校については、大阪市立分のみ。

※10(広島市)全日制学校数のうち4校は定時制と併設(市立1校。その他公立3校。)

※11(広島市)休校1校を含む

※12(広島市)定時制学校数のうち1校は通信制と併設。通信制の生徒数は未計上。

※13(広島市)定時制学校数のうち1校は学級単位の編成を行っていないため、学級数の計上はない。

※14(福岡市)公立は0だが、私立については把握していない。

※15(福岡市)把握していない。

イ 定時制（生徒数） 学校数	市立（生徒数）		（1学級 学級数 当たりの 生徒数）	その他 公立（生徒数）	私立（生徒数）	定時制学校数のうち中高一貫教育校			
	校（人）	校（人）				併設型 （生徒数）	連携型 （生徒数）	併設型 （生徒数）	連携型 （生徒数）
9 (2,274)	1 (1,142)	32 (35.7)	8 (1,132)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
※1 ※1 3 (412)	※1 ※1 2 (388)	※1 ※1 8 (8.8)	※1 ※1 1 (24)	※1 ※1 - (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1 (914)	- (-)	- (-)	1 (914)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
3 (799)	- (-)	- (-)	3 (799)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
6 970	4 (667)	44 (15.2)	2 (303)	- (-)	1 (308)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
2 (2,389)	1 (1,152)	44 (26.2)	1 (1,237)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
2 (260)	- (-)	- (-)	2 (260)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
2 (473)	1 (391)	15 (26.1)	1 (82)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
5 (953)	1 (8)	2 (4.0)	4 (945)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
4 (800)	- (-)	- (-)	4 (800)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
9 (1,666)	2 (843)	31 (27.2)	7 (823)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
※6 6 (871)	2 (237)	13 (18.2)	4 (634)	- (-)	1 (132)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
※8 ※8 9 (1,724)	※7 ※7 3 (820)	※7 ※7 51 (16.1)	※8 ※8 6 (904)	※8 ※8 - (-)	※9 ※9 - (-)	※9 ※9 - (-)	※9 ※9 - (-)	※9 ※9 - (-)	※9 ※9 - (-)
3 (413)	1 (149)	12 (12.4)	2 (264)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
6 (1,279)	3 (862)	37 (23.3)	3 (417)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1 (405)	- (-)	- (-)	1 (405)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
6 (832)	※12 ※12 3 (742)	※13 5 (-)	3 (90)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
4 (1,044)	- (-)	- (-)	4 (1,044)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
2 (1,164)	- (-)	- (-)	2 (1,164)	- (-)	※15 ...	※15 (...)	※15 ...	※15 (...)	※15 (...)
2 (206)	- (-)	- (-)	2 (206)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

(6)中等教育学校（令和2年5月1日現在）

区分	ア 学校数	後期課程の全・定別			イ 1学級 当たり生徒数 (前期課程)	学級数 (前期課程)	生徒数 (前期課程)	ウ 生徒数 (後期課程)
		全日制	定時制	併置				
単位	校	校	校	校	人	学級	人	人
札幌市	1	1	-	-	39.8	12	477	462
仙台市	2	2	-	-	30.2	17	513	390
さいたま市	1	1	-	-	40.0	8	320	-
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-
横浜市	※1 0	※1 0	※1 0	※1 0	※1 0.0	※1 0	※1 0	※1 0
相模原市	1	1	-	-	39.7	12	476	463
新潟市	1	1	-	-	39.7	9	357	300
静岡市	-	-	-	-	-	-	-	-
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	-	-	-	-	-	-	-	-
京都市	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪市	※2 1	※2 1	※2 -	※2 -	※2 27.7	※2 3	※2 83	※2 155
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	1	1	-	-	40.2	9	362	375
岡山市	1	1	-	-	39.1	24	939	939
広島市	1	1	-	-	29.9	12	359	344
北九州市	-	-	-	-	-	-	-	-
福岡市	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)

・学校数は、分校を除いた数値

・1学級当たり生徒数(前期課程)は、特別支援学級を含めて算出

※1(横浜市)中等教育学校については市立のみ計上。

※2(大阪市)令和2年度学校基本調査確定値

(7) 私立学校への助成状況（令和元年度決算額）

区分	ア 幼稚園				イ 小学校				ウ 中学校				エ 高等学校			
	補助金額	設備整備費補助	研修費補助	その他補助	補助金額	設備整備費補助	研修費補助	その他補助	補助金額	設備整備費補助	研修費補助	その他補助	補助金額	設備整備費補助	研修費補助	その他補助
単位	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
札幌市	648,290	129,944	23,465	494,881	300	300	-	-	2,100	2,100	-	-	89,000	89,000	-	-
仙台市	268,899	3,523	1,500	263,876	1,250	-	-	1,250	2,057	-	-	2,057	35,200	-	-	35,200
さいたま市	231,099	-	300.0	230,799	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉市	185,817	3,750	6,000	176,067	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	767,829	402,314	8,817	356,698	-	-	-	-	※1 1,203	※2 853	※3 350	-	※1 1,344	※2 1,344	※3 -	-
横浜市	324,701	29,000	36,000	259,701	1,919	1,919	-	-	7,458	7,458	-	-	42,803	42,803	-	-
相模原市	360,277	-	-	360,277	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	8,485	-	530	7,955	-	-	-	-	326	-	-	326	6,653	-	-	6,653
静岡市	76,286	-	-	76,286	3,046	-	-	3,046	7,413	-	-	7,413	42,388	-	-	42,388
浜松市	78,037	-	3,200	74,837	-	-	-	-	5,236	-	-	5,236	8,418	-	-	8,418
名古屋市	273,532	166,074	9,544	97,914	-	-	-	-	-	-	-	-	53,914	53,837	77	-
京都市	456,880	149,390	4,360	303,130	-	-	-	-	-	-	-	-	52,470	33,170	4,900	14,400
大阪市	13,200	-	-	13,200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
堺市	18,483	-	-	18,483	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	196,883	159,659	9,472	27,752	-	-	-	-	-	-	-	-	110,587	-	-	110,587
岡山市	8,508	-	-	8,508	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島市	45,544	566	9,406	35,572	-	-	-	-	2,126	-	320	1,806	62,401	-	11,874	50,527
北九州市	312,332	197,265	-	115,067	2,250	1,063	-	1,187	6,000	3,950	-	2,050	58,107	44,305	4,890	8,912
福岡市	746,412	-	-	746,412	-	-	-	-	-	-	-	-	39,486	39,486	-	-
熊本市	13,494	-	13,494	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44,998	-	29,999	14,999

(注)
 ・補助金額は、市単独補助事業費のみ計上する。
 ※1(川崎市)各種学校に対する補助金は含まず。
 ※2(川崎市)令和元年度川崎市私立中学校及び高等学校教材教具等補助金として交付したもの。
 ※3(川崎市)令和元年度川崎市私立中学高等学校長協会補助金として交付したもの。川崎市私立中学高等学校長協会に対して交付しており、中学校と高等学校を区別していないため、「ウ 中学校」研修費補助欄に全額を記入。

(8) 市立短期大学 (令和2年5月1日現在)

区分	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市
ア 名称	-	-	-	-	川崎市立看護短期大学	-	-	-	-	-	-
イ 設置年月日	-	-	-	-	平成7年4月1日	-	-	-	-	-	-
ウ 学科別学生数(人)	-	-	-	-	看護学科 248	-	-	-	-	-	-

(9) 市立大学 (令和2年5月1日現在)

区分	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市
ア 名称	公立大学法人 札幌市立大学	-	-	-	-	横浜市立大学 ※設置は、公立大学法人横浜市立大学 (横浜市が法人を設立) 平成17年4月1日	-	-	-	-	公立大学法人名古屋市立大学
イ 設置年月日	平成18年4月1日	-	-	-	-	平成17年4月1日	-	-	-	-	平成18年4月1日(法人化)
ウ 学科別学生数(人)	デザイン学部デザイン学科 376 デザイン研究科 50 看護学部看護学科 344 看護学研究科 50 助産学専攻科 10	-	-	-	-	国際教養学部 国際教養学科 594 国際商学部 国際商学科 553 理学部 理学科 267 国際総合科学部 国際総合科学科 1,701 データサイエンス学部 データサイエンス学科 191 医学部医学科 555 医学部看護学科 410 計 4,271 都市社会文化研究科 43 国際マネジメント研究科 47 生命ナノシステム科学研究科 133 生命医科学研究科 111 医学研究科医科学専攻 425 医学研究科看護学専攻 67 データサイエンス研究科 42 計 868 総計 5,139	-	-	-	-	(学部) 医学部 医学科 599 薬学部 薬学科 368 生命薬科学科 170 経済学部 教養課程 238 公共政策学科 282 マネジメントシステム学科 263 会計ファイナンス学科 194 人文社会学部 現代社会学科 306 国際文化学科 314 心理教育学科 259 芸術工学部 情報環境デザイン学科 129 産業イノベーションデザイン学科 130 建築都市デザイン学科 168 看護学部 看護学科 327 総合生命理学部 総合生命理学科 130 (大学院) 医学研究科 223 薬学研究科 158 経済学研究科 79 人間文化研究科 125 芸術工学研究科 58 看護学研究科 62 理学研究科 27
エ 教員数(人)	72	-	-	-	-	759	-	-	-	-	525

京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-

京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
公立大学法人京都市立芸術大学	大阪市立大学	-	ア公立大学法人 神戸市看護大学	-	広島市立大学	北九州市立大学	-	-
昭和44年4月1日 (平成24年4月1日公立 大学法人化)	昭和24年4月1日 (平成18年4月1日公立 大学法人化) 平成31年4月1日新設合併により 公立大学法人大阪を設立)	-	イ平成8年4月1日 (平成31年4月1日独立行政法人化)	-	平成6年(1994年)4月1日 (平成22年(2010年)4月1日 公立大学法人移行)	昭和21年7月 (平成17年4月1日公立 大学法人化)	-	-
美術学部 556 美術科 294 デザイン科 122 工芸科 122 総合芸術科 18 音楽学部 259 音楽学科 259 大学院 222 美術研究科(修士)131 (博士) 26 音楽研究科(修士) 56 (博士) 9	総数 8,306 学部計 6,598 商学部 教養課程(1・2年次) 473 商学科 445 公共経営学科 64 ※H30年度より新設 経済学部 経済学科 939 法学部 法学科 708 文学部 教養課程(1年次) 161 哲学歴史学科 91 人間行動学科 200 言語文化学科 233 文化構想学科 31 ※H31年度より新設 理学部 教養課程(1年次) 9 数学科 109 物理学科 157 化学科 179 生物学科 143 地球学科 81 工学部 機械工学科 243 電子・物理工学科 193 電気情報工学科 210 化学バイオ工学科 234 建築学科 149 都市学科 220 医学部 医学科 589 看護学科 225 生活科学部 食品栄養科学科 145 居住環境学科 180 人間福祉学科 187 大学院計 1,708 経営学研究科 63 経済学研究科 50 法学研究科 58 ※法曹養成専攻含む 文学研究科 165 理学研究科 263 工学研究科 443 医学研究科 289 生活科学研究科 150 創造都市研究科 61 看護学研究科 34 都市経営研究科 132	-	ウ 学科別学生数 看護学部看護学科 390 大学院(博士前期) 51 大学院(博士後期) 20 合計 461 エ 教員数 62 ア公立大学法人 神戸市外国語大学 イ昭和24年4月1日 (平成19年4月1日独立行政法人化) ウ 学科別学生数 英米学科 674 ロシア学科 198 中国学科 244 イスパニア学科 190 国際関係学科 406 第2部英米学科 393 学部・2部 計2,105 大学院 修士課程 125 博士課程 37 大学院 計162 合計 2,267 エ 教員数 77	-	国際学部 国際学科 477 情報科学部 学部所属(1年生・2年生) 231 情報工学科 212 知能工学科 202 システム工学科 204 医用情報科学科 111 芸術学部 美術学科 180 デザイン工芸学科 178 大学院 国際学研究科 24 情報科学研究科 132 芸術学研究科 70 平和学研究科 9	外国語学部 英米学科 550 中国学科 241 国際関係学科 390 経済学部 経済学科 636 経営情報学科 632 文学部 比較文化学科 633 人間関係学科 351 法学部 法律学科 775 政策科学科 336 地域創生学群 地域創生学類 521 国際環境工学部 エネルギー循環化学科 193 機械システム工学科 194 情報システム工学科 305 建築デザイン学科 207 環境生命工学科 196 学部計 6,160 大学院(修士・博士前期) 法学研究科 12 社会システム研究科 34 国際環境工学研究科 313 (博士後期) 社会システム研究科 22 国際環境工学研究科 121 (専門職学位) マネジメント研究科 55 大学院計 557	-	-
97	734	-	-	-	193 (広島平和研究所を含む)	263	-	-

(10)市立図書館

区分	ア 設置数	イ 市民100人当 たりの蔵書数	蔵書数	ウ 市民100人当 たりの個人貸出冊数	令和元年度 延個人貸出冊数	エ 市民1人当 たりの図書購入費	令和元年度 図書購入費
単位	館	冊	冊	冊	冊	円	円
札幌市	※1 12	137.2	2,670,966	274.7	5,347,045	64.3	125,068,493
仙台市	7	184.4	2,006,058	401.6	4,368,064	133.4	145,144,786
さいたま市	25	269.5	3,553,474	628.4	8,284,120	94.4	124,490,319
千葉市	15	229.7	2,252,728	361.7	3,547,609	83.6	82,011,895
川崎市	12	127.3	1,954,287	425.8	6,537,162	70.2	107,832,000
横浜市	18	109.8	4,122,038	263.1	9,877,682	56.3	211,479,000
相模原市	※2 29	201.8	※2 1,457,447	320.8	2,316,641	70.8	51,163,000
新潟市	19	242.1	1,902,827	534.9	4,204,403	127.8	100,464,114
静岡市	12	※3 323.9	2,255,448	※3 601.0	4,185,438	※3 179.0	124,650,000
浜松市	※4 24	※4 329.0	2,598,495	513.6	4,056,076	144.8	※4 114,370,724
名古屋市	21	140.8	3,273,259	402.9	9,366,018	63.4	147,284,691
京都市	20	※5 132.8	1,941,816	516.2	7,543,209	130.0	※5 189,975,721
大阪市	24	155.3	4,264,800	384.5	10,561,807	49.0	134,627,807
堺市	14	236.6	1,955,709	487.7	4,031,022	103.9	85,861,282
神戸市	11	138.8	2,108,120	414.2	6,291,428	108.8	165,253,398
岡山市	※6 10	236.7	1,675,723	584.4	4,137,368	133.1	※6 94,206,274
広島市	13	※7 185.1	※7 2,210,219	※7 399.1	※7 4,766,434	※7 69.9	※7 83,461,310
北九州市	14	203.1	1,899,746	366.0	3,423,930	103.0	96,350,038
福岡市	11	128.4	1,997,353	246.1	3,828,570	60.0	93,348,590
熊本市	5	213.7	※8 1,576,057	370.4	※8 2,732,041	85.0	※8 62,699,832

※1(札幌市)設置数は図書館条例による設置館のみ。区民センター等図書室、地区センター図書室等、図書コーナー等は含まない。

※2(相模原市)設置数には公民館等図書室を含む。蔵書数は、令和2年3月31日時点の数値

※3(静岡市)算出にあたっては、住民基本台帳人口を使用

※4(浜松市)分室扱いの1施設含む。

※5(京都市)蔵書数は、令和2年3月31日現在

※6(岡山市)設置数は、図書館条例での設置館9館+サービスポイントの緑の図書室。人口は住民基本台帳による。図書購入費は、緑の図書室図書費も含む。

※7(広島市)蔵書数及び人口等の数値は全て、令和2年3月31日時点のものである。「令和元年度図書購入費」は、雑誌新聞費を除く。

設置数は、分室扱いの2施設を含む。蔵書数・貸出冊数は、自動車図書館及び公民館図書室を含む。

※8(熊本市)令和2年4月1日推計人口。設置館は図書館のみ。蔵書数・貸出冊数は令和2年3月31日時点。貸出冊数は団体・雑誌・視聴覚含む。蔵書数は視聴覚・雑誌・新聞・電子書籍を除く。図書購入費は、雑誌・新聞・追録・電子書籍を除く。

21 港湾（令和元年実績）

区分	(1)海上出入貨物						(2)外貨コンテナ 貨物取扱個数	
	ア 外貨		イ 内貨					
単位	t	t	輸入 t	輸出 t	t	移入 t	移出 t	TEU
札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-
仙台市	37,661,366	12,066,827	10,478,094	1,588,733	25,594,539	12,774,458	12,820,081	124,233
さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	79,385,679	53,573,800	45,172,701	8,401,099	25,811,879	12,659,718	13,152,161	133,926
横浜市	110,623,229	79,942,822	50,295,019	29,647,803	30,680,407	16,195,923	14,484,484	2,699,085
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	31,768,573	14,696,268	13,695,788	1,000,480	17,072,305	9,833,264	7,239,041	175,682
静岡市	14,129,613	8,465,662	5,404,917	3,060,745	5,663,951	3,982,135	1,681,816	557,400
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	194,435,695	126,377,133	73,525,744	52,851,389	68,058,562	32,313,885	35,744,677	2,648,660
京都市	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪市	※1 85,505,577	※1 35,669,618	※1 26,655,628	※1 9,013,990	※1 49,835,959	※1 27,753,051	※1 22,082,908	※1 2,129,941
堺市	37,741,820	18,568,735	17,855,422	713,313	19,173,085	11,270,542	7,902,543	0
神戸市	94,008,505	51,513,729	28,586,358	22,927,371	42,494,776	24,615,427	17,879,349	2,188,121
岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-
広島市	-	-	-	-	-	-	-	-
北九州市	98,600,057	30,654,737	7,280,118	23,374,619	67,945,320	32,177,759	35,767,561	476,902
福岡市	34,869,325	20,275,931	11,420,943	8,854,988	14,593,394	10,595,939	3,997,455	903,566
熊本市	4,192,605	243,390	161,351	82,039	3,949,215	1,996,092	1,953,123	13,458

※1(大阪市)令和元年は速報値

22 上水道（令和元年度実績）

区分	(1) 1人年間配水量		給水人口 (令和2年3月末)	(2) 1日最大配水量	(3) 1日平均配水量	(4) 有収率	(5) 家事用1箇月料金				
	年間総配水量	年間有収水量					最多口径	10m ³	20m ³	適用年月日	
単位	m ³	m ³	人	m ³	m ³	%	m ³	mm	円	円	
札幌市	97.4	191,113,710	1,962,483	572,110	522,169	92.9	177,564,967	13	1,452	3,652	平成9年4月1日
仙台市	109.0	119,785,439	1,061,155	355,652	327,283	94.4	113,020,954	13	1,518	3,553	平成10年4月1日
さいたま市	100.5	132,432,520	1,317,180	387,390	361,837	95.4	126,316,338	20	1,544	3,434	平成12年5月1日
千葉市	103.0	4,740,378	46,043	14,929	12,952	97.8	4,636,403	20	1,600	3,250	平成8年4月1日
川崎市	118.4	181,809,200	1,535,382	534,400	496,746	92.8	168,639,044	20	777	2,278	平成22年4月1日
横浜市	108.7	408,050,000	3,753,726	1,183,600	1,114,891	92.6	377,675,472	20	963	2,701	平成13年4月1日
相模原市	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...
新潟市	127.6	99,951,719	783,058	307,064	273,094	93.7	93,616,679	13	1,375	2,497	平成13年4月1日
静岡市	119.9	81,641,237	681,055	239,527	223,063	86.4	70,576,059	20	1,070	2,250	平成20年6月1日
浜松市	114.1	88,215,149	773,101	259,639	241,025	90.5	79,801,036	13	1,100	2,156	※2 平成19年7月1日
名古屋市	112.7	277,252,166	2,461,153	814,216	757,520	94.6	262,354,247	13	731	2,425	平成22年9月1日
京都市	※3 123.5	※3 180,204,637	1,458,799	※3 519,268	※3 493,044	※3 90.9	※3 164,076,285	20	1,067	3,014	平成25年10月1日
大阪市	※4 146.7	※4 402,907,361	2,746,983	※4 1,190,900	※4 1,109,264	※4 91.5	※4 371,539,348	25	1,045	2,112	平成27年10月1日
堺市	113.6	94,901,387	835,109	276,875	259,293	91.3	86,646,456	20	1,122	2,464	令和元年12月1日
神戸市	※5 123.1	※5 186,672,680	1,516,525	※5 546,770	※5 510,035	※5 92.5	※5 171,343,592	20	968	2,563	平成9年4月1日
岡山市	125.7	88,857,925	706,892	264,190	242,781	90.3	80,282,656	13	1,067	2,563	平成17年4月1日
広島市	108.5	133,798,027	1,233,302	397,333	365,568	94.7	126,718,014	20	946	2,453	平成22年4月1日
北九州市	110.4	108,554,665	983,529	321,317	296,597	90.2	97,902,167	13	858	2,200	平成21年4月1日
福岡市	94.7	150,475,000	1,589,000	443,500	411,134	97.0	145,955,843	13	1,122	2,827	平成9年4月1日
熊本市	112.7	79,709,537	706,963	231,954	217,786	88.0	70,161,394	13	1,102	2,520	平成21年9月1日

(注)

・(1)1人年間配水量は分水量を除いた数値である。

・(5)の家事用1箇月料金は消費税込み。適用年月日は消費税増税によるものを除く。

※1(相模原市)企業庁所管のため不明。

※2(浜松市)平成22年3月31日までの経過措置有り。

※3(京都市)(1)は分水量249,290m³/年を除き、(2)～(4)は分水量249,290m³/年を含む。

※4(大阪市)(1)は分水量3,083,139m³/年を除き、(2)～(4)は分水量3,083,139m³/年を含む。

※5(神戸市)(1)(2)(3)は分水量を除き、(4)年間有収水量は分水量を含む。また、(4)有収率算定用の年間総配水量は185,139,760m³、年間有収水量は172,355,300m³であり、ともに分水量を除く。

23 工業用水道（令和元年度実績）

区分	(1) 1給水工場 年間配水量		給水工場数	(2) 1日 最大配水量	(3) 1日 平均配水量
	年間総配水量	年間総配水量			
単位	m ³	m ³	工場	m ³	m ³
札幌市	-	-	-	-	-
仙台市	-	-	-	-	-
さいたま市	-	-	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-
川崎市	1,802,360.3	140,584,100	78	428,400	384,110
横浜市	601,972.8	40,332,180	67	152,880	110,197
相模原市	-	-	-	-	-
新潟市	-	-	-	-	-
静岡市	-	-	-	-	-
浜松市	-	-	-	-	-
名古屋市	123,529.1	14,082,320	114	47,390	38,476
京都市	-	-	-	-	-
大阪市	68,586.1	23,525,020	343	81,700	64,276
堺市	-	-	-	-	-
神戸市	223,681.3	15,881,369	71	60,040	43,392
岡山市	554,135.2	7,757,893	14	24,636	21,196
広島市	-	-	-	-	-
北九州市	665,553.2	47,254,280	71	168,740	129,110
福岡市	73,098	2,192,968	30	8,598	5,992
熊本市	3,458.9	38,048	11	116.2	104.0

24 下水道

区分	(1) 排水区域面積率		(2) 処理区域面積率		(3) 人口普及率		(4) 下水処理場数	1日当たりの 下水処理能力
	排水区域面積	排水区域面積	処理区域面積	処理区域面積	処理区域内人口	処理区域内人口		
単位	%	km ²	%	km ²	%	人	所	m ³
札幌市	99.1	247.8	99.1	247.8	99.8	1,966,000	10	1,173,800
仙台市	95.2	171.5	95.2	171.5	98.6	1,046,711	5	438,900
さいたま市	105.8	123.7	105.8	123.7	93.6	1,234,646	1	23,000
千葉市	95.4	122.8	95.4	122.8	97.3	947,203	2	(晴天時)345,200 (雨天時)608,410
川崎市	94.9	※2 107.1	94.9	※2 107.1	99.5	1,527,586	※3 5	982,500
横浜市	93.2	314.3	93.2	314.3	※4 100.0	3,759,862	11	2,203,400
相模原市	55.6	36.5	117.2	79.9	96.9	695,457	-	-
新潟市	100.8	130.0	100.6	129.8	86.5	679,525	4	199,150
静岡市	85.5	89.5	85.5	89.5	84.5	588,288	7	516,770
浜松市	142.8	141.0	142.8	141.0	81.1	649,733	11	347,030
名古屋市	96.1	290.9	96.1	290.9	99.3	2,309,300	15	1,900,500
京都市	※6 103.7	※6 155.4	※6 103.7	※6 155.4	※6 99.5	※6 1,454,600	5	1,266,650
大阪市	97.6	190.5	97.6	190.5	99.9	2,691,172	※7 13	2,844,000
堺市	92.7	101.7	92.7	101.7	98.4	820,528	3	303,900
神戸市	84.3	172.0	84.3	172.0	98.7	1,499,530	6	710,200
岡山市	75.5	78.4	75.5	78.4	67.6	478,553	10	74,735
広島市	90.0	144.9	90.0	144.9	95.7	1,143,470	5	483,400
北九州市	79.9	164.0	79.9	164.0	99.9	946,338	5	621,000
福岡市	104.3	170.6	104.3	170.6	99.7	1,592,110	6	704,200
熊本市	110.2	119.0	110.2	118.9	89.8	657,885	5	283,300

(注)

- ・(1)の排水区域面積率は、排水区域面積÷市街化区域面積
- ・(2)の処理区域面積率は、処理区域面積÷市街化区域面積
- ・(3)の人口普及率は、処理区域内人口÷総人口
- ・(4)の1日当たりの平均下水処理水量は令和元年度実績
- ・(6)の家事用1箇月使用料は、処理区域内の使用料で消費税込み

1日当たりの 平均下水処理水量	(5) 水洗化普及率			(6) 家事用1箇月使用料		
	水洗化普及率 %	水洗化戸数 戸	処理区域内戸数 戸	10m ³ 円	20m ³ 円	適用年月日
860,070	99.9	929,322	930,085	660	1,397	平成9年4月1日
356,095	※1 99.7	※1 510,307	※1 511,812	773	1,917	平成14年6月1日
13,259	97.3	554,118	569,486	919	2,459	平成26年6月1日
216,960	99.6	450,876	452,876	814	2,035	令和元年10月1日
489,725	99.6	739,804	742,970	734	2,116	平成16年4月1日
1,553,400	99.7	1,809,843	1,814,315	737	2,035	平成13年4月1日
-	99.2	327,079	329,868	946	1,999	平成25年4月1日
201,447	91.1	292,733	321,459	1,309	3,047	平成16年7月1日
376,000	90.4	255,383	282,503	1,400	2,770	※5 令和元年10月1日
259,988	96.2	305,139	317,243	1,661	2,948	平成29年10月1日
1,069,315	99.8	1,268,201	1,270,373	616	1,804	平成12年1月1日
797,010	※6 99.2	※6 557,232	※6 561,512	770	2,013	平成25年10月1日
1,691,857	100.0	1,675,859	1,675,900	605	1,276	令和元年11月1日
219,078	95.4	371,217	388,951	1,281	2,821	平成29年10月1日
546,617	99.9	781,939	782,758	660	1,760	令和2年4月1日
43,988	89.6	157,180	175,183	1,273	3,011	平成26年4月1日
352,693	97.9	539,946	551,504	786	2,260	平成20年7月1日
387,843	99.5	484,759	487,059	697	2,248	平成11年11月1日
498,400	99.7	※8 821,145	※8 823,736	979	2,651	平成17年6月1日
215,943	97.3	269,251	276,634	990	2,240	平成21年9月1日

※1(仙台市)(5)は戸数ではなく世帯数

※2(川崎市)排水(処理)排水区域面積率は、区域面積÷市全域の予定処理区域面積

※3(川崎市)下水汚泥焼却施設を含む。

※4(横浜市)人口普及率は小数点第2位を四捨五入で「概成100%」として表記。

※5(静岡市)令和元年10月1日より消費税率10%引き上げ分のみ変更あり

※6(京都市)(1)～(3)は令和元年度末現在。水洗化普及率は平成30年度末水洗化率(接続率)、水洗化戸数は接続済給水装置数
処理区域内戸数は、対象給水装置数

※7(大阪市)うち1か所は舞洲スラッジセンター

※8(福岡市)(5)は戸数ではなく世帯数

25 交通
(1) バス

区分	単位	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市
ア 営業キロ	km	-	568.0	-	-	200.4	513.3	-	-
イ 停留所数	所	-	1,072	-	-	500	1,280	-	-
ウ 在籍車両数	両	-	472	-	-	348(うち乗合343)	842(うち乗合817)	-	-
エ 料金体系 〔適用年月日〕		-	対キロ区間制 ・「基準賃率」 38円10銭 (消費税5%込み) 0.1～2.0キロ 76円20銭 2.1～10.0キロ 38円10銭 10.1～20.0キロ 34円29銭 20.1～30.0キロ 30円48銭 30.1～ キロ 26円67銭 ・「最低運賃」 160円。ただし、一部 区域内については 120円(市内中心部 の一定区域)及び 100円(地下鉄東西 線八木山動物公園 駅、薬師堂駅、荒井 駅周辺の一定区域) 〔平成7年3月1日〕	-	-	均一制 現金:210円 ICカード:210円 ※川崎病院線 大人・小児ともに 100円 〔令和元年10月1日〕 ※たまプラーザ駅 ～向丘遊園駅南 口路線 川崎市内 現金:210円 ICカード:210円 横浜市内 現金:220円 ICカード:220円 〔令和元年10月1日〕	(令和元年10月1日～) 現金:220円(税込) (10円単位) ICカード:220円(税込) (1円単位) (平成26年4月1日～) 現金:220円(税込) (10円単位) ICカード:216円(税込) (1円単位) (平成9年9月1日～平成26年3月31日) 210円(税込)	-	-
オ 実働車両数 (貸切除く)	両	-	399	-	-	296	664	-	-
イ 走行キロ(〃)	km	-	46,148	-	-	35,062	78,457	-	-
ウ 乗車人員(〃)	人	-	102,653	-	-	131,656	339,623	-	-
エ 運送収益	千円	-	18,766	-	-	21,195	56,883(税込)	-	-

- (注)
 ・エの適用年月日は、消費税増税によるものを除く。
 ・オの一日平均は、令和元年度実績の数値

静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州	福岡市	熊本市
-	-	766.9	316.3	-	-	376.00	-	-	168.80	-	-
-	-	1,461	707	-	-	743	-	-	357	-	-
-	-	1,018	822	-	-	515	-	-	94	-	-
-	-	均一制210円	均一制 230円 [平成8年9月1日] ※一部、競合する 先行事業者の運賃 と調整している路 線あり	-	-	均一制 210円 ※一部対キロ 区間制あり [平成26年4月1日]	-	-	特殊区間制 [令和元年10月1日] 1区:190円 2区:230円 3区:270円 4区:300円 5区:330円 6区:360円 7区:390円 8区以上:7区から1区 増すごとに20円を 390円に加えた額	-	-
-	-	895.2	740	-	-	441	-	-	81	-	-
-	-	98,933	87,998	-	-	47,404	-	-	10,960	-	-
-	-	347,345	357,396	-	-	180,194	-	-	14,733	-	-
-	-	47,707	58,508(税込)	-	-	25,969	-	-	2,653	-	-

(2) 高速鉄道(地下鉄)

区分	単位	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
ア 営業キロ	km	48.0	28.7	-	-	-	53.4	-	-	-	-
イ 駅数	駅	49 (同名駅除くと46駅)	30	-	-	-	40	-	-	-	-
ウ 在籍車両数	両	368	144	-	-	-	284	-	-	-	-
エ 料金体系 〔適用年月日〕		対キロ区間制 1区(3キロ以内) 210円 2区(3キロ超～7キロ) 250円 3区(7キロ超～11キロ) 290円 4区(11キロ超～15キロ) 330円 5区(15キロ超～19キロ) 360円 6区(19キロ超～21キロ) 380円 〔平成9年4月1日〕	対キロ区間制 最初の3キロまで 210円 3キロ超～6キロまで 250円 6キロ超～9キロまで 310円 9キロ超～12キロまで 340円 12キロ超～ 370円 ※仙台駅を中心とした 3駅までの区間内は 210円 〔平成8年6月1日〕	-	-	-	(令和元年10月1日～) ～3km 210円(きっぷ)、210円(IC) 3km超～7km 250円(きっぷ)、242円(IC) 7km超～11km 280円(きっぷ)、272円(IC) 11km超～15km 310円(きっぷ)、304円(IC) 15km超～19km 340円(きっぷ)、335円(IC) 19km超～23km 370円(きっぷ)、367円(IC) 23km超～27km 400円(きっぷ)、398円(IC) 27km超～31km 430円(きっぷ)、430円(IC) 31km超～35km 470円(きっぷ)、462円(IC) 35km超～39km 500円(きっぷ)、492円(IC) 39km超～43km 530円(きっぷ)、524円(IC) 43km超～45km 560円(きっぷ)、555円(IC) (きっぷ:10円単位、IC:1円単位…いずれも税込)	-	-	-	-
オ 実働車両数	両	285	107	-	-	-	252	-	-	-	-
一日平均 走行キロ	km	92,095	34,490	-	-	-	102,063	-	-	-	-
乗車人員	人	619,971	250,499	-	-	-	664,377	-	-	-	-
均 送収益	千円	113,292	46,611	-	-	-	117,798(税込)	-	-	-	-

(注)

・エの適用年月日は、消費税増税によるものを除く。

・オの一日平均は、令和元年度分実績の数値

※1(福岡市)福岡市では「乗車人員」を「輸送人員」としている。

名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
93.3	31.2	-	-	30.6	-	-	-	29.8	-
87	31	-	-	26	-	-	-	35	-
782	222	-	-	214	-	-	-	212	-
1区(3キロまで) 210円 2区(3キロを超え7キロまで) 240円 3区(7キロを超え11キロまで) 270円 4区(11キロを超え15キロまで) 310円 5区(15キロを超えるとき) 340円	対キロ区間制 ○3キロまで 220円 ○3キロ超から7キロまで 260円 ○7キロ超から11キロまで 290円 ○11キロ超から15キロまで 330円 ○15キロ超 360円 〔平成18年1月7日〕	-	-	対キロ区間制 1区(3キロまで) 210円 2区(3～7キロ) 240円 3区(7～10キロ) 280円 4区(10～13キロ) 310円 5区(13～16キロ) 350円 6区(16～19キロ) 380円 7区(19～23キロ) 410円 8区(23～27キロ) 440円 9区(27キロ～) 470円 〔令和元年10月1日〕	-	-	-	対キロ区間制 1区 ～3キロまで 210円 2区 3キロを超え7キロまで 260円 3区 7キロを超え11キロまで 300円 4区 11キロを超え15キロまで 340円 5区 15キロを超え19キロまで 360円 6区 19キロを超え20キロまで 380円 〔平成9年6月1日〕	-
634.8	242	-	-	193	-	-	-	168	-
188,701	57,965	-	-	53,227	-	-	-	51,219	-
1,331,611	399,915	-	-	311,919	-	-	-	※1 473,482	-
209,877	76,298(税込)	-	-	51,023	-	-	-	86,120	-

26 消防

区分	(1) 火災件数 (令和元年中)	人口1万人当たりの出 火件数	(2) 消防車両保有数	(3) 消防水利総数	(4) 救急出動件数 (令和元年中)
	単位	件			
札幌市	407	2.1	116	18,792	102,309
仙台市	249	2.3	132	17,783	54,816
さいたま市	252	1.9	92	16,704	69,493
千葉市	258	2.6	117	7,832	60,084
川崎市	328	2.2	89	6,791	75,513
横浜市	685	1.8	333	61,143	212,395
相模原市	141	2.0	66	10,601	37,509
新潟市	147	1.9	111	7,927	38,932
静岡市	212	2.4	115	7,074	42,219
浜松市	178	2.2	176	8,933	37,920
名古屋市	528	2.3	198	44,684	133,724
京都市	215	1.5	179	7,990	90,469
大阪市	745	2.7	238	9,947	245,105
堺市	186	2.1	103	7,101	57,933
神戸市	373	2.5	146	19,604	86,654
岡山市	200	2.8	70	5,824	33,103
広島市	※1 255	2.1	※1 143	※1 10,277	※1 57,389
北九州市	230	2.4	117	6,125	56,755
福岡市	307	2.0	121	6,834	81,447
熊本市	185	2.4	85	4,842	40,054

(注)

- ・(2)消防車両保有数は、消防ポンプ車、救助工作車、指揮車、はしご自動車、化学消防車、特殊車を含み、非常用消防自動車を除いた数値
- ・(6)救助出動件数は、火災事案も含む数値
- ・(7)救急車保有数は、非常用救急自動車を除いた数値
- ・(8)の数値は、令和元年度実績

(5) 搬送人員 (令和元年中)	(6) 救助出動件数 (令和元年中)	(7) 救急車保有数	(8) 防火対象物定期点検 報告基準適合率	(8) 点検報告済(基準適合分)及 び特例認定済件数	
				対象物総数	対象物総数
人	件	台	%	件	件
88,898	1,634	34	78.3	1,801	2,300
47,973	796	27	47.3	611	1,292
61,001	833	30	9.5	81	854
51,956	760	25	78.0	419	537
65,128	1,123	29	53.5	467	873
182,646	1,914	79	7.8	184	2,362
33,170	763	18	37.6	170	452
34,419	136	25	83.0	565	681
38,858	455	27	83.3	534	641
35,020	205	30	55.9	359	642
118,791	1,479	45	35.1	805	2,295
81,016	1,054	33	21.1	357	1,691
203,379	4,215	67	40.4	1,978	4,890
52,039	993	23	19.6	108	550
73,159	2,321	33	70.4	1,000	1,421
30,965	368	21	76.9	451	586
※1 48,221	※1 846	※1 40	※1 29.9	395	1,321
52,763	397	22	27.5	282	1,027
72,133	2,403	31	59.6	1,054	1,767
36,566	302	26	25.7	175	680

※1(広島市)(1)、(4)、(5)、(6)、(8)は、消防事務受託市町分を除いた数値。(2)、(3)、(7)は、消防事務受託市町分を含む数値
(3)消防水利総数は、「消防施設整備計画実態調査」の調査要領による整備数。

IV 公 共 料 金 、 助 成 ・ 融 資 制 度 等

1 保育所徴収金

札

ア 市徴収基準額表

入所児童の属する世帯の階層区分		
区分	定	義
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」受給世帯	
B 1	市町村民税が非課税の世帯	
C 1	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	48,600円未満
D 1		48,600円以上 67,000円未満
D 2		67,000円以上 97,000円未満
D 3		97,000円以上 140,000円未満
D 4		140,000円以上 169,000円未満
D 5		169,000円以上 254,000円未満
D 6		254,000円以上 301,000円未満
D 7		301,000円以上 341,000円未満
D 8		341,000円以上 397,000円未満
D 9		397,000円以上

ひとり親家庭等(母子(父子)家庭の世帯、障がい者(児)同居世帯)の世帯に係る負担額

B 0	市町村民税が非課税の世帯	
C 0	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	48,600円未満
D01		48,600円以上 67,000円未満
D02		67,000円以上 77,101円未満

(備考)

①3歳児以上の利用者負担額は、令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、無料となります。

②階層区分について

- ・保育料の階層区分は、世帯の市町村民税額が「課税」か「非課税」か、「課税」の場合(均等割のみ課税の場合を含む)
- ・市民税の所得割額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、
- ・階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税の所得割額、9月～翌年3月は当年度分の市町村民税の所得割額

③多子軽減について

- ・同一世帯から2人以上の就学前児童が、幼稚園、保育所、認定こども園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、最も年齢の高い児童については上表の金額となり、最も年齢の高い児童から数えて2人目以降の児童については無料
- ・C1、D1、D2、D3、D4階層(☆の階層)については、多子軽減にかかる年齢制限を撤廃し、保護者と生計を一にする☆ひとり親家庭等の世帯(C0、D01、D02階層)については、2人目以降は無料となります。

※別居している場合でも、生活費や学資金、療養費等を常に送金している場合や、余暇には起居を共にしている場合

「ア(備考)③多子軽減について」のとおり

イ 第二子以降軽減状況

ウ 保育料収納率

98.98 % (令和元年度現年度分)

幌

市

利用者負担額	
保育標準時間認定	保育短時間認定
3歳未満の児童	3歳未満の児童
0 円	0 円
0 円	0 円
11,000 円	10,820 円
15,680 円	15,420 円
22,550 円	22,170 円
30,250 円	29,740 円
39,600 円	38,930 円
45,870 円	45,100 円
53,740 円	52,830 円
60,170 円	59,150 円
65,450 円	64,340 円
75,900 円	74,610 円

☆

0 円	0 円
4,400 円	4,400 円
4,400 円	4,400 円
4,400 円	4,400 円

☆

は世帯の市町村民税所得割額の合計によって決定します。

配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足し戻して計算し、保育料を決定します。
により決定します。

情緒障害児短期治療施設通所部に入所、又は障害児通所支援、医療型児童発達支援、地域型保育給付の対象事業を利用している児童のうち、
となります。

子ども(※)について、最年長の子どもから順に2人目以降は無料となります。

には「生計を一にする」ものとなります。

仙

ア 市徴収基準額表

階層区分	階層認定の基準	保育利用(2号・3号認定)3歳未満児				
		利用者負担額(主食費・副食費含む)				
		保育標準時間		保育短時間		
		第1子	第2子	第1子	第2子	
A	生活保護世帯	円	円	円	円	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
C1	市町村民税均等割課税世帯	7,650	2,290	7,650	2,290	
C2	市町村民税所得割課税世帯	所得割額 48,600円未満	8,860	2,650	8,860	2,650
C3		54,000円未満	11,700	3,970	11,700	3,970
C4		57,700円未満	15,300	5,810	15,300	5,810
		69,000円未満				
C5		77,101円未満	20,700	8,690	20,400	8,600
		83,000円未満				
C6		97,000円未満	27,400	12,600	27,000	12,400
C7		114,000円未満	33,500	16,750	33,000	16,500
C8		134,000円未満	39,000	19,500	38,400	19,200
C9		169,000円未満	44,500	22,250	43,800	21,900
C10		221,000円未満	49,900	24,950	49,100	24,550
C11		301,000円未満	55,400	27,700	54,500	27,250
C12		397,000円未満	59,200	29,600	58,200	29,100
C13		457,000円未満	62,400	31,200	61,400	30,700
C14		519,000円未満	65,200	32,600	64,100	32,050
C15		611,000円未満	67,600	33,800	66,500	33,250
C16	611,000円以上	70,000	35,000	68,900	34,450	

注) 1. 年齢

保育利用(2・3号認定)の年齢は、令和2年3月31日時点の年齢(クラス年齢)です。

2. 適用範囲

- ・この利用者負担額等(月額)は、令和2年4月から教育・保育給付認定を受けて教育・保育施設、地園、認可外保育施設等を利用す認可外保育施設等を利用する際は、各施設で設定した保育料をご
- ・この利用者負担額のほか、各園により教材費や行事費などの実費等の負担が必要な場合があります

3. 階層区分と階層認定の基準

- ・階層区分は、4月～8月は平成31年度(令和元年度)分の市町村民税(平成30年1月～12月収入分)します。児童の父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者
- ・市町村民税所得割額(以下、「所得割額」という。)を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控
- ・当該年の1月1日時点で政令市に居住していた方については、6%の税率を適用して計算します。
- ・平成30年9月1日より、婚姻歴のない未婚のひとり親世帯の所得割額を計算する際、地方税法上の寡
- ・課税額の算定に必要な書類の提出がない、市町村民税の申告がないなど、課税額の確認ができな

イ 第二子以降軽減状況

同一世帯の2人以上の児童が、同時に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等を利用する場合には、2番目の児童について、上表の「第2子」欄の利用者負担額が適用されます。また、第3子以降の児童の利用者負担額は無料となります。なお、教育利用(1号認定)で、小学校1～3年生の兄弟がいる場合は、その兄弟を含め、年齢の高い順に人数を数えます。
ただし、一定の市町村民税額以下の世帯(2・3号認定は、市町村民税所得割額57,700円未満の世帯。1号認定は、市町村民税所得割額77,101円未満の世帯。)については、この年齢制限を撤廃し、生計が同一の子等を年齢が高い順に人数を数えます。

ウ 保育料収納率

現年度分 :99.05%
滞納繰越分:22.96%
総括 :95.46%

教育利用(1号認定)満3歳以上児 保育利用(2号認定)3歳以上児		副食費		階層認定の基準
利用者負担額	主食費	2号認定 第1子 第2子	1号認定 第1子 第2子	
無償	実費負担	免除	免除	生活保護世帯
				市町村民税非課税世帯
				市町村民税均等割課税世帯
				市町村民税所得割額 57,700円未満
				77,101円未満
		実費負担	実費負担	77,101円以上

域型保育事業を利用する場合(一時預かりを除く)に適用されます。従来の制度のまま継続する幼稚
負担いただくこととなります。
す。

), 9月から翌年3月は令和2年度分の市町村民税(平成31年1月～令和元年12月収入分)により決定
の課税額を合計する場合があります。
除, 住宅借入金等特別税額控除, 寄附金税額控除等)は適用されません。

婦(寡夫)控除をみなし適用して計算します。なお, 適用を受けるためには申請が必要です。
い場合は, 最高階層(C16)にて保育料を決定します。

ア 市徴収基準額表

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分			
階層区分	定 義		
第 1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び保護者が里親である世帯		
第 2	市町村民税非課税世帯		
第 3	市町村民税均等割額のみ在世帯		
第 4	第1階層を除き、前年度市町村民税(9月以降は当該年度市町村民税)の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税額	48,600円未満
第 5			48,600円以上 63,900円未満
第 6			63,900円以上 97,000円未満
第 7			97,000円以上 137,600円未満
第 8			137,600円以上 169,000円未満
第 9			169,000円以上 301,000円未満
第 10			301,000円以上 397,000円未満
第 11			397,000円以上

※ 利用者負担額に係る表中の児童年齢については、令和2年4月1日時点の年齢となります。
 ※ 各階層における市町村民税とは、住宅借入金等特別控除等の税額控除(調整控除を除く)前の税額を言います。

イ 第二子以降
軽減状況

- 最も年齢の高い児童(1人目)……………通常利用者負担額
- 次に年齢の高い児童(2人目)……………通常利用者負担額の2分の1
- その他の児童(3人目以降)……………無料
- 年収360万円未満相当の多子世帯におけるきょうだいの人数のカウントについて、上の子の年齢制限を撤廃。
- 年収360万円未満相当の要保護世帯等について、1人目を通常利用者負担額の2分の1(ただし市第6階層の一部(市町村民税所得割額63,900円以上77,101円未満)に該当する児童は0～2歳児9,000円、2人目以降を無料とする。

ウ 保育料収納率

96.40%(令和元年度)

た ま 市

利用者負担額 (単位: 円/月)

3歳未満児		3歳以上児	
標準時間	短時間	標準時間	短時間
0	0	0	0
0	0	0	0
8,000	7,800	0	0
10,000	9,800	0	0
12,500	12,200	0	0
19,500	19,100	0	0
33,000	32,400	0	0
44,000	43,200	0	0
55,000	54,000	0	0
60,000	58,900	0	0
72,800	71,500	0	0

区 分	千	
ア 市徴収基準額表	令和2年度保育料(月額)	
	階層区分	定 義
	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者が属する世帯
	B	A階層、C2階層及びD1～D13階層を除き 市町村民税非課税世帯
	C1	A階層、B階層並びにC2階層及びD1～D13階層を除き 市町村民税所得割非課税世帯
	C2	A階層を除き市民税所得割課税額 48,600円未満の世帯
	D1	A階層を除き市民税所得割課税 48,600円以上51,500円未満の世帯
	D2	A階層を除き市民税所得割課税額 51,500円以上56,600円未満の世帯
	D3	A階層を除き市民税所得割課税額 56,600円以上74,000円未満の世帯
	D4	A階層を除き市民税所得割課税額 74,000円以上97,000円未満の世帯
	D5	A階層を除き市民税所得割課税額 97,000円以上112,000円未満の世帯
	D6	A階層を除き市民税所得割課税額 112,000円以上132,000円未満の世帯
	D7	A階層を除き市民税所得割課税額 132,000円以上169,000円未満の世帯
	D8	A階層を除き市民税所得割課税額 169,000円以上203,800円未満の世帯
	D9	A階層を除き市民税所得割課税額 203,800円以上301,000円未満の世帯
	D10	A階層を除き市民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満の世帯
	D11	A階層を除き市民税所得割課税額 397,000円以上480,000円未満の世帯
	D12	A階層を除き市民税所得割課税額 480,000円以上671,800円未満の世帯
	D13	A階層を除き市民税所得割課税額 671,800円以上の世帯
	C1	A階層、B階層並びにC2階層及びD1～D13階層を除き 市町村民税所得割非課税世帯
C2	A階層を除き市民税所得割課税額 48,600円未満の世帯	
D1	A階層を除き市民税所得割課税 48,600円以上51,500円未満の世帯	
D2	A階層を除き市民税所得割課税額 51,500円以上56,600円未満の世帯	
D3	A階層を除き市民税所得割課税額 56,600円以上74,000円未満の世帯	
D4*	A階層を除き市民税所得割課税額 74,000円以上77,101円未満の世帯	
D4	A階層を除き市民税所得割課税額 77,101円以上97,000円未満の世帯	
※階層区分は、4月～8月は前年度の市民税額に基づく利用者負担額、9月～翌年3月は当年度の市民税額に基づく利用 ※階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当 ※利用者負担額は、児童の父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額		
イ 第二子以降軽減状況	●同一世帯から就学前児童が2人以上同時に、下記対象施設を利用している場合、その中で最も年齢の高い ※対象施設 保育所(園)・幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定)・認定こども園(就学前の子ども 第2項に規定)・児童心理治療施設(児童福祉法第43条の5に規定)・児童発達支援(児童福祉 ●平成28年度からの多子軽減制度の拡大により、以下の利用者負担額軽減を行います。 ①父母等(保育料算定対象者)の市民税所得割課税額の合算額が57,700円未満の世帯では、何人目か 撤廃に加え、要保護世帯等料金が適用となります。 ②父母等(保育料算定対象者)の市民税所得割課税額の合算額が57,700円以上～77,101円未満 し、要保護世帯等料金が適用となります。 【要保護世帯等】ひとり親世帯、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳のいずれかの交付を受けた者	
ウ 保育料収納率	98.5%(令和元年度現年)	

葉 市

保育標準時間				保育短時間			
3歳以上児		3歳未満児		3歳以上児		3歳未満児	
基準額	1/2額	基準額	1/2額	基準額	1/2額	基準額	1/2額
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	4,110	2,050	0	0	4,040	2,020
0	0	6,170	3,080	0	0	6,070	3,030
0	0	11,180	5,590	0	0	10,990	5,490
0	0	14,960	7,480	0	0	14,710	7,350
0	0	18,840	9,420	0	0	18,520	9,260
0	0	26,650	13,320	0	0	26,200	13,100
0	0	33,450	16,720	0	0	32,880	16,440
0	0	40,760	20,380	0	0	40,070	20,030
0	0	44,000	22,000	0	0	43,250	21,620
0	0	51,690	25,840	0	0	50,810	25,400
0	0	54,330	27,160	0	0	53,410	26,700
0	0	57,460	28,730	0	0	56,480	28,240
0	0	60,600	30,300	0	0	59,570	29,780
0	0	65,750	32,870	0	0	64,630	32,310
0	0	70,900	35,450	0	0	69,690	34,840

要保護世帯等

0	0	2,050	0	0	0	2,020	0
0	0	3,080	0	0	0	3,030	0
0	0	5,590	0	0	0	5,490	0
0	0	7,480	0	0	0	7,350	0
0	0	9,000	0	0	0	9,000	0
0	0	9,000	0	0	0	9,000	0

基準額

者負担額となります。
 割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。
 から決定する場合があります。

児童（1人目）の保育料は基準額、次に年齢の高い児童（2人目）の保育料は1/2額、その他の児童（3人目以降）の保育料は無料とします。

に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第6条第2項に規定）・特別支援学校幼稚部（学校教育法(昭和22年法律第26号)第76条法第6条の2第2項に規定）・医療型児童発達支援（児童福祉法第6条の2第3項に規定）

を決定する際の算定対象となる児童の年齢制限と同時入所要件を撤廃します。また、下記要保護世帯等に該当する場合は、前述の

の世帯が、下記要保護世帯等に該当する場合は、何人目かを決定する際の算定対象となる児童の年齢制限と同時入所要件を撤廃

又は国民年金の障害基礎年金の受給者が同一生計に属する世帯

川 崎 市

ア 市徴収基準額表

(令和2年度)

※令和元年9月改定

階層区分		保育所、認定こども園(2号、3号) 小規模保育(A型) 事業所内保育(保育所型)				小規模保育B型、 事業所内保育(小規模型)			
		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間	
		3歳未満児保育料				3歳未満児保育料			
		基本保育料	第2子	基本保育料	第2子	基本保育料	第2子	基本保育料	第2子
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C 1	市民税均等割のみ	5,300	2,650	5,200	2,600	3,600	1,800	3,500	1,750
C 2	市民税所得割課税額 5,000円未満	6,300	3,150	6,100	3,050	4,100	2,050	4,000	2,000
C 3	5,000円以上 48,600円未満	7,100	3,550	6,900	3,450	5,000	2,500	4,900	2,450
C 4	48,600円以上 50,400円未満	9,200	4,600	9,000	4,500	6,500	3,250	6,400	3,200
C 5	50,400円以上 60,000円未満	11,700	5,850	11,500	5,750	9,400	4,700	9,200	4,600
C 6	60,000円以上 70,800円未満	14,700	7,350	14,400	7,200	11,800	5,900	11,600	5,800
C 7	70,800円以上 84,600円未満	18,200	9,100	17,800	8,900	14,600	7,300	14,400	7,200
C 8	84,600円以上 97,000円未満	22,000	11,000	21,600	10,800	17,600	8,800	17,300	8,650
C 9	97,000円以上 108,600円未満	25,700	12,850	25,200	12,600	20,600	10,300	20,300	10,150
C 10	108,600円以上 123,000円未満	29,500	14,750	28,900	14,450	23,600	11,800	23,200	11,600
C 11	123,000円以上 138,600円未満	33,300	16,650	32,700	16,350	26,600	13,300	26,200	13,100
C 12	138,600円以上 154,200円未満	37,200	18,600	36,500	18,250	29,800	14,900	29,300	14,650
C 13	154,200円以上 169,000円未満	41,200	20,600	40,500	20,250	33,000	16,500	32,500	16,250
C 14	169,000円以上 183,900円未満	45,200	22,600	44,400	22,200	36,200	18,100	35,600	17,800
C 15	183,900円以上 204,600円未満	50,000	25,000	49,100	24,550	40,000	20,000	39,300	19,650
C 16	204,600円以上 234,600円未満	54,500	27,250	53,500	26,750	43,600	21,800	42,900	21,450
C 17	234,600円以上 258,600円未満	57,000	28,500	56,000	28,000	45,600	22,800	44,800	22,400
C 18	258,600円以上 276,600円未満	59,000	29,500	58,000	29,000	47,200	23,600	46,400	23,200
C 19	276,600円以上 301,000円未満	60,500	30,250	59,400	29,700	48,400	24,200	47,600	23,800
C 20	301,000円以上 321,700円未満	65,500	32,750	64,300	32,150	52,400	26,200	51,500	25,750
C 21	321,700円以上 341,200円未満	70,000	35,000	68,800	34,400	56,000	28,000	55,100	27,550
C 22	341,200円以上 366,700円未満	73,000	36,500	71,700	35,850	58,400	29,200	57,400	28,700
C 23	366,700円以上 397,000円未満	74,000	37,000	72,700	36,350	59,200	29,600	58,200	29,100
C 24	397,000円以上 475,300円未満	81,500	40,750	80,100	40,050	65,200	32,600	64,100	32,050
C 25	475,300円以上	82,800	41,400	81,400	40,700	66,200	33,100	65,100	32,550

注1 この表の市民税の額は、令和2年4月～令和2年8月分保育料については、世帯の平成31年度市民税額の年額、令和2世帯の令和2年度市民税額の年額となります(配当控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄附金控除の適用)

注2 3歳以上の保育料は無料です。

注3 第2子保育料とは、同一世帯から2人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合(幼稚園、特別支保育、児童心理治療施設又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)の第2子目の保育(ひとり親世帯等への経済的負担の軽減についての適用がある方は、第何子かを決定する場合の子どもの年齢制限が)

注4 第3子以降の保育料については無料です。この第3子以降とは、同一世帯から3人以上の就学前児童が給付対象施設支援学校幼稚部、企業主導型保育事業の通常保育、児童心理治療施設又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を(ひとり親世帯等への経済的負担の軽減についての適用がある方は、第何子かを決定する場合の子どもの年齢制限が)

注5 児童の年齢が年度途中で3歳に達した場合でも、年度中は3歳未満児の額を適用します。

注6 延長保育を利用する場合は、別途延長保育料が必要です。(A・B階層を除く)

ウ 保育料収納率

98.96%(令和元年度決算)

家庭的保育、 小規模保育C型		(参考) 国が定める 上限額 保育標準時間
3歳未満児保育料		
基本 保育料	第2子	3歳未満
0	0	0
0	0	0
2,800	1,400	19,500
3,400	1,700	
3,800	1,900	
4,900	2,450	30,000
7,500	3,750	
9,400	4,700	
11,600	5,800	
14,100	7,050	
16,400	8,200	44,500
18,900	9,450	
21,300	10,650	
23,800	11,900	
26,400	13,200	
28,900	14,450	61,000
32,000	16,000	
34,800	17,400	
36,500	18,250	
37,800	18,900	
38,700	19,350	
41,900	20,950	80,000 (保育単価限度)
44,800	22,400	
46,700	23,350	
47,300	23,650	
52,100	26,050	104,000
52,900	26,450	(保育単価限度)

年9月～令和3年8月分保育料については、
用はありません。)

援学校幼稚部、企業主導型保育事業の通常
料です。

撤廃されています。)

又は事業を利用している場合(幼稚園、特別
利用している場合を含む。)です。

撤廃されています。)

横 浜

ア 市徴収基準額表
イ 第二子以降軽減状況

令和2年4月1日現在

負担区分	認定区分	1号		2号(3歳児～)				
	対象施設・事業	認定こども園(教育利用) 幼稚園		認定こども園(保育利用)、認可保育所				
	きょうだい区分	第1子	第2子	第1子		第2子		
	保育必要時間			標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	
B	市民税非課税	0	0	0	0	0	0	
C	市民税均等割のみ	0	0	0	0	0	0	
市民税所得割額※	D1	市民税所得割課税額 10,000円以下	0	0	0	0	0	0
	D2	10,001 円以上 ～ 48,600 円以下	0	0	0	0	0	0
	D3	48,601 円以上 ～ 50,400 円以下	0	0	0	0	0	0
	D4	50,401 円以上 ～ 57,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D5	57,701 円以上 ～ 77,100 円以下	0	0	0	0	0	0
	D6	77,101 円以上 ～ 97,000 円以下	0	0	0	0	0	0
	D7	97,001 円以上 ～ 102,600 円以下	0	0	0	0	0	0
	D8	102,601 円以上 ～ 120,600 円以下	0	0	0	0	0	0
	D9	120,601 円以上 ～ 138,600 円以下	0	0	0	0	0	0
	D10	138,601 円以上 ～ 169,000 円以下	0	0	0	0	0	0
	D11	169,001 円以上 ～ 174,900 円以下	0	0	0	0	0	0
	D12	174,901 円以上 ～ 192,900 円以下	0	0	0	0	0	0
	D13	192,901 円以上 ～ 211,200 円以下	0	0	0	0	0	0
	D14	211,201 円以上 ～ 228,900 円以下	0	0	0	0	0	0
	D15	228,901 円以上 ～ 246,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D16	246,701 円以上 ～ 255,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D17	255,701 円以上 ～ 264,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D18	264,701 円以上 ～ 273,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D19	273,701 円以上 ～ 282,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D20	282,701 円以上 ～ 291,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D21	291,701 円以上 ～ 301,000 円以下	0	0	0	0	0	0
	D22	301,001 円以上 ～ 309,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D23	309,701 円以上 ～ 335,800 円以下	0	0	0	0	0	0
	D24	335,801 円以上 ～ 361,300 円以下	0	0	0	0	0	0
	D25	361,301 円以上 ～ 387,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D26	387,701 円以上 ～ 397,000 円以下	0	0	0	0	0	0
	D27	397,001 円以上	0	0	0	0	0	0
E0	市民税均等割のみでひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	
E1	D1階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	
E2	D2階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	
E3	D3階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	
E4	D4階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	
E5	D5階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	

「第3子」以降のお子さんの利用料は無料

ウ 保育料収納率

令和元年度現年度徴収率:98.93%
(現年度99.49% 過年度35.68%)

市

(単位:円)

3号(0~2歳児)				3号(0~2歳児)			
認定こども園(保育利用)、認可保育所				小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、新制度対象の事業所内保育事業			
第1子		第2子		第1子		第2子	
標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
6,700	6,500	2,300	2,200	4,000	3,900	1,600	1,500
8,200	8,000	2,900	2,800	5,100	5,000	2,100	2,000
10,000	9,800	3,500	3,400	6,300	6,100	2,500	2,400
12,500	12,200	4,400	4,300	8,600	8,400	3,400	3,300
14,500	14,200	5,100	5,000	10,800	10,600	4,300	4,200
16,500	16,200	5,800	5,700	13,100	12,800	5,100	5,000
20,400	20,000	7,100	6,900	19,000	18,600	7,100	6,900
25,000	24,500	8,800	8,600	21,900	21,500	8,800	8,600
29,000	28,500	10,200	10,000	26,900	26,400	10,100	9,900
34,000	33,400	11,900	11,600	31,100	30,500	11,900	11,600
38,000	37,300	13,300	13,000	35,000	34,400	13,300	13,000
41,500	40,700	14,500	14,200	38,100	37,400	14,500	14,200
44,500	43,700	15,600	15,300	41,000	40,300	15,600	15,300
47,500	46,600	21,400	21,000	43,800	43,000	21,400	21,000
50,200	49,300	22,600	22,200	46,200	45,400	22,600	22,200
53,000	52,000	23,900	23,400	48,800	47,900	23,900	23,400
55,000	54,000	24,800	24,300	50,600	49,700	24,800	24,300
57,000	56,000	25,700	25,200	52,200	51,300	25,700	25,200
58,000	57,000	26,800	26,300	53,600	52,600	26,800	26,300
59,000	57,900	27,900	27,400	55,000	54,000	27,500	27,000
60,000	58,900	29,000	28,500	55,300	54,300	27,700	27,200
61,000	59,900	30,100	29,500	55,600	54,600	27,800	27,300
64,500	63,400	33,100	32,500	55,900	54,900	28,000	27,500
68,000	66,800	36,200	35,500	56,300	55,300	28,200	27,700
71,500	70,200	39,300	38,600	56,700	55,700	28,400	27,900
73,600	72,300	39,700	39,000	57,200	56,200	28,600	28,100
75,600	74,300	40,000	39,300	57,700	56,700	28,900	28,400
77,500	76,100	42,600	41,800	58,100	57,200	29,100	28,600
2,300	2,200	0	0	1,600	1,500	0	0
2,900	2,800	0	0	2,100	2,000	0	0
3,200	3,100	0	0	2,500	2,400	0	0
3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0

令和2年度利用者負担額(0~2歳児)基準額表

児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額・円)				
階層区分	定義	保育標準時間		保育短時間		
		1人目	2人目	1人目	2人目	
A	生活保護法による保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯	0	0	0	0	
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	
C1	均等割のみ課税	6,300	3,150	6,200	3,100	
C2	市区町村民税所得割の額が右の区分に該当する世帯	11,800円未満	7,600	3,800	7,500	3,750
C3		11,800円以上 ~ 48,600円未満	9,200	4,600	9,100	4,550
D1		48,600円以上 ~ 52,500円未満	13,400	6,700	13,200	6,600
D2		52,500円以上 ~ 55,000円未満	14,700	7,350	14,500	7,250
D3		55,000円以上 ~ 57,700円未満	16,300	8,150	16,100	8,050
D4		57,700円以上 ~ 64,000円未満	16,300	8,150	16,100	8,050
D5		64,000円以上 ~ 77,101円未満	18,000	9,000	17,700	8,850
D6		77,101円以上 ~ 79,000円未満	18,000	9,000	17,700	8,850
D7		79,000円以上 ~ 86,500円未満	21,300	10,650	21,000	10,500
D8		86,500円以上 ~ 97,000円未満	23,600	11,800	23,200	11,600
D9		97,000円以上 ~ 109,000円未満	26,500	13,250	26,100	13,050
D10		109,000円以上 ~ 124,000円未満	29,100	14,550	28,700	14,350
D11		124,000円以上 ~ 139,000円未満	32,000	16,000	31,500	15,750
D12		139,000円以上 ~ 154,000円未満	34,900	17,450	34,400	17,200
D13		154,000円以上 ~ 169,000円未満	38,000	19,000	37,400	18,700
D14		169,000円以上 ~ 199,000円未満	40,100	20,050	39,500	19,750
D15		199,000円以上 ~ 236,500円未満	43,600	21,800	42,900	21,450
D16		236,500円以上 ~ 260,500円未満	46,200	23,100	45,500	22,750
D17		260,500円以上 ~ 280,200円未満	48,800	24,400	48,000	24,000
D18	280,200円以上 ~ 301,000円未満	50,500	25,250	49,700	24,850	
D19	301,000円以上 ~ 339,200円未満	53,200	26,600	52,300	26,150	
D20	339,200円以上 ~ 373,000円未満	55,100	27,550	54,200	27,100	
D21	373,000円以上 ~ 410,500円未満	56,400	28,200	55,500	27,750	
D22	410,500円以上 ~	61,700	30,850	60,700	30,350	

- ※1 利用者負担額は平成29年4月2日以降に生まれた児童について、利用者負担額が設定されます。年度途中に入所(園)した場合も同様です。令和2年4月~令和2年8月については令和元年度、令和2年9月~令和3年3月については令和2年度の市区町村民税額等を基に決定します。課税額に変更があった方、仮決定を受けている方で税資料等を提出する方など、令和2年度の利用者負担額が変更になる方は、令和3年3月末日までに申し出て下さい。年度をまたいでの変更はできません。
- ※2 利用者負担額の算定には、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除等の控除で、規則に定めのあるものの適用はありません。
- ※3 地方税法上の寡婦・夫控除の適用にならない非婚の母子・父子家庭については、申請により寡婦・夫控除の適用があったものとして税額を算定し、その算定額により利用者負担額を決定します。
- ※4 指定都市(相模原市、横浜市、川崎市など)が市民税額を決定している場合、市民税額等に6/8を乗じて算出した額を基に決定します。
- ※5 同一世帯に、※6に該当する就学前児童がいる場合、この児童の出生順により、第2子の児童は基準額表の「2人目」の金額となり、第3子以降の児童については、利用者負担額が100%減額されます(これを多子軽減措置といいます)。ただし、C1~D3階層に該当する方で、生計を一にする兄弟等がいる場合は当該兄弟等を年齢制限なく第1子目などとして数えます。
- ※6 ○多子世帯・ひとり親世帯等の軽減制度について
就学前の兄弟が認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業のほか、①特別支援学校幼稚部、②福祉型・医療型児童発達支援センター、③児童心理治療施設通所部、④児童発達支援事業に入所又は利用している場合は、多子軽減の算定対象人数に含まれます。
減額にあたって、兄弟が上記施設①~④に入所又は利用している場合は、年度ごとに保護者からの申し出が必要となりますので、該当する場合は、『「利用者負担額きょうだい児多子軽減にかかる申出書」』に、入所・利用施設等の在園証明等の必要書類を添え、利用施設等を所管する担当課まで提出してください。申出書は施設を管轄する課にあります。

ひとり親世帯等の利用者負担額基準額表

階層区分	利用者負担額(月額・円)					
	保育標準時間		保育短時間			
	1人目	2人目	1人目	2人目		
※7	ひとり親世帯等で、C1~D5階層に該当する方は、右の利用者負担額基準額表が適用され、生計を一にする兄弟等がいる場合は当該兄弟等を年齢制限なく第1子目などとして数えます。 なお、ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯のうち身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当、障害基礎年金等の受給者のいる世帯をいいます。	C1	2,900	0	2,900	0
		C2	3,500	0	3,500	0
		C3	4,200	0	4,200	0
※8		D1	4,500	0	4,500	0
		D2	4,500	0	4,500	0
※9	保護者の失業・傷病などにより大幅に収入が下がる場合、階層区分の変更を受けることができる場合があります。該当する方は利用施設等を所管する担当課にご相談ください。	D3	4,900	0	4,900	0
		D4	4,900	0	4,900	0
		D5	5,400	0	5,400	0

第二子以降軽減状況 上記のとおり

保育料収納率 98.95%(現年度分)

保育料金額表①

保育料金額表②、③に該当しない場合に適用

年齢区分（令和2年3月31日現在）		保育料						副食材料費																																																																																																																																																																																																									
		3歳未満児（3号認定）						3歳以上児（1号・2号認定）																																																																																																																																																																																																									
3号保育時間区分		保育標準時間認定			保育短時間認定			保育標準時間認定			保育短時間認定																																																																																																																																																																																																						
階層区分		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降																																																																																																																																																																																																				
A	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0	0	0	免除	免除	免除	免除	免除	免除																																																																																																																																																																																																				
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	1,900	0	0	免除	免除	免除	免除	免除	免除																																																																																																																																																																																																				
C	非課税世帯	11,000	0	0	8,800	0	0	免除	免除	免除																																																																																																																																																																																																							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>市民税額 (8%課税額)</th> <th>算定基準額 (6%課税額)</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>D1</td> <td>64,800</td> <td>48,600</td> <td>円未満</td> <td>13,300</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>13,000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>免除</td> <td>免除</td> <td>免除</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>D2A</td> <td>76,900</td> <td>57,700</td> <td>円未満</td> <td>16,300</td> <td>4,070</td> <td>0</td> <td>16,000</td> <td>4,000</td> <td>0</td> <td>免除</td> <td>免除</td> <td>免除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D2B</td> <td>80,000</td> <td>60,000</td> <td>円未満</td> <td>16,300</td> <td>4,070</td> <td>0</td> <td>16,000</td> <td>4,000</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>免除</td> <td>免除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D3A</td> <td>102,900</td> <td>77,101</td> <td>円未満</td> <td>20,500</td> <td>5,120</td> <td>0</td> <td>20,100</td> <td>5,020</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>免除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D3B</td> <td>105,300</td> <td>79,000</td> <td>円未満</td> <td>20,500</td> <td>5,120</td> <td>0</td> <td>20,100</td> <td>5,020</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D4</td> <td>129,300</td> <td>97,000</td> <td>円未満</td> <td>25,000</td> <td>6,250</td> <td>0</td> <td>24,500</td> <td>6,120</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D5</td> <td>152,000</td> <td>114,000</td> <td>円未満</td> <td>29,500</td> <td>7,370</td> <td>0</td> <td>28,900</td> <td>7,220</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D6</td> <td>186,600</td> <td>140,000</td> <td>円未満</td> <td>33,000</td> <td>8,250</td> <td>0</td> <td>32,400</td> <td>8,100</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D7</td> <td>225,300</td> <td>169,000</td> <td>円未満</td> <td>37,600</td> <td>9,400</td> <td>0</td> <td>36,900</td> <td>9,220</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>免除</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>D8</td> <td>265,300</td> <td>199,000</td> <td>円未満</td> <td>43,000</td> <td>10,750</td> <td>0</td> <td>42,200</td> <td>10,550</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D9</td> <td>401,300</td> <td>301,000</td> <td>円未満</td> <td>48,500</td> <td>12,120</td> <td>0</td> <td>47,600</td> <td>11,900</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D10</td> <td>448,000</td> <td>336,000</td> <td>円未満</td> <td>53,500</td> <td>13,370</td> <td>0</td> <td>52,500</td> <td>13,120</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D11</td> <td>448,000</td> <td>336,000</td> <td>円以上</td> <td>57,200</td> <td>14,300</td> <td>0</td> <td>56,200</td> <td>14,050</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	市民税額 (8%課税額)	算定基準額 (6%課税額)													D1	64,800	48,600	円未満	13,300	0	0	13,000	0	0	免除	免除	免除	免除	D2A	76,900	57,700	円未満	16,300	4,070	0	16,000	4,000	0	免除	免除	免除		D2B	80,000	60,000	円未満	16,300	4,070	0	16,000	4,000	0	-	免除	免除		D3A	102,900	77,101	円未満	20,500	5,120	0	20,100	5,020	0	-	-	免除		D3B	105,300	79,000	円未満	20,500	5,120	0	20,100	5,020	0					D4	129,300	97,000	円未満	25,000	6,250	0	24,500	6,120	0					D5	152,000	114,000	円未満	29,500	7,370	0	28,900	7,220	0					D6	186,600	140,000	円未満	33,000	8,250	0	32,400	8,100	0					D7	225,300	169,000	円未満	37,600	9,400	0	36,900	9,220	0	-	-	免除	-	D8	265,300	199,000	円未満	43,000	10,750	0	42,200	10,550	0					D9	401,300	301,000	円未満	48,500	12,120	0	47,600	11,900	0					D10	448,000	336,000	円未満	53,500	13,370	0	52,500	13,120	0					D11	448,000	336,000	円以上	57,200	14,300	0	56,200	14,050	0																
市民税額 (8%課税額)	算定基準額 (6%課税額)																																																																																																																																																																																																																
D1	64,800	48,600	円未満	13,300	0	0	13,000	0	0	免除	免除	免除	免除																																																																																																																																																																																																				
D2A	76,900	57,700	円未満	16,300	4,070	0	16,000	4,000	0	免除	免除	免除																																																																																																																																																																																																					
D2B	80,000	60,000	円未満	16,300	4,070	0	16,000	4,000	0	-	免除	免除																																																																																																																																																																																																					
D3A	102,900	77,101	円未満	20,500	5,120	0	20,100	5,020	0	-	-	免除																																																																																																																																																																																																					
D3B	105,300	79,000	円未満	20,500	5,120	0	20,100	5,020	0																																																																																																																																																																																																								
D4	129,300	97,000	円未満	25,000	6,250	0	24,500	6,120	0																																																																																																																																																																																																								
D5	152,000	114,000	円未満	29,500	7,370	0	28,900	7,220	0																																																																																																																																																																																																								
D6	186,600	140,000	円未満	33,000	8,250	0	32,400	8,100	0																																																																																																																																																																																																								
D7	225,300	169,000	円未満	37,600	9,400	0	36,900	9,220	0	-	-	免除	-																																																																																																																																																																																																				
D8	265,300	199,000	円未満	43,000	10,750	0	42,200	10,550	0																																																																																																																																																																																																								
D9	401,300	301,000	円未満	48,500	12,120	0	47,600	11,900	0																																																																																																																																																																																																								
D10	448,000	336,000	円未満	53,500	13,370	0	52,500	13,120	0																																																																																																																																																																																																								
D11	448,000	336,000	円以上	57,200	14,300	0	56,200	14,050	0																																																																																																																																																																																																								

《保育料金額表①に関する注意点》

- 保育料金額表①において、小学校就学前の子どもが本人のみの場合は「第1子」、きょうだい2人以上同時に教育・保育施設等を利用する場合、本人が最も年齢の高い場合は「第1子」、年齢の高い方から2番目の場合は「第2子」、3番目以降の場合は「第3子以降」と定義します。
- 同一世帯に保護者が同じ小学校1～3年生の子どもと、教育・保育施設等を利用する子どもが3人以上いる場合、そのうち年齢の高い方から数えて3番目以降の子どもは無料となります。（新潟市独自多子軽減）

保育料金額表②

下記 I から IV の全てに該当する場合に適用

I

次の(1)から(3)までの世帯に該当しない

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養している方の世帯

(2) 次に掲げる障がい児者を有する世帯（障がい児者が社会福祉施設に入所している世帯を除く。）

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 療育手帳の交付を受けている者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象となる障がい児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの

(3) 利用者の扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者その他の市長が特に困窮していると認める世帯

II

市町村民税所得割課税額（6%課税額）が57,700円未満

III

生計を一にする子ども等（※）の人数が本人を含め2人以上

IV

生計を一にする子ども等（※）の中に小学生以上の年齢の子ども、または本人より年齢の高いきょうだいのうち、教育保育施設等に在籍していない方がいる。

年齢区分(令和2年3月31日現在)				3歳未満児(3号認定)			
保育時間区分				保育標準時間認定		保育短時間認定	
階層区分				第2子	第3子以降	第2子	第3子以降
A	生活保護法による被保護世帯等			0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯			0	0	0	0
C	非課税世帯			5,500	0	5,400	0
	市町村民税 所得割額	市民税額 (8%課税額)	算定基準額 (6%課税額)				
D1		64,800	48,600	円未満	6,650	0	6,500
D2A		76,900	57,700	円未満	8,150	0	8,000

《保育料金額表②に関する注意点》

●保育料金額表②において、生計を一にする子ども等のうち、本人が年齢の高い方から2番目の場合は

「第2子」、3番目以降の場合は「第3子以降」と定義します。

なお、「第2子」は保育料金額表①の第1子の2分の1、「第3子以降」は無料となります。（多子軽減）

※「生計を一にする子ども等」とは、①支給認定保護者に監護される者（未成年）、②支給認定保護者に監護されていた者（①が成年に達した場合）及び③支給認定保護者またはその保護者の直系卑属（①②を除く。）

保育料金額表③

下記Ⅰ及びⅡに該当する場合に適用

Ⅰ

次の(1)から(3)までの世帯に該当する

(1)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養している方の世帯

(2)次に掲げる障がい児者を有する世帯（障がい児者が社会福祉施設に入所している世帯を除く。）

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 療育手帳の交付を受けている者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象となる障がい児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの

(3)利用者の扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者その他の市長が特に困窮していると認める世帯

Ⅱ

市町村民税所得割課税額（6%課税額）が77,101円未満

年齢区分(令和2年3月31日現在)			3歳未満児(3号認定)			
保育時間区分			保育標準時間認定		保育短時間認定	
階層区分			第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
A	生活保護法による被保護世帯等		0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0
C	非課税世帯		5,500	0	5,400	0
	市町村民税所得割額	市民税額 (8%課税額)	算定基準額 (6%課税額)			
D1		64,800	48,600 円未満	6,650	0	6,500
D2A		76,900	57,700 円未満	8,150	0	8,000
D2B		80,000	60,000 円未満	8,150	0	8,000
D3A		102,900	77,101 円未満	9,000	0	8,850

＜保育料金額表③に関する注意点＞

- 保育料金額表③において、生計を一にする子ども等のうち、本人が最も年齢の高い場合は、「第1子」、2番目以降の場合は「第2子以降」と定義します。

静岡市

ア 市徴収基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額・円)	
階層	定義	標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者又は児童福祉法による里親世帯	0	0
B	4月分から8月分までの利用者負担額については前年分の、9月分から3月分までの利用者負担額については当年分の市町村民税均等割非課税世帯	0	0
C	母子及び父子家庭又は、在宅障がい児・者のいる世帯	0	0
	その他	7,500 (2,200)	7,500 (2,200)
D1	所得割額 48,600円未満	8,500 (4,200)	8,500 (4,200)
	母子及び父子家庭又は、在宅障がい児・者のいる世帯	3,100 (0)	3,100 (0)
D2	60,000円未満	13,300 (6,600)	12,900 (6,400)
	母子及び父子家庭又は、在宅障がい児・者のいる世帯	5,200 (0)	5,000 (0)
D3	67,000円未満	14,800 (7,400)	14,400 (7,200)
	母子及び父子家庭又は、在宅障がい児・者のいる世帯	5,800 (0)	5,600 (0)
D4	77,101円未満	17,500 (8,700)	17,100 (8,500)
	母子及び父子家庭又は、在宅障がい児・者のいる世帯	7,000 (0)	6,800 (0)
D5	97,000円未満	20,500 (10,200)	20,100 (10,000)
D6	A階層を除き、4月分から8月分までの利用者負担額については前年分の、9月分から3月分までの利用者負担額については当年分の市町村民税の課税世帯	25,500 (12,700)	24,900 (12,400)
D7		31,500 (15,700)	30,900 (15,400)
D8		32,500 (16,200)	31,900 (15,900)
D9		39,000 (19,500)	38,100 (19,000)
D10		42,000 (21,000)	41,100 (20,500)
D11		45,000 (22,500)	44,100 (22,000)
D12		45,000 (22,500)	44,100 (22,000)
D13		46,500 (23,200)	45,600 (22,800)
D14		52,000 (26,000)	50,800 (25,400)
D15		55,200 (27,600)	54,000 (27,000)
D16		57,200 (28,600)	55,600 (27,800)

3～5歳(クラス年齢)の児童(1号及び2号)及び市民税非課税世帯の0～2歳(クラス年齢)の児童(上記表3号のB階層)の保育料は、幼児教育・保育無償化に伴い、無償となります(給食費、教材費等は無償化の対象外です)。

- ① 令和2年度利用者負担額は、4～8月分を平成31年度の市民税額、9～3月分を令和2年度の市民税額を基に決定いたします。(市民税額は、調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割控除、株式等譲渡所得割額控除の税額控除前の金額です。)
- ② ()内の金額は、第2子のお子さんの利用者負担額です。第3子以降は無料です。
C、D1～D4階層までの世帯における第何子かを決定する際に対象となるお子さんは、年齢や同居の有無、保育所等の利用に関わらず、保護者様が実際に監護し、生計が同一のお子さんです。D5階層以上の世帯における第何子かを決定する際に対象となるお子さんは、保育所等を同時に利用しているお子さんです。
- ③ この利用者負担額のほか、各園によって給食費などの実費徴収や上乗せ徴収があることがあります。
- ④ 海外に居住していたため日本国内において住民税が課税されていない方についても、当時の収入状況等から住民税の課税相当額を推計して利用者負担額を算定いたします。
- ⑤ お子さんが年度途中で誕生日を迎え満3歳となった際に、支給認定区分は3号から2号に変更となりますが、利用者負担額については、満3歳に達する以後の最初の3月31日までの間は3歳未満児(3号認定児童)と同額の利用者負担額となります。
- ⑥ 令和2年4月1日現在の表になります。

イ 第二子以降軽減状況

同一世帯から2人以上のお子さんが認定子ども園や保育所等を利用する場合、階層区分により年齢の高い順に2人目のお子さんの利用者負担額は半額に、3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料となります。
C、D1～D4階層までの世帯における第何子かを決定する際に対象となるお子さんは、年齢や同居の有無、保育所等の利用に関わらず、保護者様が実際に監護し、生計が同一のお子さんです。D5階層以上の世帯における第何子かを決定する際に対象となるお子さんは、保育所等を同時に利用しているお子さんです。

ウ 保育料収納率

95.1%

ア 市徴収基準額表

階層	区 分	
1	生活保護世帯	
2	市民税 非課税世帯	21 ひとり親世帯等
		22 その他
3	市民税 所得割非課税世帯	31 ひとり親世帯等
		32 その他
4	24,300 円未満	41 ひとり親世帯等
		42 その他
5	24,300 円以上 48,600 円未満	51 ひとり親世帯等
		52 その他
6	48,600 円以上 60,700 円未満	61 ひとり親世帯等
		62 その他
7	60,700 円以上 72,800 円未満	71 ひとり親世帯等
		72 その他
8	72,800 円以上 77,101 円未満	81 ひとり親世帯等
		82 その他
9	84,900 円以上	97,000 円未満
10	97,000 円以上	121,000 円未満
11	121,000 円以上	145,000 円未満
12	145,000 円以上	169,000 円未満
13	169,000 円以上	235,000 円未満
14	235,000 円以上	301,000 円未満
15	301,000 円以上	349,000 円未満
16	349,000 円以上	397,000 円未満
17	397,000 円以上	

イ 第二子以降
軽減状況 月額保育料欄の下段は、同一世帯から2人入所している場合の第2子の保育料です。
また、同時入所の第3子以降は無料となります。
市民税所得割課税が57,700円未満の世帯(ひとり親世帯については77,101円未満)は、保護者と生計が同一の子等であれば年齢に関わらずその子を含めて数えます。

ウ 保育料収納率 99.80%(令和元年度現年分保育料)

エ その他

市

(単位:円/月)

保育標準時間		保育短時間	
3号	2号	3号	2号
3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
3,000	0	3,000	0
0	0	0	0
8,100	0	7,900	0
3,600	0	3,500	0
3,400	0	3,400	0
0	0	0	0
11,400	0	11,200	0
5,100	0	5,000	0
3,900	0	3,800	0
0	0	0	0
13,200	0	12,900	0
5,900	0	5,800	0
4,400	0	4,300	0
0	0	0	0
15,500	0	15,200	0
6,900	0	6,800	0
4,900	0	4,800	0
0	0	0	0
17,800	0	17,500	0
8,000	0	7,800	0
5,400	0	5,300	0
0	0	0	0
20,100	0	19,800	0
9,000	0	8,900	0
22,500	0	22,200	0
10,100	0	9,900	0
26,100	0	25,700	0
13,000	0	12,800	0
29,700	0	29,300	0
14,800	0	14,600	0
33,300	0	32,900	0
16,600	0	16,400	0
41,000	0	40,400	0
20,500	0	20,200	0
48,800	0	48,000	0
24,400	0	24,000	0
56,400	0	55,500	0
28,200	0	27,700	0
64,000	0	63,000	0
32,000	0	31,500	0
73,600	0	72,400	0
36,800	0	36,200	0

名 古 屋 市

令和2年度利用者負担額（保育料）基準月額表（令和2年4月～）（2・3号認定子ども）

階層区分		市の基準月額		
		3歳未満児		
		保育標準時間認定	保育短時間認定	
A階層	生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	
B階層	令和2年度分（4月分から8月分までは令和元年度分）の市民税	非課税世帯		
C階層	1	均等割のみ課税世帯	5,700	5,700
	2	10,000円未満	6,400	6,300
	3	10,000円～40,800円未満	7,500	7,400
	4	40,800円～43,800円未満	11,200	11,100
	5	43,800円～55,200円未満	13,900	13,700
	6	55,200円～67,000円未満	17,500	17,300
	7	67,000円～88,800円未満	22,100	21,800
	8	88,800円～110,000円未満	25,800	25,400
	9	110,000円～131,600円未満	29,400	29,000
	10	131,600円～180,000円未満	34,900	34,400
	11	180,000円～236,800円未満	42,700	42,000
	12	236,800円～281,000円未満	50,300	49,500
	13	281,000円～351,500円未満	58,300	57,400
	14	351,500円～411,800円未満	63,400	62,400
	15	411,800円～518,000円未満	63,900	62,900
	16	518,000円以上	64,000	63,000

※市民税所得割課税額は、税源移譲前の税率を基に算定した額になります。

<3歳未満児の利用者負担額についての軽減制度>

①多子世帯軽減制度

C1階層からC5階層及びC6階層のうち市民税所得割額57,700円未満の世帯については、お子さんの年齢を問わず、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、**2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額**します。また、**3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料**となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

②同時利用軽減制度

C6階層のうち市民税所得割額57,700円以上の世帯及びC7階層からC16階層に該当する世帯で、同一世帯から次の施設などの入所又は利用をしているお子さんが2人以上いる場合、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、**2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額**します。また、同一世帯から3人以上のお子さんが利用している場合、**3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料**となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、児童心理治療施設、居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業

③世帯第3子以降無料制度

18歳に達した以後の最初の3月31日までのお子さんが3人以上いる世帯の第3子以降が、保育所・認定こども園・家庭的保育事業等を利用し、そのお子さんが3歳に達した以後の最初の3月31日までの場合は、利用者負担額は無料になります。

④ひとり親世帯等の軽減制度

次のいずれかに該当する世帯については、利用者負担額を軽減します。

ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子及び男子で現に子どもを扶養している者の属する世帯。

イ) 在宅障害者（児）のいる世帯。障害者（児）とは、身体障害者手帳の交付を受けている方、愛護手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者を言います。

階層区分	1人目	2人目以降	1人目、2人目以降の判定の方法
C1階層からC3階層	基準額の半額	0円	①多子世帯軽減制度で判定します。
C4階層からC7階層（所得割額77,101円未満）	3,800円		

京

ア 市徴収基準額表

3号認定子ども(施設型給付:0~2歳児)に係る利用者負担額

階層 区分	徴収区分 世帯区分	3号認定 基準額				
		保育短時間 認定	保育標準時間認定			
			8.5時間	9時間	9.5時間	10時間
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	3,800	4,000	4,100	4,200	4,400
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	6,200	6,400	6,600	6,900	7,100
	⑤ 35,000円以上 ~ 41,999円以下	6,800	7,100	7,400	7,600	7,800
	⑥ 42,000円以上 ~ 48,599円以下	7,300	7,500	7,800	8,000	8,300
	⑦ 48,600円以上 ~ 58,099円以下	12,800	13,300	13,800	14,200	14,700
	⑧ 58,100円以上 ~ 67,599円以下	16,500	17,000	17,600	18,300	18,800
	⑨ 67,600円以上 ~ 77,100円以下	20,300	21,100	21,700	22,500	23,200
	⑩ 77,101円以上 ~ 86,999円以下	21,200	22,000	22,800	23,500	24,300
	⑪ 87,000円以上 ~ 96,999円以下	22,200	23,000	23,800	24,600	25,500
	⑫ 97,000円以上 ~ 102,599円以下	23,100	24,000	24,900	25,700	26,600
	⑬ 102,600円以上 ~ 110,899円以下	29,100	30,100	31,200	32,300	33,400
	⑭ 110,900円以上 ~ 124,999円以下	30,000	31,200	32,300	33,300	34,400
	⑮ 125,000円以上 ~ 138,599円以下	30,900	32,000	33,100	34,200	35,400
	⑯ 138,600円以上 ~ 168,999円以下	36,500	37,900	39,200	40,500	41,900
	⑰ 169,000円以上 ~ 174,599円以下	42,200	43,700	45,200	46,800	48,300
	⑱ 174,600円以上 ~ 211,200円以下	48,200	49,800	51,600	53,400	55,200
	⑲ 211,201円以上 ~ 300,999円以下	49,900	51,600	53,400	55,300	57,100
	⑳ 301,000円以上 ~ 357,999円以下	57,400	59,400	61,600	63,600	65,800
	㉑ 358,000円以上 ~ 396,999円以下	62,600	64,900	67,100	69,500	71,700
	㉒ 397,000円以上 ~	77,200	80,000	82,900	85,700	88,500

保育利用時間について

徴収区分		保育利用時間
保育短時間認定		保育利用時間8時間まで
保育標準時間認定	8.5時間	保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間	保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
	9.5時間	保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
	10時間	保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10.5時間	保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
	11時間	保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

都 市

(0～2歳児 保育園(所)・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園)								
子どもはぐくみ応援額								
		保育短時間 認定	保育標準時間認定					
10. 5時間	11時間		8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,500	4,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
7,300	7,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
8,100	8,300	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
8,500	8,800	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
15,200	15,600	5,700	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,100
19,500	20,000	6,700	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,100
24,000	24,700	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
25,100	25,800	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
26,200	27,000	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
27,400	28,200	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
34,400	35,400	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
35,600	36,600	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
36,500	37,600	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
43,200	44,500	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400
49,800	51,300	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400
56,900	58,600	19,200	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400
58,900	60,700	19,200	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400
67,800	69,900	20,100	20,100	20,700	20,900	21,100	21,400	21,400
74,100	76,300	20,500	20,500	21,100	21,200	21,400	21,600	21,600
91,300	94,100	25,800	25,800	26,500	26,600	26,800	27,100	27,100

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、年齢による変更はありません。

ア 市徴収基準額表

3号認定子ども(地域型保育事業)に係る利用者負担額

階層 区分	徴収区分 世帯区分	3号(0歳～2歳児) 基準額				
		保育短時間 認定	保育標準時間認定			
			8.5時間	9時間	9.5時間	10時間
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	3,600	3,700	3,800	4,000	4,100
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	5,400	5,600	5,800	6,000	6,200
	⑤ 35,000円以上～41,999円以下	6,000	6,200	6,400	6,700	6,900
	⑥ 42,000円以上～48,599円以下	6,200	6,500	6,700	6,900	7,200
	⑦ 48,600円以上～58,099円以下	11,600	12,000	12,500	12,900	13,400
	⑧ 58,100円以上～67,599円以下	14,100	14,600	15,100	15,700	16,200
	⑨ 67,600円以上～77,100円以下	17,400	18,000	18,700	19,400	20,000
	⑩ 77,101円以上～86,999円以下	19,000	19,700	20,500	21,200	21,900
	⑪ 87,000円以上～96,999円以下	21,900	22,800	23,600	24,400	25,300
	⑫ 97,000円以上～102,599円以下	22,900	23,800	24,700	25,500	26,400
	⑬ 102,600円以上～110,899円以下	27,300	28,400	29,400	30,400	31,500
	⑭ 110,900円以上～124,999円以下	29,600	30,600	31,600	32,700	33,800
	⑮ 125,000円以上～138,599円以下	30,600	31,700	32,900	34,100	35,200
	⑯ 138,600円以上～168,999円以下	33,300	34,500	35,800	37,100	38,300
	⑰ 169,000円以上～174,599円以下	34,400	35,700	37,000	38,300	39,600
	⑱ 174,600円以上～211,200円以下	36,200	37,600	38,900	40,300	41,700
	⑲ 211,201円以上～300,999円以下	37,500	38,900	40,300	41,800	43,200
	⑳ 301,000円以上～357,999円以下	40,300	41,900	43,400	44,900	46,500
	㉑ 358,000円以上～396,999円以下	43,300	44,900	46,600	48,200	49,900
	㉒ 397,000円以上～	53,500	55,600	57,700	59,600	61,700

保育利用時間について

徴収区分	保育利用時間
保育短時間認定	保育利用時間8時間まで
保育標準時間認定	8.5時間 保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間 保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
	9.5時間 保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
	10時間 保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10.5時間 保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
11時間 保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで	

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

都 市

【 地 域 型 保 育 事 業 】

		子どもはぐくみ応援額						
		保育短時間 認定	保育標準時間認定					
10. 5時間	11時間		8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,200	4,300	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
6,400	6,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
7,100	7,300	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
7,400	7,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
13,800	14,200	5,000	5,000	5,000	5,100	5,200	5,300	5,300
16,700	17,200	5,800	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,200
20,700	21,300	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
22,600	23,300	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
26,100	26,900	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
27,300	28,100	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
32,500	33,500	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000	10,000
34,900	36,000	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000	10,000
36,400	37,500	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000	10,000
39,600	40,800	11,500	11,500	12,000	12,100	12,300	12,400	12,400
40,900	42,200	11,500	11,500	12,000	12,100	12,300	12,400	12,400
43,100	44,400	16,600	16,600	17,000	17,200	17,300	17,600	17,600
44,600	46,000	16,600	16,600	17,000	17,200	17,300	17,600	17,600
48,000	49,500	17,300	17,300	17,900	18,000	18,200	18,500	18,500
51,500	53,100	17,700	17,700	18,200	18,300	18,500	18,600	18,600
63,700	65,800	22,200	22,200	22,800	22,900	23,100	23,400	23,400

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、年齢による変更はありません。

京

ア 市徴収基準額表

3号認定子ども(施設型給付:0~2歳児)に係る利用者負担額

階層区分	徴収区分 世帯区分	3号認定基準額				
		保育短時間認定	保育標準時間認定			
			8.5時間	9時間	9.5時間	10時間
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	3,500	3,700	3,800	3,900	4,100
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	5,700	5,900	6,100	6,400	6,600
	⑤ 35,000円以上 ~ 41,999円以下	6,300	6,600	6,800	7,000	7,200
	⑥ 42,000円以上 ~ 48,599円以下	6,700	6,900	7,200	7,400	7,700
	⑦ 48,600円以上 ~ 58,099円以下	11,800	12,300	12,700	13,100	13,600
	⑧ 58,100円以上 ~ 67,599円以下	15,200	15,700	16,200	16,900	17,400
	⑨ 67,600円以上 ~ 77,100円以下	18,700	19,500	20,000	20,800	21,400
	⑩ 77,101円以上 ~ 86,999円以下	19,600	20,300	21,000	21,700	22,400
	⑪ 87,000円以上 ~ 96,999円以下	20,500	21,200	22,000	22,700	23,500
	⑫ 97,000円以上 ~ 102,599円以下	21,300	22,200	23,000	23,700	24,600
	⑬ 102,600円以上 ~ 110,899円以下	26,900	27,800	28,800	29,800	30,800
	⑭ 110,900円以上 ~ 124,999円以下	27,700	28,800	29,800	30,700	31,800
	⑮ 125,000円以上 ~ 138,599円以下	28,500	29,500	30,600	31,600	32,700
	⑯ 138,600円以上 ~ 168,999円以下	33,700	35,000	36,200	37,400	38,700
	⑰ 169,000円以上 ~ 174,599円以下	39,000	40,300	41,700	43,200	44,600
	⑱ 174,600円以上 ~ 211,200円以下	44,500	46,000	47,600	49,300	50,900
	⑲ 211,201円以上 ~ 300,999円以下	46,100	47,600	49,300	51,000	52,700
	⑳ 301,000円以上 ~ 357,999円以下	53,000	54,800	56,900	58,700	60,700
	㉑ 358,000円以上 ~ 396,999円以下	57,800	59,900	61,900	64,100	66,200
	㉒ 397,000円以上 ~	71,300	73,900	76,500	79,100	81,700

保育利用時間について

徴収区分	保育利用時間
保育短時間認定	保育利用時間8時間まで
保育標準時間認定	8.5時間 保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間 保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
	9.5時間 保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
	10時間 保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10.5時間 保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
11時間 保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで	

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

都

市

(0～2歳児 幼稚園型認定こども園)								
子どもはぐくみ応援額								
		保育短時間 認定	保育標準時間認定					
10. 5時間	11時間		8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,200	4,200	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
6,700	6,900	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
7,500	7,700	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
7,800	8,100	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
14,000	14,400	5,300	5,300	5,400	5,400	5,500	5,600	5,600
18,000	18,500	6,200	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,600
22,200	22,800	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200
23,200	23,800	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200
24,200	24,900	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200
25,300	26,000	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200
31,800	32,700	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	10,700
32,900	33,800	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	10,700
33,700	34,700	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	10,700
39,900	41,100	12,300	12,300	12,800	12,900	13,100	13,300	13,300
46,000	47,300	12,300	12,300	12,800	12,900	13,100	13,300	13,300
52,500	54,100	17,700	17,700	18,200	18,400	18,600	18,800	18,800
54,400	56,000	17,700	17,700	18,200	18,400	18,600	18,800	18,800
62,600	64,500	18,600	18,600	19,100	19,300	19,500	19,800	19,800
68,400	70,400	18,900	18,900	19,500	19,600	19,800	19,900	19,900
84,300	86,900	23,800	23,800	24,500	24,600	24,700	25,000	25,000

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、年齢による変更はありません。

大阪市保育料金額表 2・3号認定（保育認定） 令和元年10月以降

大阪市

(月額、単位：円)

階層区分	子どもが属する世帯の状況	保育標準時間認定		保育短時間認定		
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	
第1	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	
第2	同一世帯の保護者等全員の令和元年度分(平成31年4月から令和元年8月までの間にあっては平成30年度分)の市町村民税が非課税である世帯	左記の世帯のうちひとり親世帯及び在宅障がい児(者)のいる世帯(以下「ひとり親世帯等」)	0	0	0	0
		左記のうち上記以外の世帯	0	0	0	0
第3	同一世帯の保護者等全員の令和元年度分(平成31年4月から令和元年8月までの間にあっては平成30年度分)の市町村民税が課税されている算定対象保護者等全員の市町村民税の所得割が非課税である世帯	ひとり親世帯等	2,000 (0)	0	2,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	8,100 (4,050)	0	8,000 (4,000)	0
第4	46,000円未満	ひとり親世帯等	3,500 (0)	0	3,500 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	10,100 (5,050)	0	10,000 (5,000)	0
第5	46,000円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	5,000 (0)	0	5,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	11,800 (5,900)	0	11,700 (5,850)	0
第6	48,600円以上 50,000円未満	ひとり親世帯等	6,000 (0)	0	6,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	14,000 (7,000)	0	13,800 (6,900)	0
第7	50,000円以上 54,000円未満	ひとり親世帯等	7,000 (0)	0	7,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	15,700 (7,850)	0	15,500 (7,750)	0
第8	8A 54,000円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	8,000 (0)	0	8,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	18,300 (9,150)	0	18,100 (9,050)	0
第9	8B 57,700円以上 59,000円未満	ひとり親世帯等	8,000 (0)	0	8,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	18,300 (9,150)	0	18,100 (9,050)	0
第10	59,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000 (0)	0	9,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	21,500 (10,750)	0	21,300 (10,650)	0
第11	77,101円以上 79,000円未満	21,500 (10,750)	0	21,300 (10,650)	0	
第12	79,000円以上 97,000円未満	24,900 (12,450)	0	24,700 (12,350)	0	
第13	97,000円以上 115,000円未満	28,300 (14,150)	0	27,900 (13,950)	0	
第14	115,000円以上 133,000円未満	32,700 (16,350)	0	32,300 (16,150)	0	
第15	133,000円以上 169,000円未満	39,400 (19,700)	0	39,000 (19,500)	0	
第16	169,000円以上 211,201円未満	45,100 (22,550)	0	44,500 (22,250)	0	
第17	211,201円以上 217,000円未満	45,100 (22,550)	0	44,500 (22,250)	0	
第18	217,000円以上 256,000円未満	50,700 (25,350)	0	50,100 (25,050)	0	
第19	256,000円以上 301,000円未満	53,000 (26,500)	0	52,400 (26,200)	0	
第20	301,000円以上 358,000円未満	59,200 (29,600)	0	58,600 (29,300)	0	
第21	358,000円以上 397,000円未満	61,700 (30,850)	0	61,100 (30,550)	0	
第22	397,000円以上 432,901円未満	65,900 (32,950)	0	65,300 (32,650)	0	
第23	432,901円以上 536,000円未満	65,900 (32,950)	0	65,300 (32,650)	0	
第24	536,000円以上	70,600 (35,300)	0	70,000 (35,000)	0	

(注)

- 保護者等とは、子どもと同一の世帯に属し、生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（当該世帯において最多の収入を得ているものに限り、）をいいます。ただし、①当該世帯の生計が父母の収入によって成り立っていると認められる場合、②父母以外の扶養義務者で当該世帯において最多の収入を得ているものの収入が当該世帯の生計を維持するに足るものではないと認められる場合は、父母以外の扶養義務者は含まれません。
- 市町村民税の所得割は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除を行う前の額を用いるものとします。
- 他市からの転入者で課税資料を提出されていない方や税申告をされていない方など課税状況が判明しない場合は、課税状況が判明するまでの間は、第23階層とします。
- 3歳未満児、3歳児、4歳以上児の区分は、平成31年4月1日における年齢によるものとします。
- 年長順で1人目にあたる子どもの保育料には保育料金額表の上段の金額が、2人目の子どもの保育料は下段の○内の金額が適用され、3人目以降の子どもの保育料は無料となります。
- ひとり親世帯とは、保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいいます。
- 在宅障がい児(者)のいる世帯とは、次に掲げる児(者)が現在在宅している世帯をいいます。
 - 身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳の交付を受けた者
 - 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当の支給対象児
 - 国民年金の障害基礎年金等の受給者

堺

<p>ア 市徴収基準額表</p>	<p>税額等による階層区分</p>	
<p>A</p>	<p>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯</p>	
<p>B1</p>		<p>市町村民税非課税世帯(ひとり親世帯等)</p>
<p>B2</p>	<p>A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の額が右の区分に該当する世帯</p>	<p>市町村民税非課税世帯(一般世帯)</p>
<p>C1</p>		<p>市町村民税課税世帯(均等割の額のみ)の世帯</p>
<p>C2</p>		<p>市町村民税所得割額 48,600円未満</p>
<p>D1</p>		<p>48,600円以上 70,900円未満</p>
<p>D2</p>		<p>70,900円以上 108,200円未満</p>
<p>D3</p>		<p>108,200円以上 138,100円未満</p>
<p>D4</p>	<p>A階層を除き前年度の市民税の課税世帯であって、その所得割の額が右の区分に該当するもの</p>	<p>138,100円以上 198,400円未満</p>
<p>D5</p>		<p>198,400円以上 297,400円未満</p>
<p>D6</p>		<p>297,400円以上 338,500円未満</p>
<p>D7</p>		<p>338,500円以上 397,000円未満</p>
<p>D8</p>		<p>397,000円以上</p>
<p>イ 第二子以降 軽減状況</p>	<p>国制度に加え、上のきょうだいの年齢や世帯の所得に制限を設けず、第3子以降0～5歳児及び第2子5歳児の保育料平成31年度から対象を第2子の4歳児に拡充</p>	
<p>ウ 保育料収納率</p>	<p>平成30年度現年度 99.18% 過年度 15.38%</p>	

市

徴 収 金 額 (月 額)				単位:円	
3 歳 未 満 児		3 歳 児		4 歳 以 上 児	
保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
0	0	0	0	0	0
5,000	4,900	3,000	2,900	3,000	2,900
10,000	9,800	8,000	7,800	8,000	7,800
12,000	11,700	10,000	9,800	10,000	9,800
17,000	16,700	15,000	14,700	15,000	14,700
25,000	24,500	23,000	22,600	23,000	22,600
30,000	29,400	27,000	26,500	25,000	24,500
40,000	39,300	30,000	29,400	28,000	27,500
45,000	44,200	30,000	29,400	28,000	27,500
54,000	53,000	30,000	29,400	28,000	27,500
56,000	55,000	30,000	29,400	28,000	27,500
67,000	65,800	35,000	34,400	32,000	31,400

を無償化

神

ア 市徴収基準額表

2020年度 保育認定を受けた子どもに係る利用者負担額表

各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分			
階層区分	定義	扶養している子どもにおいて年長者から何番目の子どもか 同時在園 ^(注1) で年長者から何番目の子どもか	
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		
B階層	A階層を除き、当該年度市民税額の区分が次の区分に該当する世帯 (なお、4月分～8月分は前年度市民税額の区分により算定する)	市民税非課税世帯	
C階層		所得割課税額 48,600円未満である世帯	
D階層		1	所得割課税額 48,600円以上66,600円未満である世帯
		2	所得割課税額 66,600円以上77,100円以下である世帯
		3	所得割課税額 77,101円以上97,000円未満である世帯
		4	所得割課税額 97,000円以上119,000円以下である世帯
		5	所得割課税額 119,001円以上169,000円未満である世帯
6	所得割課税額 169,000円以上301,000円未満である世帯		
		所得割課税額 301,000円以上397,000円未満である世帯	
		所得割課税額 397,000円以上である世帯	

注2

(注1)「同時在園」とは、教育・保育給付認定を受ける子どもと同一世帯に属する子どもであって、認定こども園・もしくは医療型児童発達支援を利用している子どものことです。

(注2)B・C・D1又はD2(所得割課税額77,100円以下の世帯に限る)階層に属している世帯のうち、

扶養している子どもにおいて年長者から何番目の子どもか
B階層
C階層
D1階層
D2階層のうち所得割課税額77,100円以下の世帯

(注3)市民税(特別区民税を含む。)額を計算する場合には、寄附金税額控除・外国税額控除・配当割額又は

(注4)「3歳未満児」とは、当該年度の4月初日の前日において3歳に達していない子どもをいい、

(注5)神戸市が決定する利用者負担額以外に各施設で徴収するもの(食費(主食費・副食費)、制服

なお、3歳以上児のうち、市民税の所得割合算額が57,700円未満の世帯の児童及び、全ての世帯の第3子以降、副食費(おかず代やおやつ代)が免除となります。なお、令和2年9月から、全ての世帯の扶養順第3子以

イ 第二子以降
軽減状況

国の制度を拡充し、市独自で年収約520万円以下の世帯までを対象に、多子世帯にかかる年齢制限

ウ 保育料収納率

99.43%

戸 市

※毎年9月が利用者負担額の切り替え時期となります。

利用者負担額(月額 単位:円) ※()内は保育短時間認定における額											
3歳未満児						3歳以上児					
第1子	第2子		第3子以降			第1子	第2子		第3子以降		
	第1子	第2子	第1子	第2子	第3子以降		第1子	第2子	第1子	第2子	第3子以降
0											
0											
6,200 (6,100)	6,200 (6,100)		0								
10,300 (10,000)	10,200 (10,000)		0								
24,000 (23,600)	12,000 (11,800)		0			0					
35,600 (35,000)	17,800 (17,500)		0								
	29,600 (29,000)	17,800 (17,500)	28,600 (28,000)	17,800 (17,500)	0						
49,700 (48,900)		24,900 (24,500)	49,700 (48,900)	24,900 (24,500)	0						
66,000 (64,900)		33,000 (32,500)		66,000 (64,900)		33,000 (32,500)		0			
								0			

幼稚園・認可保育所・地域型保育・企業主導型保育・特別支援学校幼稚園部・児童心理治療施設通所部に入所(園)又は児童発達支援ひとり親家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等は、以下の額となります。

3歳未満児		3歳以上児	
第1子	第2子	第1子	第2子
0	0	0	0
6,100	0	5,100	0
9,000	0	6,000	0
9,000	0	6,000	0

株式等譲渡所得割額の控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除は適用しません。
その子どもが年度途中で3歳に達した場合においても本年度中に限り3歳未満児とみなします。
などがあります。詳しくは各施設見学の際などにご確認ください。
(D3階層からD6階層の世帯は同時在園児順、それ以外の階層の世帯は扶養順)の児童については、食費のう
降の児童については副食費が免除となります。(同時在園・所得要件の撤廃)

を撤廃し、第2子保育料半額、第3子以降の保育料無償化を実施

ア 市徴収基準額表

利用者負担額表(令和2年度)

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		
階層区分	定 義	
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(同法第11条第2項の単給の場合を含む。)の属する世帯(以下「被保護世帯」という。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	
B階層	非課税	
C階層	1	均等割のみ課税
	2	所得割の額が 10,800円未満
	3	10,800円以上 48,600円未満
	4	48,600円以上 57,700円未満
	5	57,700円以上 65,000円未満
	6	65,000円以上 81,000円未満
	7	81,000円以上 97,000円未満
	8	97,000円以上 121,000円未満
	9	121,000円以上 145,000円未満
	10	145,000円以上 169,000円未満
	11	169,000円以上 199,000円未満
	12	199,000円以上 229,000円未満
	13	229,000円以上 301,000円未満
	14	301,000円以上 397,000円未満
	15	397,000円以上

※利用者負担額の決定の基礎となる市町村民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、
 ※同一世帯において、就学前の児童が2人以上同時に利用する場合、第2子の利用者負担額は利用者負担
 ※同一生計の子どもが2人以上いる世帯で世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満に該当する場合(ひ
 利用者負担額表の()内の金額、第3子以降は無料となります。なお、ひとり親世帯等の場合は、第1子は()
 ※世帯の市町村民税所得割額が57,700円以上(ひとり親世帯等の場合は、77,101円以上)であっても、同一
 る児童が3歳未満児(令和2年3月31日時点の満年齢)でかつ第3子以降に当たる場合は、利用者負担額
 ※年齢について・・・入園した年度の年度初日の前日(3月31日)の年齢を基準とします。年度の途中で年齢が

イ 第二子以降
 軽減減状況

国制度に加え、世帯の市町村民税所得割額が57,700円以上(ひとり親世帯等の場合は、77,101円以上)であ
 保育利用している児童が3歳未満児でかつ第3子以降に当たる場合は、利用者負担額表の額からさらに半額

ウ 保育料収納率

平成31年度実績 現年度99.24% 過年度 26.52% 合計92.91%

山 市

利用者負担額（月額 単位:円）			
保育標準時間		保育短時間	
3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
0	0	0	0
0	0	0	0
9,000 (4,500)	0	8,800 (4,400)	0
10,000 (5,000)	0	9,800 (4,900)	0
12,000 (6,000)	0	11,700 (5,850)	0
14,000 (7,000)	0	13,700 (6,850)	0
16,000 (8,000)	0	15,600 (7,800)	0
20,000 (10,000)	0	19,500 (9,750)	0
24,000 (12,000)	0	23,500 (11,750)	0
28,000 (14,000)	0	27,400 (13,700)	0
32,000 (16,000)	0	31,300 (15,650)	0
36,000 (18,000)	0	35,300 (17,650)	0
40,000 (20,000)	0	39,200 (19,600)	0
43,000 (21,500)	0	42,200 (21,100)	0
45,700 (22,850)	0	44,900 (22,450)	0
48,000 (24,000)	0	47,100 (23,550)	0
55,700 (27,850)	0	54,700 (27,350)	0

地方公共団体等への寄附金控除等の適用を受ける前の額となります。

額表の()内の金額となり、第3子以降は無料となります。

とり親世帯等(※)の場合は、77,101円未満)は、子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数え、第2子はこの金額(3歳未満児の場合は9,000円が上限)、第2子以降は無料となります。

生計の子どもが3人以上いる世帯で子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数えたときに、保育利用している額()内の額も含む)からさらに半額となります。

変わっても、課税状況等に変更がなければ、その年度中の利用者負担額は変わりません。

っても、同一生計の子どもが3人以上いる世帯で子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数えたときに、としている。

ア 市徴収基準額表	各月初日の保護者の属する世帯の階層区分																																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">A</td> <td colspan="2">生活保護法による被保護世帯</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td colspan="2">市町村民税非課税世帯(A階層の世帯を除く)</td> </tr> <tr> <td>C1</td> <td colspan="2">均等割の額のみ又は所得割合算額が39,600円未満</td> </tr> <tr> <td>C2</td> <td>所得割合算額が 39,600円以上</td> <td>44,100円未満</td> </tr> <tr> <td>C3</td> <td>44,100円以上</td> <td>48,600円未満</td> </tr> <tr> <td>C4</td> <td>48,600円以上</td> <td>54,000円未満</td> </tr> <tr> <td>C5</td> <td>54,000円以上</td> <td>59,000円未満</td> </tr> <tr> <td>C6</td> <td>59,000円以上</td> <td>64,000円未満</td> </tr> <tr> <td>C7</td> <td>64,000円以上</td> <td>79,000円未満</td> </tr> <tr> <td>C8</td> <td rowspan="10" style="vertical-align: middle;">市町村民税課税世帯であって、その税額の区分が次の区分に該当するもの(A階層の世帯を除く)</td> <td>79,000円以上 97,000円未満</td> </tr> <tr> <td>C9</td> <td>97,000円以上 114,000円未満</td> </tr> <tr> <td>C10</td> <td>114,000円以上 133,000円未満</td> </tr> <tr> <td>C11</td> <td>133,000円以上 151,000円未満</td> </tr> <tr> <td>C12</td> <td>151,000円以上 169,000円未満</td> </tr> <tr> <td>C13</td> <td>169,000円以上 205,000円未満</td> </tr> <tr> <td>C14</td> <td>205,000円以上 256,000円未満</td> </tr> <tr> <td>C15</td> <td>256,000円以上 301,000円未満</td> </tr> <tr> <td>C16</td> <td>301,000円以上 397,000円未満</td> </tr> <tr> <td>C17</td> <td>397,000円以上</td> </tr> </table>	A	生活保護法による被保護世帯		B	市町村民税非課税世帯(A階層の世帯を除く)		C1	均等割の額のみ又は所得割合算額が39,600円未満		C2	所得割合算額が 39,600円以上	44,100円未満	C3	44,100円以上	48,600円未満	C4	48,600円以上	54,000円未満	C5	54,000円以上	59,000円未満	C6	59,000円以上	64,000円未満	C7	64,000円以上	79,000円未満	C8	市町村民税課税世帯であって、その税額の区分が次の区分に該当するもの(A階層の世帯を除く)	79,000円以上 97,000円未満	C9	97,000円以上 114,000円未満	C10	114,000円以上 133,000円未満	C11	133,000円以上 151,000円未満	C12	151,000円以上 169,000円未満	C13	169,000円以上 205,000円未満	C14	205,000円以上 256,000円未満	C15	256,000円以上 301,000円未満	C16	301,000円以上 397,000円未満	C17	397,000円以上
A	生活保護法による被保護世帯																																																
B	市町村民税非課税世帯(A階層の世帯を除く)																																																
C1	均等割の額のみ又は所得割合算額が39,600円未満																																																
C2	所得割合算額が 39,600円以上	44,100円未満																																															
C3	44,100円以上	48,600円未満																																															
C4	48,600円以上	54,000円未満																																															
C5	54,000円以上	59,000円未満																																															
C6	59,000円以上	64,000円未満																																															
C7	64,000円以上	79,000円未満																																															
C8	市町村民税課税世帯であって、その税額の区分が次の区分に該当するもの(A階層の世帯を除く)	79,000円以上 97,000円未満																																															
C9		97,000円以上 114,000円未満																																															
C10		114,000円以上 133,000円未満																																															
C11		133,000円以上 151,000円未満																																															
C12		151,000円以上 169,000円未満																																															
C13		169,000円以上 205,000円未満																																															
C14		205,000円以上 256,000円未満																																															
C15		256,000円以上 301,000円未満																																															
C16		301,000円以上 397,000円未満																																															
C17		397,000円以上																																															
	(注)上記の税額は、住宅借入金等特別控除などをする前の税額です。																																																
イ 第二子以降軽減状況	同一世帯から同時期に2人以上が保育園と幼稚園などを利用している場合、2人目の保育料を半額に、なお、平成28年度より税額が一定額以下の場合、1人目の年齢にかかわらず、2人目の保育料を半額、																																																
ウ 保育料収納率	<table style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">R元決算</td> </tr> <tr> <td>現年度分</td> <td style="text-align: right;">99.14%</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分</td> <td style="text-align: right;">32.44%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">96.13%</td> </tr> </table>	R元決算		現年度分	99.14%	滞納繰越分	32.44%	計	96.13%																																								
R元決算																																																	
現年度分	99.14%																																																
滞納繰越分	32.44%																																																
計	96.13%																																																

市

保育料の額			
満3歳未満保育認定子ども等		満3歳以上保育認定子ども	
標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
円	円	円	円
0	0	0	0
0	0	0	0
7,200	7,050	0	0
8,000	7,850	0	0
9,200	9,000	0	0
10,700	10,500	0	0
12,200	11,950	0	0
14,250	14,000	0	0
18,750	18,400	0	0
23,850	23,400	0	0
29,750	29,200	0	0
35,800	35,150	0	0
41,600	40,850	0	0
44,500	43,700	0	0
49,800	48,950	0	0
52,450	51,550	0	0
55,450	54,500	0	0
57,250	56,250	0	0
62,400	61,300	0	0

3人目以降を無料としている。軽減の方法は国に準じている。
3人目以降を無料としている。

北 九 州

ア 市徴収基準額表

(単位:円)

階層区分	定 義	3 歳 未 満 児	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0
C	1 市民税均等割のみ課税	12,000	11,800
	2 市民税所得割課税額 48,600円未満	14,100	13,900
D	1 " 48,600円～ 55,000円未満	17,100	16,800
	2 " 55,000円～ 79,000円未満	21,600	21,200
	3 " 79,000円～ 97,000円未満	28,400	27,900
	4 " 97,000円～ 115,000円未満	33,200	32,600
	5 " 115,000円～ 152,000円未満	39,900	39,200
	6 " 152,000円～ 169,000円未満	43,800	43,000
	7 " 169,000円～ 230,000円未満	49,800	48,900
	8 " 230,000円～ 269,000円未満	52,800	51,900
	9 " 269,000円～ 301,000円未満	55,800	54,800
	10 " 301,000円～ 351,000円未満	59,300	58,300
	11 " 351,000円～ 397,000円未満	61,300	60,200
	12 " 397,000円以上	63,300	62,200

ひとり親世帯等(ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯)に係る負担額

B	市民税非課税世帯	0	0
C	1 市民税均等割のみ課税	6,000	5,900
	2 市民税所得割課税額 48,600円未満	7,050	6,950
D	1 市民税均等割のみ課税 55,000円未満	7,200	7,100
	2 市民税所得割課税額 77,101円未満	7,200	7,100

注1 4～8月は前年度の市民税額に基づく保育料、9～3月は当年度の市民税額に基づく保育料となります。

階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、婚姻歴のないひとり親世帯の場合、寡婦(夫)とみなして市民税額を計算します。

注2 ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等は、B階層の世帯は無料、C階層の世帯及びD階層の世帯のうち、第1子は半額、第2子は無料となります。ただし、上のお子さんの年齢や勤務状況により、生計を一にすると認め

イ 第二子以降軽減状況

市民税所得割課税額が57,700円以上の世帯は、同一世帯から2人以上の小学校就学前の子どもが、保育所、幼稚園、認定こども園、支援、医療型児童発達支援を利用している場合、上から2人目の子どもの保育料は半額、3人目以降の子どもは無料となります。
市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯は、上のお子さんが小学生以上の場合も含め、第2子は半額、第3子は無料となります。外となります。

ウ 保育料収納率

96.6%(令和元年度実績)

3歳以上は無償化のため削除

配当割額控除および株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯は、上のお子さんが小学生以上の場合も含め、
られない場合は、軽減対象外となります。

家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達

ただし、上のお子さんの年齢や勤務状況により、生計を一にすると認められない場合は、軽減対象

ア 市徴収基準額表

利用児童の属する世帯の階層区分			
階層区分	区 分 (税 額)		
A	・生活保護法による被保護世帯 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		
B	市町村民税非課税世帯		
C1	市町村民税のうち所得割非課税世帯		
C2	市町村民税のうち所得割が		48,600円未満
D1	〃	48,600円～	61,000円未満
D2	〃	61,000円～	73,000円未満
D3	〃	73,000円～	85,000円未満
D4	〃	85,000円～	97,000円未満
D5	A階層を除き、前年度市町村民税(9月以降は当該年度分市町村民税)の額の区分が次の区分に該当する世帯		
D6	〃	126,000円～	149,000円未満
D7	〃	149,000円～	169,000円未満
D8	〃	169,000円～	255,000円未満
D9	〃	255,000円～	301,000円未満
D10	〃	301,000円～	397,000円未満
D11	〃	397,000円以上	

- 注1 同一世帯から2人以上の児童が同時に保育所等を利用している場合(※)、保育所に入所し(※)保育料軽減の算定対象人数には、以下の就学前児童を含めず。
 保育所(園)、家庭的保育事業、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童(算定対象となる施設は、認可を受けている施設に限ります。)
- 注2 階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税
- 注3 保育料は児童の当該年度初日の前日時点の年齢により決定されますので、年度の途中で3歳のまた、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。

イ 第二子以降
軽減状況

同一世帯からの同時入所は国制度どおり。このほか市独自で、18歳未満の児童を3人以上養育している場合、第3子以降の児童の就学前3年間の保育料を免除する第3子優遇事業を実施

ウ 保育料収納率

現年度 97.94%
 過年度 14.61% 計 90.93%

岡

市

(参考) 国徴収金基準額表(利用児童が1人の場合)

保 育 料 の 額 (月 額)	
3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
0 円	0 円
0	0
14,200 〔 7,100 〕	12,400 〔 6,200 〕
17,000 〔 8,500 〕	14,400 〔 7,200 〕
19,800 〔 9,900 〕	16,400 〔 8,200 〕
22,600 〔 11,300 〕	18,400 〔 9,200 〕
25,400 〔 12,700 〕	20,400 〔 10,200 〕
28,200 〔 14,100 〕	22,400 〔 11,200 〕
31,900 〔 16,000 〕	23,700 〔 11,900 〕
35,600 〔 17,800 〕	25,000 〔 12,500 〕
39,300 〔 19,700 〕	26,300 〔 13,200 〕
44,600 〔 22,300 〕	27,600 〔 13,800 〕
53,000 〔 26,500 〕	28,900 〔 14,500 〕
64,000 〔 32,000 〕	30,200 〔 15,100 〕
83,200 〔 41,600 〕	30,200 〔 15,100 〕

本市 区分	国 区分	徴収金基準額(月額)	
		3歳未満児 の場合	3歳以上児 の場合
A	1	0 円	0 円
B	2	9,000	6,000
C1	3	19,500	16,500
C2			
D1	4	30,000	27,000 〔保育単価〕 〔限 度〕
D2			
D3			
D4			
D5	5	44,500	41,500 〔保育単価〕 〔限 度〕
D6			
D7			
D8	6	61,000	58,000 〔保育単価〕 〔限 度〕
D9			
D10	7	80,000 〔保育単価〕 〔限 度〕	77,000 〔保育単価〕 〔限 度〕
D11	8	104,000 〔保育単価〕 〔限 度〕	101,000 〔保育単価〕 〔限 度〕

ている児童の保育料は、最も年齢の高い児童が上段の額、次に年齢の高い児童が〔 〕内の額、3人目以降の児童は無料となります。

発達支援、医療型児童発達支援、児童心理治療施設通所部を利用している就学前児童

額控除・寄附金税額控除等の適用はありません。

誕生日を迎えても、その年度中は保育料は変わりません。

ア 市徴収基準額表 令和元年度

入所児童の属する世帯の階層区分			
階層区分			
第1	生活保護世帯		
第2	市民税非課税世帯		
第3-1	市民税所得割課税		24,300円未満
第3-2	”	24,300円以上	48,600円未満
第4-1	”	48,600円以上	65,000円未満
第4-2	”	65,000円以上	81,000円未満
第4-3	”	81,000円以上	97,000円未満
第5-1	”	97,000円以上	121,000円未満
第5-2	”	121,000円以上	145,000円未満
第5-3	”	145,000円以上	169,000円未満
第6-1	”	169,000円以上	213,000円未満
第6-2	”	213,000円以上	257,000円未満
第6-3	”	257,000円以上	301,000円未満
第7-1	”	301,000円以上	349,000円未満
第7-2	”	349,000円以上	397,000円未満
第8	”	397,000円以上	

注1 表中の年齢については、令和2年3月31日現在の満年齢により

注2 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税、9月から翌年3月は

注3 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除

イ 第二子以降
軽減状況

国基準に準じた軽減に加え、第7階層未満の同一世帯の児童のうち18歳

ウ 保育料収納率

現年度 98.8%
過年度 15.5% 計 89.8%(令和元年度)

本 市

保 育 料 の 額 (月 額)			
3号認定		2号認定	
保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
0 円		0 円	
4,000 円		0 円	
10,000 円	9,900 円	0 円	0 円
12,000 円	11,800 円	0 円	0 円
16,000 円	15,700 円	0 円	0 円
22,500 円	22,100 円	0 円	0 円
27,500 円	27,100 円	0 円	0 円
33,000 円	32,500 円	0 円	0 円
34,500 円	34,000 円	0 円	0 円
38,000 円	37,400 円	0 円	0 円
45,000 円	44,300 円	0 円	0 円
47,000 円	46,200 円	0 円	0 円
50,000 円	49,200 円	0 円	0 円
53,000 円	52,200 円	0 円	0 円
55,000 円	54,100 円	0 円	0 円
58,000 円	57,000 円	0 円	0 円

決定します。

当年度分の市民税により決定します。

(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

未満の第3子以降の保育料を無料としている。

2 住宅融資制度

区分	単位	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市			
(1) 制度名		札幌市災害住宅補修資金貸付	-	さいたま市勤労者支援資金融資 (住宅資金)	千葉市被災者住宅建築資金 利子補給制度 (台風被災者)	千葉市被災者住宅建築資金 利子補給制度 (平成29年度をもって新規受 付終了)	千葉市住宅建築資金等利子 補給制度 (平成26年度をもって新規受 付終了)	
(2) 申込者資格		<ul style="list-style-type: none"> 本市内に所在する被災家屋又は傾斜家屋の所有者又は居住者 被災家屋について10万円以上の損害を受け、その補修工事を行う方 完済時の年齢が80歳未満の方 貸付金の償還が確実(収入要件等あり)で、別に定める要件を満たす連帯保証人(1名)を立てられる方 市町村民税を滞納していない方 	-	次のすべてに該当する勤労者(事業主や事業専従者を除く) <ol style="list-style-type: none"> 市内に1年以上居住している方(市内居住予定者を含む。) 同一事業所に1年以上勤務している方 年齢満20歳以上65歳未満の方で最終の返済月における年齢が71歳未満の方 前年度の市県民税及び固定資産税を完納している方 安定継続した年収(前年税込年収)が150万円以上の方 	①罹災の証明を市町村から受けた住宅を自己又は親族が所有する方で、台風被災時に自己又は親族が当該被災住宅に居住していた者 ②市内の被災住宅の補修を行う者又は被災住宅に代わる住宅の新築若しくは購入を市内で行う者 ③被災者住宅建築資金について、令和元年9月9日以降に金銭消費貸借契約を金融機関と締結し、令和3年3月31日までに融資の実行を受けた者 ④利子補給を受けようとする融資について、同様の利子補給を他から受けていない者及び他から受けようとしていない者	①罹災の証明を市町村から受けた住宅を自己又は親族が所有する方で、震災発生時に自己又は親族が当該被災住宅に居住していた方 ②被災住宅に代わる住宅の新築若しくは購入を市内で行う方又は市内の被災住宅の補修や外構・給排水工事等を行う方 ③住宅建築資金について、平成23年3月11日以降に金銭消費貸借契約を金融機関と締結し、平成30年3月31日までに融資の実行を受け、融資実行報告書を提出できる方	①木造住宅の耐震診断を実施し、耐震性能が劣ると判定された住宅を建替え、新築又は購入する方 ②公共事業に伴い除却される住宅に代わる住宅を新築又は購入する方 ③災害により滅失又は損傷した住宅を建替え、新築又は購入、損傷した住宅を補修する方で、かつ、住宅を自己又は親族が所有する方、災害時に住宅に自己又は親族が居住していた方が対象	
(3) 融資対象住宅		被災家屋 ・市長の災害指定を受けた台風、地震等の被害を受けたもの 傾斜家屋 ・市長が指定する軟弱地盤地域で家屋が傾斜したもののうち市長が別に定める基準に適合するもの ・傾斜が自己の責めに基づかず、補修等について他に責めを負う者がいないこと	-	新築・住宅(中古住宅、マンションを含む)購入、現に居住している住宅の増改築・補修(リフォーム)	令和元年9月9日の令和元年台風15号、令和元年10月12日の令和元年台風19号、令和元年10月25日の大雨により被災し、罹災していることの証明を市町村の長から受けた住宅	東日本大震災により被災し、罹災していることの証明を市町村の長から受けた住宅	①耐震性能が劣る場合の建替え又は購入：上限1,000万円 利子補給率2% ②公共事業に伴い除却される住宅の建替え又は購入：上限1,000万円 利子補給率1% ③災害により滅失又は損傷した住宅の建替え又は購入：上限1,000万円(補修の場合は500万円) 利子補給率1%	
(4) 融資条件	ア 融資対象金額	円	-	500万円以内	融資額10万円以上500万円以下に対する利子補給	融資額100万円以上500万円以下に対する利子補給	1,000万円(補修の場合は500万円)の利子補給率 上限1%もしくは2%	
	イ 利率	%	年3.0%以下で市長が定める率	-	固定金利年1.3%(別途保証料年0.8%)	年利2.0%以下	年利2.0%以下	
	ウ 返済期間		7年以内 (被災家屋は、据置期間6か月を含む)	-	10年以内	当該借入金に係る利子の支払い開始日から5年以内 (利子補給期間)	当該借入金に係る利子の支払い開始日から5年以内 (利子補給期間)	当該借入金に係る利子の支払い開始日から5年以内 (利子補給期間)
	エ 返済方法		元金均等割賦払	-	毎月元利均等割賦返済	元利均等・元金均等月賦償還(ボーナス時増額返済併用可)	元利均等・元金均等月賦償還(ボーナス時増額返済併用可)	元利均等・元金均等月賦償還(ボーナス時増額返済併用可)
	オ 担保・保証人		連帯保証人が必要	-	なし	-	-	-
(5) 令和元年度融資実績	件 (円)	10件 14,900,000円	-	0	令和元年度利子補給件数 1件 利子補給金額 (3,944円)	令和元年度利子補給件数 10件 利子補給金額 (328,468円)	令和元年度利子補給件数 1件 利子補給金額 (47,860円)	
(6) その他		<ul style="list-style-type: none"> 本市の直接貸付 災害指定「平成30年北海道胆振東部地震」 						

(注) 利子補給等融資に伴う補助事業は含むこととし、単独の住宅施策関連補助金交付事業は含まない。

川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市
川崎市勤労者生活資金貸付制度（住宅の増改築・修繕費用）	住宅リフォーム等支援事業	相模原市勤労者住宅資金利子補給制度	-	子育て世帯住宅取得資金利子補給制度	浜松市勤労者住宅建設資金等償還利子助成事業	-
次のいずれかに該当する者 （1）市内に1年以上在住し、同一事業所に引き続き1年以上勤務している民間企業の勤労者 （2）市内の同一事業所に引き続き1年以上勤務している民間企業の勤労者 （3）3年以上前から、引き続き同一事業を行い、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする市内在住者	住宅リフォーム等において金融機関等から融資を受けた者	以下の条件を全て満たす人 1 借入先が神奈川県内の中央労働金庫で融資期間が10年以上 2 利子補給申請時に該当する住宅に居住し、同一事業所に1年以上勤務している 3 市民税を完納している ※すでに住宅を所有している人、事業主や自営業の人を除く ※建て替え、リフォーム、土地のみの購入、融資内容が住宅金融支援機構融資、フラット35は対象外	-	（1）自ら居住するため、市内において住宅を建築する方又はマンション・建売住宅・中古住宅を購入する方のうち、平成22年4月1日以降に住宅の取得にかかわる契約を締結した方。 （2）その世帯に存するいない世帯であって、新たに市内において住宅を取得される方。 （3）住宅を取得する方と親子関係にある、小学生以下の子どもがいる世帯の方。 （4）世帯所得合計金額が、1,200万円以下の方。	・静岡県労働金庫から住宅建設資金を借り受けた勤労者（事業主に雇用されている者） ・市税を完納していること ・市県民税額が30万円以下であること	-
現に居住している住宅の増改築・修繕	・市内に建築されている住宅 ・個人が所有する住宅（分譲マンションの場合は、居住者である所有者の中から管理組合等の代表理事が選任されていること） ・原則として賃貸借契約を締結していないもの	新築、購入または増築する市内の自己所有の住宅	-	（1）長期優良住宅の普及に関する法律に基づき、長期優良住宅の認定を受けた住宅、又は独立法人住宅金融支援機構が定める技術基準を満たす住宅を取得するための融資であること。 （2）床面積（区分所有の場合は、専有面積）が、40㎡以上280㎡以下の住宅の融資であること。 （3）建築基準法に規定する検査済証の交付を受けている住宅の融資であること。 （4）中古住宅にあつては、昭和58年4月1日以降に完成した住宅の融資であること。	・浜松市内に自ら居住するために購入した新築住宅、建売住宅又は中古住宅（マンションを含む） ・居住の用に供する部分の床面積が150㎡以下	-
10万円～300万円	【利子補給対象限度額】 ①バリアフリーリフォーム工事：350万円 ②マンション共用部分リフォーム工事：150万円/戸、工事費の80%のいずれか少ない額 ③マンション共用部分工事（アスベスト除去、耐震改修）：150万円/戸、工事費の80%のいずれか少ない額 ④木造住宅耐震改修工事：400万円 ⑤木造住宅耐震建替工事：800万円	100万円～600万円（対象借入金額）	-	-	利子補助対象上限額 3,000,000	-
年1.4%（別に保証料0.7%または1.2%）	【利子補給率】 ①、②：2.0% ③、④、⑤：借入金利同率	年3%以内	-	固定金利（補助対象期間）かつ年利1.0%を超える融資であること	利子補助金利 0.75	-
10年以内	【利子補給期間】 ①、②、④、⑤：5年間 ③：10年間	24ヶ月（補給期間）	-	20年以上	利子補助の期間 10年	-
元利均等割賦返済	-	-	-	-	（償還方法） 元利均等月賦償還により算出した利息に相当する額とし、当該相当する額を120で除した額に6を乗じて得た額を毎年2回、労働金庫を通じて対象者に交付する	-
-	-	-	-	-	-	-
1	30年度をもって事業終了	389件	-	15件	令和元年度利子補給件数 1,725件	-
960,000円	30年度をもって事業終了	5,360,100円	-	253,000円	21,178,234円	-
住宅の増改築・修繕費用の他に、冠婚葬祭費や教育費等の勤労者の生活資金に対する融資制度。 （5）については、住宅の増改築・修繕費用のみの実績を記載。	住宅リフォーム等において金融機関等から融資を受けた者に対する利子補給金制度。平成21年度をもって新規申込の受付は終了。 また30年度をもって事業終了。	利子補給金額は、借入金、借入利率（上限3%）に応じて市で算出した額と、実際に支払った利子額の1/2の額を比較して低いほうの額	-	「個人住宅建設資金融資あっせん及び利子補給制度」平成19年3月31日廃止	-	-

京都市						大阪市	堺市
京都市あんぜん住宅改善資金 融資制度 一般リフォーム融資	京都市あんぜん住宅改善資金 融資制度 バリアフリーリフォーム融資	京都市あんぜん住宅改善資金 融資制度 エコリフォーム融資	京都市あんぜん住宅改善資金 融資制度 耐震改修融資	京都市あんぜん住宅改善資金 融資制度 耐震建て替え融資	京都市あんぜん住宅改善資金 融資制度 マンション建て替え融資	-	-
①自ら居住する住宅のリ フォームをする本人または府 内に居住するその子（親） ②最終返済時の年齢が75歳未 満である者 ③年間の所得額が1,200万円 以下の者、給与収入のみの場 合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の 25～35%以内に収められる者 ⑤借地上の住宅及び借家のリ フォームをする場合には、当 該工事について当該土地又は 住宅の所有者の承諾を得てい る者 ⑥取扱金融機関が指定する不 動産に抵当権を設定できる又 は連帯保証人をつけることが できる者 ⑦取扱金融機関が指定する保 証機関の保証を受けることが できる者	①自ら居住する住宅のバリア フリーリフォームをする本人 または府内に居住するその子 （親） ②最終返済時の年齢が75歳未 満である者 ③年間の所得額が1,200万円 以下の者、給与収入のみの場 合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の 25～35%以内に収められる者 ⑤借地上の住宅及び借家のリ フォームをする場合には、当 該工事について当該土地又は 住宅の所有者の承諾を得てい る者 ⑥取扱金融機関が指定する不 動産に抵当権を設定できる又 は連帯保証人をつけることが できる者 ⑦取扱金融機関が指定する保 証機関の保証を受けることが できる者	①自ら居住する住宅の断熱改 修や太陽光発電設備設置など のエコリフォームをする本人 または府内に居住するその子 （親） ②最終返済時の年齢が75歳未 満である者 ③年間の所得額が1,200万円 以下の者、給与収入のみの場 合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の 25～35%以内に収められる者 ⑤借地上の住宅又は借家のリ フォームをする場合には、当 該工事について当該土地又は 住宅の所有者の承諾を得てい る者 ⑥取扱金融機関が指定する不 動産に抵当権を設定できる又 は連帯保証人をつけることが できる者 ⑦取扱金融機関が指定する保 証機関の保証を受けることが できる者	①自ら居住する住宅に「建築 物の耐震改修の促進に関する 法律」の認定を受けた工事、 耐震診断を受けた住宅の安全 性を高める工事又は「まちの 匠の知恵を活かした京都型耐 震リフォーム補助金交付要綱 に掲げられた工事を行う本人 または府内に居住するその子 （親） ②最終返済時の年齢が75歳未 満である者 ③年間の所得額が1,200万円 以下の者、給与収入のみの場 合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の 25～35%以内に収められる者 ⑤借地上の住宅及び借家のリ フォームをする場合には、当 該工事について当該土地又は 住宅の所有者の承諾を得てい る者 ⑥取扱金融機関が指定する不 動産に抵当権を設定できる又 は連帯保証人をつけることが できる者 ⑦取扱金融機関が指定する保 証機関の保証を受けることが できる者	①耐震診断を受け、危険と診 断された木造住宅を除却した 後の敷地に、自ら居住するた めに住宅金融支援機構の融資 を受けて住宅の建て替えを行 う者 ②最終返済時の年齢が75歳未 満である者 ③年間の所得額が1,200万円 以下の者、給与収入のみの場 合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の 25～35%以内に収められる者 ⑤借地上の住宅のリフォーム をする場合には、当該工事に ついて当該土地の所有者の承 諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不 動産に抵当権を設定できる者 ⑦取扱金融機関が指定する保 証機関の保証を受けることが できる者	①高さ又は容積に係る既存不 適格となっている分譲マン ションに居住する区分所有者 で、住宅金融支援機構の融資 を受けて建て替え後のマン ション又は市内の住宅を自ら 居住するために取得する者 ②最終返済時の年齢が75歳未 満である者 ③年間の所得額が1,200万円 以下の者、給与収入のみの場 合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の 25～35%以内に収められる者 ⑤取扱金融機関が指定する不 動産に抵当権を設定できる又 は火災保険契約を締結できる 者 ⑥取扱金融機関が指定する保 証機関の保証を受けることが できる者	-	-
本市の区域内の住宅	本市の区域内の住宅	本市の区域内の住宅	耐震認定・耐震診断を受け、 耐震性が低いと診断された本 市の区域内の住宅	耐震診断を受け、安全性が低 いと診断された木造住宅を除 去した後の敷地に、住宅金融 支援機構の融資を受けて新築 する本市の区域内の住宅	住宅金融支援機構の融資を受 けて取得する本市の区域内の 建て替え後の分譲マンション 又は本市の区域内の住宅	-	-
抵当権設定：1,500万 その他：350万	300万	350万	一般耐震改修：300万 用地取得型耐震改修※：350 万	一般耐震建て替え：700万 二戸一化耐震建て替え※： 1,400万 二戸一化長期優良住宅耐震建 て替え融資：1,800万	700万	-	-
年1.70（平成29年10月現在）	年0.20（平成29年10月現在）	年0.50（平成29年10月現在）	年0.20（平成29年10月現在）	年0.20（平成29年10月現在）	年0.20（平成29年10月現在）	-	-
抵当権設定：20年 その他：10年	抵当権設定：20年 その他：10年	抵当権設定：20年 その他：10年	抵当権設定：20年 その他：10年	30年（機構返済期間が限度）	30年（機構返済期間が限度）	-	-
元金等月賦返済（ボーナス 払い併用可）	元金等月賦返済（ボーナス 払い併用可）	元金等月賦返済（ボーナス 払い併用可）	元金等月賦返済（ボーナス 払い併用可）	元金等月賦返済（ボーナス 払い併用可）	元金等月賦返済（ボーナス 払い併用可）	-	-
住宅ローン保証を利用のう え、抵当権設定 又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用の上、 抵当権設定 又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用の上、 抵当権設定 又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用のう え、抵当権設定 又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用の上、 抵当権設定	住宅ローン保証を利用の上、 抵当権設定	-	-
0	0	0	0	0	0	-	-
0	0	0	0	0	0	-	-
※平成30年度から新規受付 休止	※平成30年度から新規受付 休止	※エコリフォーム融資実績： 京都府との協調により、市域 の融資実績の全件を府市双方 で実績として計上 ※平成30年度から新規受付 休止	※用地取得型耐震改修：狭小 で、耐震性の低い住宅につ いて、隣地を取得して行う耐震 改修 ※平成30年度から新規受付 休止	※二戸一化耐震建て替え：狭 小で、耐震性の低い住宅につ いて、隣地を取得して行う耐 震建て替え ※平成30年度から新規受付 休止	※平成30年度から新規受付 休止	-	-

神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
-	-	-	-	-	住宅かさ上げ資金貸付
-	-	-	-	-	本市に居住し、本市の市税を滞納していない者であること。貸付金の償還及び利子の支払について、十分な能力を有すると認められる者であること。貸付金の償還について、相当の資力を有すると認められる連帯保証人1人を有する者であること。かさ上げ工事をしようとするにつき、正当な権限を有する者であること。
-	-	-	-	-	水害のおそれがある住宅
-	-	-	-	-	1,500,000
-	-	-	-	-	3
-	-	-	-	-	10年
-	-	-	-	-	元利均等月賦償還
-	-	-	-	-	抵当権の設定・連帯保証人1人
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

指定都市基本施策比較検討調

<令和元年度 決算編>

令和3年3月発行

福岡市議会事務局調査法制課

福岡市中央区天神一丁目8番1号

TEL (092) 711-4749

FAX (092) 733-5869

※この資料は、市議会ホームページの
市議会★情報BOX内でもご覧いただけます。